

北区学校防災マニュアル

—— 児童・生徒等の命を守るために ——

本マニュアルは、北区立幼稚園・こども園、小・中学校・義務教育学校の
学校防災計画等の見直しの参考となる各種情報をとりまとめたものです



令和7年3月改定



東京都北区教育委員会

学校防災マニュアルの改定にあたって

日本各地では、これまでも、地震や台風による被害が繰り返し発生しており、いつ起きるか分からない災害を見据えて、周至な用意をしておくことが重要です。

そのため、学校やこども園においては、日頃から、児童・生徒等の安全を確保するための取組とともに、充実した防災教育の実践が必要不可欠です。

北区教育委員会では、平成10年3月、阪神・淡路大震災を教訓として「学校防災マニュアル」を策定し、地域との連携を図りながら、学校・園の実態に即した防災対策に取り組んできました。

その後も、日本各地では、大きな地震が絶え間なく発生するとともに、激甚化する台風が猛威を振るうなど、予断を許さない状況が続いています。

さらに、近い将来、発生が懸念される首都直下地震・南海トラフ地震や、線状降水帯による大雨やゲリラ豪雨などの風水害など、学校防災を取り巻く環境は、大きく変化しています。

今回改定した学校防災マニュアルは、こうした状況をふまえるとともに、新たに熱中症対策についても記載するなど、オールハザード型の学校防災マニュアルとしました。

各校園におかれましては、防災の指針としてご活用いただき、平常時より地域との連携を図りながら、各校園の実態や地域の特性に即した取組について、よろしくご願ひいたします。



東京北区渋沢栄一プロジェクト

広報キャラクター

しぶさわくん

令和7年3月

東京都北区教育委員会
教育長 福田 晴一

目次

第1編	基本事項	1
第1章	学校防災マニュアルについて.....	2
第1	「学校防災マニュアル」の目的・使い方.....	2
第2	学校の役割.....	3
第2章	学校における防災体制及び各種計画の整備.....	5
第1	学校防災委員会の設置.....	5
第2	学校防災計画等の作成.....	7
第3章	児童・生徒等及び教職員への教育・研修・訓練.....	13
第1	安全指導計画の作成・見直し.....	13
第2	防災教育.....	15
第3	教職員の研修.....	18
第4	避難（防災）訓練等.....	21
第2編	震災編	31
第1章	事前対策.....	32
第1	基本的な考え方.....	32
第2	被害想定の確認.....	32
第3	ハード対策の推進.....	33
第4	ソフト対策の推進.....	37
第2章	応急対策.....	46
第1	災害時における学校の防災体制.....	46
第2	地震時の対応フロー（在校時・登下校時・校外活動時・在宅時）.....	51
第3	初動対応.....	56
第4	各班の役割分担.....	62
第3章	事後対策.....	80
第1	基本的な考え方.....	80
第2	被害状況の収集と把握.....	80
第3	授業再開の準備.....	82
第4	応急教育計画の作成.....	84
第5	心のケアの充実.....	85
第6	転出に伴う学籍変更等.....	90
第7	就学（入園）相談に関する対応.....	90
第4章	南海トラフ地震対策.....	91
第1	基本的な考え方.....	91

第2	事前対策	91
第3	応急対策	93

第3編 風水害編.....95

第1章	基本的な考え方	96
第2章	事前対策	96
第1	被害想定の確認	96
第2	風水害リスクの種類を踏まえた事前対策方針	96
第3	風水害時の浸水防止対策	97
第3章	応急対策	98
第1	避難情報・気象情報・水位情報等の入手	98
第2	水害への対応	100
第3	土砂災害への対応	104
第4	竜巻への対応	105

第4編 その他災害編.....107

第1章	火災対策	108
第1	基本的な考え方	108
第2	事前対策	108
第3	応急対策	108
第2章	火山災害対策	110
第1	基本的な考え方	110
第2	事前対策	110
第3	応急対策	111
第3章	大規模停電対策	112
第1	基本的な考え方	112
第2	事前対策	112
第3	応急対策	113
第4章	原子力災害対策	114
第1	基本的な考え方	114
第2	事前対策	114
第3	応急対策	114
第5章	新興感染症対策	116
第1	基本的な考え方	116
第2	事前対策	116
第3	応急対策	117
第6章	熱中症対策	118
第1	基本的な考え方	118
第2	事前対策	118
第3	応急対策	120

第7章	国民保護事態への対策.....	121
第1	基本的な考え方.....	121
第2	事前対策.....	121
第3	応急対策.....	122
第5編	避難所運営支援.....	131
第1章	基本的な考え方.....	132
第2章	事前対策.....	132
第1	学校施設利用計画の作成.....	132
第2	初動期における避難者の受入計画（手順）の策定.....	134
第3	鍵の預託.....	134
第4	震災時等における危険物（燃料）の仮貯蔵・仮取扱い.....	134
第3章	応急対策.....	135
第1	避難所の開設.....	135
第2	初動体制.....	136
第3	避難所管理運営委員会設置後の体制.....	136
第4	高台対応避難場所指定校（荒川氾濫想定時）.....	138
第5	水害対応避難場所指定校（石神井川氾濫、土砂災害想定時）.....	138
第6	児童・生徒のボランティア活動.....	140

第1編 基本事項



第1章 学校防災マニュアルについて

第1 「学校防災マニュアル」の目的・使い方

この「学校防災マニュアル」は、各災害の発生時に学校が児童・生徒等の命を守るために、具体的にどのように対応するかを定める「学校防災計画」等の作成・見直しの参考にさせていただくための指針となるものである。

なお、本マニュアルは、北区立幼稚園・こども園、小・中学校・義務教育学校を対象としている。特段の記載がない限り、学校、校庭、校長等の記述には幼稚園・こども園を含み、児童・生徒等の記述には園児を含む。また、義務教育学校は、小・中学校を含む。

1 読んで対応を確認する

まずは、このマニュアルをじっくりと読み、各災害時の教職員等の対応及び児童・生徒等の行動の注意点を確認する。

2 各学校の状況で考える

このマニュアルは、あくまで参考であり、北区立学校としての基本方針及び統一的対応について示したものであるため、各学校の防災体制はその地理的な条件や児童・生徒等の状態等により異なる。各学校において、どのような防災体制が必要か考える。

3 参考にして計画の作成又は見直しをする

1、2の後、このマニュアルを参考に、各学校の「学校防災計画」を作成又は見直し、学校ごとの実情に応じた、災害発生時に教職員が担うべき役割とその対応方法を具体的に定めたものにする。

4 訓練を実施して計画を見直す

3の後、学校防災計画に基づいて繰り返し訓練を実施し、課題を明確にするとともに、改善・改良を図りより実効性のある計画となるように、不断の見直しを行う。

第2 学校の役割

学校保健安全法を踏まえた学校安全に関する学校の役割は、以下のとおりである。

1 学校安全に関する北区の責務（法第二十六条）

北区は、児童・生徒等の安全を確保するため、災害、事故、加害行為等による危険・危害を防止し、もし発生した場合は適切に対処することができるよう、学校施設・設備や管理運営体制等を整備する。

2 安全指導計画の策定等（法第二十七条）

学校は、児童・生徒等の安全を確保するため、学校施設・設備の安全点検、児童・生徒等の通学、学校生活、日常生活の安全指導、職員の研修等について「安全指導計画」（法上の名称は「学校安全計画」）を策定し、計画に基づいた対策を実施する。

3 学校環境の安全の確保（法第二十八条）

校長は、学校施設・設備について、児童・生徒等の安全上支障となる場合は、遅滞なく改善措置を行う。改善措置を行えないときは、北区に連絡する。

4 学校防災計画（危険等発生時対処要領）の作成等（法第二十九条）

学校は、児童・生徒等の安全を確保するため、学校の実情に応じて、災害等発生時の教職員がとるべき対応の具体的な内容・手順を定めた「学校防災計画」（法上の名称は「危険等発生時対処要領」）を作成する。

校長は、災害等発生時に職員が適切に行動できるよう、学校防災計画を職員へ周知し、計画に基づく訓練等を行う。

学校は、災害等により心身の健康に対する影響を受けた児童・生徒等や関係者等が生じた場合、心身の健康を回復させるために必要な支援を行う。

5 地域の関係機関等との連携（法第三十条）

学校は、児童・生徒等の安全を確保するため、児童・生徒等の保護者と連携するとともに、地域の実情に応じて、警察署等の関係機関やその他の関係団体、地域住民等と連携を図る。

■東京都北区地域防災計画について

<概要>

災害対策基本法に基づき東京都北区防災会議が作成する、あらゆる自然災害に対処する総合計画である。本計画は、東日本大震災等の災害の教訓・経験や、東京都の首都直下地震や大規模水害等による被害想定等を踏まえて令和6年3月に改定・公表された。北区ホームページでも閲覧することができる。

東京都北区地域防災計画
(震災対策編・風水害対策編)
令和6年3月改定

東京都北区防災会議

第2章 学校における防災体制及び各種計画の整備

第1 学校防災委員会の設置

学校安全は、事前の備えが全ての対応の基本である。そのため、平常時から学校の実情に応じて安全な環境を整備し、災害等の発生を未然に防ぐための対策を取ることが必要である。

日頃から、校園長は、校園における危機管理の最高責任機関として、校園長を委員長とした、副校園長、防火管理者、教諭、養護教諭、事務職員、栄養職員及び用務職員からなる「学校防災委員会」を設置する。なお、学校防災委員会は、学校防災計画の見直しや避難訓練の実施等、防災体制の整備を行う。

各学校は、「学校防災委員会名簿（平時の防災体制）」を作成し、学校防災計画に定めておく。

■学校防災委員会の例



平時の体制である校内安全委員会の体制と、事故・災害等発生時の対策本部の体制を一本化しておくとう有効な場合もあります。このような場合、校内安全委員会の体制図の中で、学校災害対策本部の体制も並記しておくとい良いでしょう。

■防火管理者の要件（一般財団法人日本防火・防災協会HP）

https://www.bouka-bousai.jp/hp/lec_info/guide_bouka.html

■学校防災委員会名簿（平時の防災体制）の作成例

職	担当	役割分担
委員長	校園長	・全体統括
副委員長	副校園長	・活動方針の検討
統括担当	〇〇	・総合調整、管理
安全点検責任者	〇〇	・消火器・防災設備の定期点検 ・学校施設設備、通学路等の安全点検 ・安全点検チェック表の作成 ・点検の評価、見直し
部品・備蓄管理責任者	〇〇	・緊急時持ち出し品、重要書類等の管理 ・備蓄品、備品の整備 ・備蓄品、備品の内容、保管場所等の管理 ※教職員用非常食の保管場所（ ）
通報・通信責任者	〇〇	・通信、情報収集手段の整備、管理 ・家庭、関係機関等との連絡体制の整備
渉外責任者	〇〇	・家庭との連携 ・関係機関、地域等との連携
安全教育・訓練責任者	〇〇	・危機種別、発生時間等、多様な状況想定の実施 ・地域、関係機関等と連携した訓練の実施 ・教育、訓練の評価、見直し
教職員研修責任者	〇〇	・危機対応に関する各種研修の実施 ・応急措置等の研修の実施 ・防災用具等の取扱方法に関する研修の実施 ・心のケア研修の実施 ・研修の評価、見直し
※消防法に基づく 防火管理者	〇〇	・消防計画の作成、防火管理上必要な業務の実施

第2 学校防災計画等の作成

学校防災委員会は、安全管理・安全教育を推進するため、事前対策、応急対策、復旧対策の枠組みで、以下の各種計画を策定する。各計画の策定にあたっては、用務職員、調理員等の委託あるいは派遣社員にも協力を得る。

■各学校で整備すべき防災関係計画

		計画名※	対象学校	内容	参照	根拠法令
事前対策	提出不要	安全指導計画 (学校安全計画)	全学校	<ul style="list-style-type: none"> 安全教育の一部をなす防災教育や児童・生徒等及び教職員等が実施する避難（防災）訓練、教職員を対象とした防災研修の実施を定めた年間の指導計画。 消防計画で定められた防火防災訓練の計画もこれに定める。 	P10	学校保健安全法第27条
応急対策	提出必要	学校防災計画 (危険等発生時対処要領)	全学校	災害時に児童・生徒等の安全の確保を図るため、教職員等が日常及び災害時にとるべき措置の具体的内容や手順、学校が避難所として活用される場合の施設利用計画等を定めた計画。	P8	学校保健安全法第29条 北区地域防災計画
	提出必要	消防計画	収容人員50人以上の学校	<ul style="list-style-type: none"> 火災発生時の活動計画や日常の防火対策など、防火管理者が定める計画。 消防計画を作成（変更）後は、所轄消防署長に届出しなければならない。 	P9	消防法第8条
		事業所防災計画	全学校 ※ただし、防火管理に係る消防計画の中に事業所防災計画に規定すべき事項を定めればよいとされている。	震災対策や、震災時の活動計画、施設再開までの復旧計画を定めた計画。	-	東京都震災対策条例第10条 同条例に基づく事業所防災計画に関する告示
	提出必要	避難確保計画	洪水浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置し、地域防災計画で指定された学校	洪水や土砂災害時に児童・生徒等の避難の確保を図るため、教職員等が日常及び災害時にとるべき措置の具体的内容や手順等を定めた計画。	P10	水防法第15条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第8条 北区地域防災計画
復旧対策	提出不要	応急教育計画	全学校 ※発災後に作成するもの	学校教育活動が正常に実施できるまでの間、校長が被害の状況等を判断し、休校、短縮授業等の応急的に実施する教育計画。	P11	北区地域防災計画

※（ ）内は、法令上の名称

1 学校防災計画の作成について

各学校は、学校保健安全法に基づき「学校防災計画」（法上の名称は「危険等発生時対処要領」）を作成しなければならない。

各校園は校種の違い（特徴）や地理的条件、児童・生徒等の状況の違いに配慮し、本マニュアルを参考に、学校ごとに「学校防災計画」を作成する。

学校防災計画は、附属資料 I に作成例を参考に作成する。

なお、学校防災計画は毎年度見直し、作成または変更したときは、教育委員会事務局教育政策課に提出すること。

■各学校で作成する「学校防災計画」の内容例

第1編 基本事項
第2編 震災編
第1章 事前対策
第2章 応急対策
第3章 事後対策
第4章 南海トラフ地震対策
第3編 風水害編
第1章 基本的な考え方
第2章 事前対策
第3章 応急対策
第4編 その他災害編
第1章 火災対策
第2章 火山災害対策
第3章 大規模停電対策
第4章 原子力災害対策
第5章 新興感染症対策
第6章 熱中症対策
第7章 国民保護事態への対策
第5編 避難所運営支援
第1章 基本的な考え方
第2章 事前対策
第3章 応急対策

※各学校の立地条件や特性などの実情に応じて、記載内容は適宜修正すること。

2 消防計画（事業所防災計画を含む）の作成について

各学校は、消防法に基づき「消防計画」を作成し、また、東京都震災対策条例に基づき「事業所防災計画」を作成し、所轄消防署長に届出なければならない。ただし、事業所防災計画は、消防計画の中に事業所防災計画に規定すべき事項を定めて作成すればよいとされている。

平成25年4月、震災による帰宅困難者の発生を抑制するため、事業所防災計画に規定すべき事項が追加された。

消防計画は、以下の参考資料や附属資料Ⅱの作成例をもとに作成する。

消防計画に変更があれば、変更届を提出しなければならないが、学校においては、通常、毎年度人事異動があるため、年度が替わる度に変更届を出さなければならない。

なお、消防計画を作成又は変更したときは、消防署に届出するとともに、教育委員会事務局教育政策課にも提出すること。

■参考資料

- 消防庁 HP 「消防計画、全体についての消防計画及び防火管理業務計画の作成基準フロー」
https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/drs/ss_jirei.html

■消防計画の届出

王子消防署	〒114-0002 北区王子四丁目28番1号 電話 03(3927)0119 FAX 03(3927)1526
十条出張所	〒114-0032 北区中十条一丁目7番10号 電話 03(3905)0119
東十条出張所	〒114-0001 北区東十条三丁目6番6号 電話 03(3919)0119
管轄区域	王子本町一丁目から三丁目まで、堀船一丁目から四丁目まで、王子一丁目から六丁目まで、豊島一丁目から八丁目まで、岸町一丁目と二丁目、東十条一丁目から六丁目まで、中十条一丁目から四丁目まで、十条仲原一丁目から四丁目まで、上十条一丁目から五丁目まで、十条台一丁目と二丁目

赤羽消防署	〒115-0044 北区赤羽南一丁目10番4号 電話 03(3902)0119 FAX 03(3902)2089
志茂出張所	〒115-0043 北区神谷三丁目11番22号 電話 03(3901)0119
浮間出張所	〒115-0051 北区浮間三丁目13番15号 電話 03(3966)0119
西が丘出張所	〒115-0056 北区西が丘一丁目48番6号 電話 03(3909)0119
赤羽台出張所	〒115-0053 北区赤羽台二丁目4番41号 電話 03(3907)0119
管轄区域	赤羽南一丁目と二丁目、赤羽西一丁目から六丁目まで、西が丘一丁目から三丁目まで、赤羽一丁目から三丁目まで、赤羽台一丁目から四丁目まで、桐ヶ丘一丁目と二丁目、赤羽北一丁目から三丁目まで、浮間一丁目から五丁目まで、岩淵町、志茂一丁目から五丁目まで、神谷一丁目から三丁目まで

滝野川消防署	〒114-0024 北区西ヶ原二丁目1番1号 電話 03(3916)0119 FAX 03(3940)4809
三軒家出張所	〒114-0023 北区滝野川五丁目39番3号 電話 03(3940)0119
田端出張所	〒114-0012 北区田端新町一丁目20番12号 電話 03(3894)0119
管轄区域	王子消防署及び赤羽消防署の管轄区域以外の区域

※各出張所では、令和3年10月1日よりFAX番号が廃止となった。

各出張所にFAXを送付する場合は、各消防署に送付が必要である。

3 避難確保計画の作成について

荒川浸水想定区域内及び土砂災害（特別）警戒区域内に位置する各学校は、風水害による被害が発生する危険性が特に高いため、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき「避難確保計画」を作成し、北区へ提出しなければならない。

北区危機管理室防災・危機管理課が運用している「避難確保計画作成支援システム」にて、避難確保計画を作成・提出すること。対象学校一覧及びシステム操作方法等は、以下のURLを参照する。

■北区HP「要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等について」
（避難確保計画作成支援システム）

<https://www.city.kita.lg.jp/safety/disaster/1018237/1018239/1002612.html>

※窓口：北区危機管理室防災・危機管理課（03-3908-8184）

■参考資料

・要配慮者利用施設の浸水対策（国土交通省）
https://www.mlit.go.jp/river/bousai/main/saigai/jouhou/jieisuibou/bousai-gensai-suibo_u02.html

4 安全指導計画の作成について

各校園は、学校保健安全法に基づき「安全指導計画」（法上の名称は「学校安全計画」）を作成し、計画に沿って対策を実施しなくてはならない。

安全指導計画は提出不要であるが、事前防災を推進する上で重要なものとなるため、以下の参考資料や本マニュアルの第1編第3章等を参考に、各学校で必ず作成し、計画に基づく対策を実施する。

■参考資料

・安全教育プログラム（東京都教育委員会）
<https://www.anzenedu.metro.tokyo.lg.jp/anzenkyoikuprogram>

・『生きる力』をはぐくむ学校での安全教育（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1416715.htm

・学校安全計画例（文部科学省）
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/detail/_icsFiles/afieldfile/2019/05/15/1416681_09.pdf

5 応急教育計画の作成について

各校園は、発災時に、学校教育が正常に実施できるまでの間、学校施設・設備の被災状況、教職員及び児童・生徒等の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して、①教育の場の確保方策、②教育課程等の再編成等の対応、③避難所運営との調整、④教育活動再開時期の決定・連絡等、「応急教育計画」を作成し、計画に沿って対応を実施しなくてはならない。

応急教育計画を作成するにあたって、災対教育振興部（教育指導課）と連携を密にするとともに、速やかに保護者及び児童・生徒等へ周知する。

応急教育計画は提出不要であるが、応急教育を推進する上で重要なものとなるため、本マニュアルの第2編第3章等を参考に、各学校で必ず作成し、計画に基づく対策を実施する。

6 各計画の運用・管理・見直しについて

（1）教職員・関係者等への周知徹底

各校園は、学校防災計画等の各種計画の内容について、あらかじめ教職員（会計年度任用職員等の教職員を含む）等に周知徹底することが不可欠である。特に、発災直後の緊急対応手順は、学校防災計画等に頼らなくても遂行できるよう、十分に習熟しておく必要がある。

教職員が普段から確認しやすい場所（職員室内の目立つ場所）に置いておくほか、毎年度当初や防災訓練前等に、人事異動で新たに赴任した教職員を含めた全員で学校防災計画等の内容と役割を理解するための研修機会を設け、読み合わせや季節ごとの留意点を共有・議論するなど、各学校の実状に合わせて具体的な方策を定め、実践する必要がある。

加えて、保護者、地域住民や関係機関などにも、学校防災計画等に定める事項のうち特に必要な事項をあらかじめ周知しておくことも必要である。例えば、保護者に対しては児童・生徒等の引渡しの方法や臨時休業の判断基準など、地域の関係者や関係機関には災害等の発生時における役割分担・協力要請事項など、対象により周知すべき内容は異なる。

このため学校防災計画等には、周知すべき内容・周知方法などを具体的に定める必要がある。

■地域住民や関係機関の例

- ・地域の住民・関係団体等（自治会、自主防災組織）
- ・防災・防犯ボランティア団体
- ・各地域の警察署、消防署
- ・近隣の学校等
- ・学校医、学校歯科医、学校薬剤師等
- ・学校近隣の保健医療機関等、地域医師会

（2）学校防災計画等の保管方法

災害発生時の対応手順を記載している学校防災計画等は、いざというときに確実に使えるようにしておかなければならないため、その保管形態や保管場所などについても配慮する。

例えば、大規模地震等の発生時には停電することが想定されるため、パソコン内の電子データという形式だけではなく、必ず出力した冊子の形で保管しておく。また、避難の際に持ち出すこと

を想定して、あらかじめ職員室の緊急時持ち出し品の中に入れておくほか、学校施設が使用できなくなった場合にバックアップをしておくことも望ましい。(毎年、北区へ提出された学校防災計画等は、バックアップとして北区のサーバーに保管している。)

さらには、児童・生徒等が怪我をした場合などの救命処置等や関係各機関の緊急連絡先などを利用する可能性が高い場所(校内の避難場所など)にも、保管しておくなどの対応も考えられる。

(3) 学校防災計画等の評価・見直しと改善

学校防災計画等は、一度策定すればよいというものではなく、常に新たな知見・情報や社会情勢等の変化に合わせて見直していくことが必要である。

具体的な見直し・改善の視点としては、例えば以下のような事項が挙げられる。

- ・ 人事異動等による分担や組織の変更はないか
- ・ 施設・設備や通学路、児童・生徒等の状況に変化はないか
- ・ 地域や関係機関との連携に変更はないか
- ・ 防災避難訓練、研修会等の図上訓練(卓上訓練)で、問題点や課題の発見はなかったか
- ・ 他校の事例や社会情勢の変化等から、自校に不足している項目はないか

また、確実に見直しを実施するために、見直しの時期を定めておく。

- ・ 定例：年度当初、人事異動時、研修・訓練後
- ・ 随時：北区の計画・マニュアルや災害リスク情報の変更時等

(4) 改訂履歴の管理

学校防災計画等は、常に最新のものを共有し利用できるようにしておかなければならない。

このため、当該マニュアルが最新版であることが明確となるよう、マニュアルの表紙には必ず見直し時期を記載しておくとともに、見直しに携わった担当者・責任者、改訂履歴一覧(版数、改訂年月日、改訂概要)を記載しておくことが望ましい。

(5) 各種資料の活用

文部科学省、東京都、北区等では、学校防災計画等の見直しに活用できる資料を作成・公表している。各学校の災害リスクや特性に応じて見直しを行う。

■参考資料

作成主体	資料名	URL
文部科学省	学校の「危機管理マニュアル」等の評価・見直しガイドライン(令和3年6月)	https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm
	学校の危機管理マニュアル作成の手引(平成30年2月)	https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870.htm
	学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き(平成24年3月)	https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1323513.htm
東京都	学校危機管理マニュアル(令和6年11月)	https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/safety/crisis_management_manual.html
北区	本資料	https://www.city.kita.lg.jp/children-edu/schools/1003985/1017219.html

第3章 児童・生徒等及び教職員への教育・研修・訓練

第1 安全指導計画の作成・見直し

児童・生徒等及び教職員への教育・研修・訓練について、本項目の内容等を踏まえて各学校で「安全指導計画」を作成し、適切に推進する。

1 安全指導計画の作成

安全指導計画には、少なくとも、①児童・生徒等に対する通学を含めた学校生活その他の日常生活における安全に関する指導、②職員の研修に関する事項を盛り込むことが必要である。

①については、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、学校教育全体における防災教育の内容の体系化を図り、年間指導計画を作成する。

■安全指導計画の内容（例）

- 1 児童・生徒等への安全教育に関する事項
 - (1) 学年別・月別の関連教科等における安全に関する指導事項
 - (2) 学年別・月別の指導事項
 - ① 特別活動における指導事項
 - ・学級活動における指導事項（単元、教材、題材等）
 - ・学校行事（避難訓練などの安全に関する行事）における指導事項
 - ・部活動等での安全に関して予想される活動に関する指導事項
 - ② 課外における指導事項
 - ③ 個別指導に関する事項
 - (3) その他必要な事項
- 2 教職員への研修に関する事項
 - ・安全教育、事前対応、応急対応、復旧対応等に関する学校防災計画等に関する校内研修事項
 - ・その他必要な事項
- 3 安全に関する組織活動
 - ・防災に関する意識や行動、過去の災害発生状況等の調査
 - ・通学に関する安全のきまり・約束等の設定
 - ・保護者対象の安全に関する啓発事項
 - ・家庭、地域社会と連携した防災安全などに関する具体的な活動
 - ・家庭、地域社会との連携を密にするための地域学校安全委員会等の開催
 - ・その他必要な事項

※以上は、本マニュアルで対象としている「災害安全」のみ記載しているが、「生活安全・交通安全等」に関する内容も併せて記載する必要がある。

2 安全指導計画の評価

安全指導計画に基づく実践を共通理解、意欲、協力作業等の観点から評価し、次年度の防災教育の計画に生かすことが大切である。加えて、指導の方法・内容が適切であったかなど、指導計画の評価も行い改善につなげる。評価の方法、評価項目は、以下を参考とする。

評価方法	<ul style="list-style-type: none"> ・学習への取組状況の観察や成果物 ・児童・生徒等へのアンケートやグループでの話し合いの結果 ・保護者へのアンケート（学校公開時、家庭学習時のフィードバック） ・関係機関・専門家からの講評（安全教室等での講師の方より）
学習評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ・災害の現状及び対策について理解できたか ・現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意思決定や行動選択ができるようになったか ・日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動を取るとともに、自ら危険な環境を改善できるようになったか ・自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか
指導計画の評価項目	<ul style="list-style-type: none"> ・全校的な指導体制が確立されているか ・教職員間の連携が図れているか ・訓練等の日程や時間、実施回数は適切であるか ・安全管理との連携が図れているか ・児童・生徒等の実態、地域の特性を反映しているか ・指導の内容や方法に課題はないか ・指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか ・保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか

第2 防災教育

1 目的

防災教育は安全教育の一部をなすものであり、児童・生徒等が、災害や防災についての基礎的・基本的な事項を理解すること、安全に関して自ら危険を予測し的確に対応できる判断力や行動力を身に付けること、災害時に進んで他の人々や地域の安全に役立つことができるような態度や能力を養うことなどを主なねらいとしている。

特に、突然起こる地震に対しては、児童・生徒等が瞬時に安全な行動がとれるようにするとともに、臨機応変に対処できるようにするため、教職員が安全指導と安全管理の両面から効果的に防災教育を進めることが必要である。

また、自助、共助、公助の視点を適切に取り入れながら、児童・生徒等が日頃から学校、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加し、貢献できるように指導することが大切である。

2 内容

防災教育は児童・生徒等の発達段階、地域特性や実態に応じて、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等、教育活動全体を通して計画的に進める必要がある。

一般に防災教育の内容としては、次の内容が挙げられる。

- ① 火災発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ② 地震（津波）発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ③ 火山活動による災害発生時の危険の理解と安全な行動の仕方
- ④ 風水（雪）害、落雷等の気象災害及び土砂災害発生時における危険の理解と安全な行動の仕方
- ⑤ 放射線の理解と原子力災害発生時の安全な行動の仕方
- ⑥ 避難場所の役割についての理解
- ⑦ 災害に関する情報の活用や災害に対する備えについての理解
- ⑧ 地域の防災活動の理解と積極的な参加・協力
- ⑨ 災害時における心のケア
- ⑩ 災害時要援護者や海外からの来訪者に対する配慮
- ⑪ 防災情報の発信や避難体制の確保など、行政の働き
- ⑫ 消防署など関係機関の働き

これらの内容に関する指導内容を整理し、各教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動等の関連を図るほか、家庭や地域社会との連携も視野に入れた効果的な防災教育を行う必要がある。

3 発達段階に応じた安全指導のねらい

（1）幼稚園・認定こども園

地震、火災や水害発生時における、基本的な身の守り方を理解させるとともに、災害時に落ち着いて安全に行動する能力を育てる。

(2) 小学校・義務教育学校（前期課程）

地震、火災や水害発生時における行動の仕方や対処の方法について考えさせたり、日常生活の様々な場面で発生する災害の危険を理解させたりするとともに、的確な判断の下に安全な行動ができるよう、危険を予測し回避する能力を身に付けさせる。

(3) 中学校・義務教育学校（後期課程）

地震、火災や水害発生時に予想される状況について理解を深めるとともに、日常生活において危険を事前に予測し回避する能力を育て、災害が発生した際には適切な行動がとれる能力を身に付けさせる。更に、他の人々や地域の安全に役立つ態度や能力を養う必要がある。

(4) 特別支援学級

特別支援学級における安全指導は、基本的には幼稚園・認定こども園、小学校、中学校及び義務教育学校における考え方と同じだが、児童・生徒の障害の種別、程度及び発達段階に即して具体的、個別的な指導を積み重ねる必要がある。特に、一人通学時に発災した場合は、自ら安全な場所に避難したり、学校が作成する緊急連絡カードや東京都が標準様式を定めた「ヘルプカード」を用いて周囲の人に助けを求めたりできるよう、一人ひとりの状態に応じた指導の工夫が必要である。

4 各種教材の活用

文部科学省、東京都、北区等では、防災教育に活用できる教材を作成・集約・公表しているため、各学校の災害リスクや特性に応じて活用する。

また、児童・生徒等がより興味・関心をもって学習できるように、視聴覚・映像教材等を活用するほか、地域に関連したものを教材化すると効果的である。

■参考となる教材

主体	資料名	概要	URL
文部科学省	学校安全ポータルサイト	文部科学省や全国自治体等が作成している教材が集約。	https://anzenkyouiku.mext.go.jp/
東京都	安全教育・防災教育ポータルサイト	東京都等が作成している教材が集約。	https://www.anzenedu.metro.tokyo.lg.jp/
北区	北区防災ポータル	北区のハザードマップや防災関連施策が集約。	https://bosaiportal.city.kita.tokyo.jp/

5 現在北区地域防災計画で定められている防災教育関連施策

現在、北区地域防災計画で定めている防災教育関連施策は、以下のとおり。各学校の災害リスクや特性に応じて活用する。

(1) 小中一貫型防災教育の実施

北区は、北区学校サブファミリー事業を活用し、小・中学校が連携した避難訓練等を実施する。また、全サブファミリーでの実施を目指す。

(2) 東京都北区防災センター（地震の科学館）

東京都北区防災センター（以下「防災センター」という。）は、地震に関する知識を体系的に学習できる展示機器や現実感のある体験施設を備えており、この施設を拠点として地域の防災教育を広める。

また、施設の利用を通じて、地震についての正しい情報やいざというときにパニックにならないための各種体験を提供するとともに、応急手当講習会等を開催し、防災意識の高揚を図る。

なお、防災センターは、区内のみならず他区市町村等からの見学・研修にも随時応じている。

○ 北区防災センター（地震の科学館）

防災センターでは、地震対策の学習、地震体験、煙体験、初期消火体験などの訓練・体験を通して、防災に関する正しい知識を身につけることができる。

■住 所：東京都北区西ヶ原 2-1-6

■電 話：03-3940-1811

■開館時間：午前 9 時から午後 5 時

■休館日：毎週月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律の休日にあたる場合は、月曜日を
開館し火曜日を休館）・国民の祝日（ただし土曜日の場合は開館）・年末年始

■施設 HP：

<https://www.city.kita.lg.jp/safety/disaster/1002639/1002675.html>

(3) 中学生の防災学校

北区は、災害時に地域の力として重要な役割を担うことが期待される中学生の防災活動への興味を高め、将来の地域防災リーダーとして育成することを目的とした「中学生の防災学校」を、北区立全中学校を対象に、消防署及び消防団と連携して行う。さらに、地域の防災活動への参加も促すことで、地域一体での防災力の向上を図る。

(4) 起震車を活用した防災教室

北区は、区所有の起震車により、自主防災組織や学校、保育園等に出向き防災教室を開催し、地震体験等を通じた防災意識の高揚を図る。

(5) 災害教訓の伝承

北区は、国土地理院関東地方測量部、東京都と連携して、自然災害伝承碑の取組など、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を後世に伝えていくための活動を推進する。

(6) 防災フェスタの実施

北区は、災害時において乳幼児を抱えて避難をしなければならない子育て中のファミリー層に向けた体験型イベントを開催し、防災知識等の習得とともに、ファミリー層が地域の防災活動へ参加していくためのきっかけづくりを図る。

6 ボランティア活動の推進

児童・生徒等が体験を通して、ボランティアの基本となる他人を思いやるという心や社会に進んで奉仕する態度を培うことができるよう、日頃から地域の教育力を積極的に取り入れた活動を展開するなど、ボランティア活動の機会を設けるようにする。

特に、中学校では、可能な範囲で、初期消火活動、救出活動、応急手当などの災害応急活動に進んで協力する態度の育成に努める。想定される支援活動としては、在校している場合、避難している方々への物品配布の手伝いや清掃活動等、地域においては避難移動中の救済活動や避難場所での運営補助などが考えられる。

以上の内容について、日頃から非常時に地域において児童・生徒等がどのような役割を担うことができるかを周知するなど、消防署、警察署、北区危機管理室や地域の自主防災組織との緊密な連携を図る必要がある。

第3 教職員の研修

教職員が災害発生時における児童・生徒等の安全を確保し、被害を最小限にとどめるためには、教職員が必要な知識・技能を身に付け、状況に応じた一人ひとりの的確な判断と機敏な行動力、臨機応変な状況判断が求められており、一致協力して迅速かつ適切な行動が取れるようにすることが必要である。

このため、教職員の防災意識と使命感、災害対応能力、避難訓練・防災訓練の指導力、応急処理能力などを高めるため、教職員の防災に関する研修を充実する。

研修を行う際は、基礎知識の習得から実践力の向上、さらには応用力の獲得まで、段階を踏んで教職員の能力向上を図ることや、夏休み期間等を活用し、校内だけでなく校外の研修に参加し、最新情報を入手・共有できるように配慮する。

1 校内研修

(1) 研修テーマ

安全指導計画の教職員研修計画に、防災に関する研修主題を位置づけて実施する。主な研修テーマは、以下のとおりである。

- ① 学校防災計画等の内容、見直しについて
- ② 地震、その他の災害について
- ③ 学校災害対策本部組織と教職員の役割
- ④ 教職員の安全確保と安否確認の方法について
- ⑤ 児童・生徒等の安全確保、安否確認、引き渡し方法について
- ⑥ 効果的な防災教育
- ⑦ 効果的な避難（防災）訓練
- ⑧ 備蓄品、防災資機材、AED等の取扱い
- ⑨ 避難所の開設について
- ⑩ 学校が避難所となることを想定した実働訓練



- ⑪ 地域の防災体制の理解
- ⑫ 心のケアについて
- ⑬ 安全点検（定期・臨時・日常点検）について

■各研修等の北区の相談窓口

各研修等について、お問い合わせの場合は、教育振興部（教育政策課）へご相談ください。

（2）校内研修の具体例

ア 職員会議での話題提供

教職員の学校安全に対する意識の維持・向上のため、職員会議の時間を使って、定期的に、各学校における学校安全に関する課題や社会的に注目されている学校安全の側面に関して話題提供し、議論する機会を設ける。

イ 防災教育の充実

防災に関する研修に参加した教員が、防災教育副読本など、防災に関する資料の活用事例について、全教員に説明するとともに、サブファミリーを単位とするなどにより、それを取り入れた研究授業を行う。

ウ 防災体制の確立

学校防災計画等に基づいた訓練を実施し、評価・改善を全ての教職員で共通理解する場を設定する。

防災訓練に先立って校内の安全点検及び防災設備の点検を行うとともに、自動火災報知設備や屋内消火栓等の設備の使用方法について実習する。

北区の防災担当者から、北区の防災体制や避難所開設の手順等について説明を受け、避難所開設のシミュレーションを行う。

エ 防災リテラシーの向上

養護教諭や消防署員からAEDの使用方法等について指導を受けるとともに、心肺蘇生法、三角巾を使った応急処置等について実習を行う。

臨床心理士等の専門家の研修や指導を受けながら事例研修を行い、児童・生徒等に対する個別のケアができるようにしておく。

文部科学省「こころの窓口」

https://www.mext.go.jp/a_menu/saigaijohou/syousai/1303886.htm

■校内研修企画のための参考資料

資料名	URL
学校安全推進のための教職員向け研修・訓練実践事例集（令和3年6月・文部科学省）	https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00002.htm

※その他、「第2 防災教育（4）各種教材の活用」で紹介している各ポータルサイト内の参考資料・映像資料等を活用する。

2 北区（教育委員会や危機管理室等）が実施する研修・講習会

初任者や安全教育担当者等を対象とする防災についての研修に参加し、研さんに努める。また、震災時の心理的ケア対策を視野に入れた教育相談等の研修を受講することにより、発災後の児童・生徒等に対する個別のケアができるようにしておく。

北区教育委員会では、毎年度、防災安全教育研修会を開催している。

また、以下を地域防災計画に記載し推進しているほか、北区危機管理室では、各種研修（オンライン防災イベント等）を開催している。

（1）救出活動技術の普及・啓発

北区は、消防署等と連携して、防火防災管理者、自衛消防隊員をはじめ自主防災組織の救出・救護班員をはじめ、広く区民に対し、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動を推進する。

（2）応急救護知識及び技術の向上

北区は、消防署等と連携して、区民に対し、応急救護に関する知識及び技術を普及し、自主救護能力の向上を図る。

また、応急手当普及用資機材の整備・充実を図るとともに、消防署・消防団及び東京消防庁災害時支援ボランティア等と連携した救命講習等の効果的な普及啓発活動を展開する。

3 校外研修・講習会

文部科学省や東京都、消防・警察、他自治体、専門機関などが開催する学校安全に関する研修に、学校安全の担当教職員を積極的に派遣し、当該教職員の資質・能力の向上を図るとともに、関連の最新情報等の入手に努める。また、担当教職員が校外研修で得られた情報を確実に校内の全ての教職員に伝達・共有するよう、伝達・共有の機会を設ける。

学校安全の担当教職員は、上記の校外研修に加え、文部科学省や東京都の学校安全ポータルサイトを定期的に確認し、学校安全に関する新たな情報を入手して、校内に伝達・共有するよう心がける。

また、効率性に配慮し、DX教材（文部科学省「教職員のための学校安全e-ラーニング」等）も積極的に活用する。

第4 避難(防災)訓練等

1 避難(防災)訓練について

災害は、授業中だけでなく休憩時間中や清掃中、登下校中にも発生する可能性があり、同じ授業中であっても、普段使っている机等がない特別教室、体育館や校庭にいるときに発生する場合も考えられる。

このような中でも児童・生徒等や教職員が適切に身の安全を確保するためには、様々な災害の種類・発生状況等を想定した避難(防災)訓練を行うことが必要である。

特に地震は突発的で予測できないため、避難(防災)訓練の際には様々な場面における危険回避や避難の方法について理解させ、状況に応じて安全に行動できる能力を培う必要がある。

また、訓練は、児童・生徒等が自らの身の安全を守るために必要な知識等を身に付けるための教育的要素と、学校として児童・生徒等の安全を確保するための管理的要素という2つの側面を持っていることに留意する。

2 訓練計画の策定

訓練計画は、達成目標を設定したうえで、年間を通して教育課程の中に訓練を位置づけることで策定する。

訓練計画策定にあたっては、様々な災害を想定し、どのような災害に遭遇した場合でも安全に避難できる態度や能力を身に付けられるよう、体験的・実践的な訓練とするほか、年間を通して基本的な内容から実践的な内容へとステップアップするなどの工夫が必要である。

■訓練計画策定のための参考資料

資料名	URL
避難訓練の手引(平成27年7月・東京都)	https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/school/document/safety/evacuation_drill_handbook.html

※その他、「第2 防災教育(4) 各種教材の活用」で紹介している各ポータルサイト内の参考資料・映像資料等を活用する。

3 訓練計画策定上の工夫点・留意点

(1) 達成目標に関すること

- ア 児童・生徒等に「自らの身は自ら守り、安全に移動できる」ことを基本的な考え方として十分理解させる。
- イ 児童・生徒等に、自らの安全確保を前提としつつ、被災者に対する支援活動に積極的に参加していこうとする態度を養わせる。
- ウ 教職員は、児童・生徒等に頭部や体を保護させるなど、危険を回避する行動について、明確な指示を出せるようにする。
- エ 教職員の一人ひとりが役割分担(指揮系統、情報収集、関連機関への通報・連絡、搬出、救助、発電機等の防災資機材の使用等)や協力体制について理解を深め、的確な行動ができるようにする。

(2) 訓練内容に関すること

ア 訓練は、次のような多様な内容を想定し、いかなる場合にも安全に対処できるように、適宜選択して実施するようにする。

①対象：生徒児及び教職員

- ・身体防護訓練
- ・避難訓練
- ・集団下校訓練
- ・保護者への引き渡し訓練
- ・帰宅困難者対策訓練
(児童・生徒等を保護し、校内に残留せざるを得ない状況になった場合の訓練)
- ・ボランティア活動訓練
- ・その他の訓練

②対象：教職員

- ・出火防止訓練
- ・初期消火訓練
- ・救出救助訓練
- ・応急救護訓練
- ・情報収集訓練
- ・防災無線通信訓練
- ・参集訓練
- ・避難所管理運営訓練(避難住民役も設定)
- ・学校備蓄室・防災資機材倉庫の開錠訓練
- ・防災用品の搬出・取扱い訓練
- ・備蓄品・防災用品等の点検訓練
- ・水防訓練
- ・その他の訓練

イ 消火器、屋内消火栓、D級ポンプ、発電機、炊き出しバーナー等の防災資機材を積極的に活用して緊迫感、臨場感をもたせるなど、様々な災害を想定した訓練を工夫する。

ウ 全小中学校に防災無線を配備しており、定期的に防災無線通信訓練を行っている。無線機器を、多くの教職員が使えるようにする。

エ 特別な支援を必要とする児童・生徒等には、その特徴や個別の配慮事項について全教職員で共通理解を図り、それを想定した訓練を行う。

オ 区内の各学校で実施している訓練の例について、【資料編：資料1 区内各学校の訓練例】を参照。

(3) 訓練条件設定に関すること

ア 訓練は、次のような多様な条件を想定し、いかなる場合にも安全に対処できるように、適宜選択して実施するようにする。また、設定日時又は時刻を予告しない方法等も組み合わせる。

イ 各学校に係る災害は、【資料編：資料2 学校リスクマップ】を参照。

■校内研修企画のための参考資料

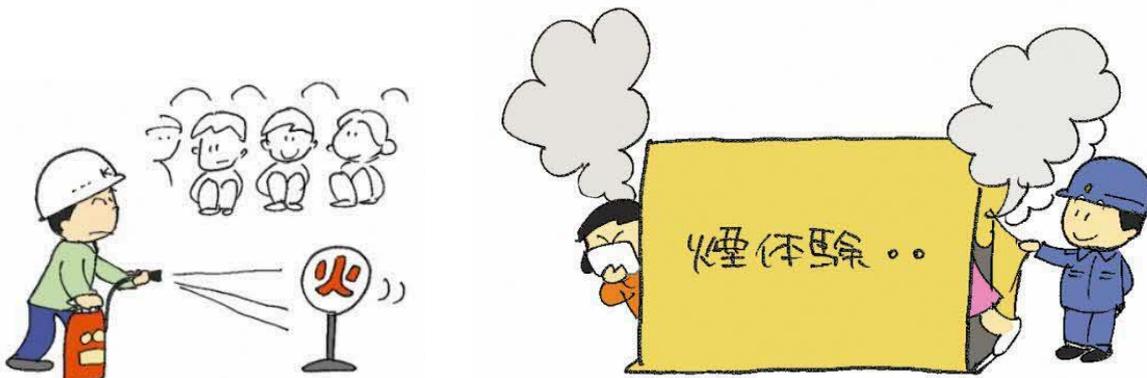
条件区分		条件設定例
災害種別		①火災 ②地震 <ul style="list-style-type: none"> ・緊急地震速報（直前に発せられる） ・直下型地震（事前に把握できない） ・南海トラフ巨大地震 ③風水害 <ul style="list-style-type: none"> ・荒川の氾濫（長時間の大規模な降雨を伴う大型台風の発生等） ・石神井川の氾濫・土砂災害（台風・集中豪雨・線状降水帯の発生） ④火山災害 ⑤複合災害（感染症拡大や熱中症を含む） ⑥大規模事故（爆発等） ⑦国民保護に関する事態（武力攻撃等）
学校の持つリスク		【学校の要素】 学校種別、校舎の耐震化の状況 等 【地域の要素】 木造住宅密集地域 等
場面想定	時間設定	【授業中】 普通教室、特別教室、体育館、運動場、プール等 【授業中以外】 登下校中、授業前、放課後、休憩時間、清掃中、委員会活動、部活動中等
	状況設定	<ul style="list-style-type: none"> ・季節、天候 ・管理職の不在 ・電話の不通、停電（校内放送使用不可） ・避難経路が使用不可 ・児童・生徒等・教職員の負傷 ・校内での児童・生徒等の行方不明

(4) スケジュール・実施体制等に関すること

- ア 実施時期や回数は、児童・生徒等の実態や、地域の実情に応じ、他の安全指導との関連等を考慮して設定する。
- イ 学校全体だけでなく、学級単位や部活動単位で実施することも考慮する。
- ウ 所轄消防署や防災機関との連携を十分行うとともに、PTA、地域の自主防災組織との合同訓練等も実施するように努める。

(5) その他

より効果的な訓練とするため、訓練実施前の授業等で、訓練の意義を児童・生徒等に十分理解させる。



4 訓練の実施例

(1) 避難訓練

地震、火災、火山災害は突発的に発生し避難に時間的余裕がない。一方で、台風や原子力災害は時間的余裕が比較的ある。また、地震は様々な二次災害を想定すべきであることなど、災害現象には様々な特徴がある。

避難を確保する上では、その特徴に応じて、「その場で身を守る行動」、「一次避難（校庭や校舎の上階などでの安全確保）」、「二次避難（一次避難場所など校内の避難先に危険が迫った場合のさらなる避難）」の在り方を考える必要がある。

例えば、同じ「その場で身を守る行動」であっても、地震等の場合は「落ちてこない・倒れてこない・移動してこない」場所を見つけて頭を守る、竜巻等の場合は建物の中に入り窓を閉めカーテンを引き窓ガラスから離れるなど、災害現象に応じて取るべき対応が異なることが挙げられる。

以上を踏まえ、あらかじめ、「その場で身を守る行動」、「一次避難（校庭や校舎の上階などでの安全確保）」、「二次避難（一次避難場所など校内の避難先に危険が迫った場合のさらなる避難）」について、ルール、避難先・避難経路、避難方法を検討し、訓練を実施する。

事象	想定される状況等	その場で身を守る行動	一次避難 (校庭・上階等へ)	二次避難 (校外へ)
火災	調理室・家庭科室・理科室等からの出火、近隣地域からの延焼	—	○	○
地震	地震動による備品の落下、液状化、学校施設の損壊・倒壊	○	○	○
二次災害としての火災	調理室・家庭科室・理科室等からの出火	—	○	○
風水害	台風、河川の氾濫、高潮、ゲリラ豪雨、内水氾濫	—	○	○
土砂災害	地震や降雨によるがけ崩れ	—	○	○
突風、竜巻、雷	突風、竜巻による施設・設備の損傷、落雷による外傷	○ (屋内退避)	—	—
火山災害	富士山の噴火（火山灰等）	—	○	○
その他災害	大規模事故・爆発、原子力災害	○ (屋内退避)	○	○
国民保護事態	Jアラートによる情報伝達	○ (屋内退避)	—	—

なお、一次避難・二次避難の避難場所及び避難経路や避難方法を検討する際の主な留意点は以下のとおり。

【避難先・避難経路検討上の留意点】

- ・ハザードマップ等を確認して、安全が確保できる避難先を決定する（必要に応じて、北区と調整・協議）
- ・ハザードマップ等をベースとして、避難先・避難経路を記入し、避難経路図を作成する
- ・移動にかかる時間を考慮する
- ・避難経路上にあるリスクを把握し考慮する（必要に応じて代替となる経路も複数想定）
- ・その場所からさらなる避難をする可能性を考慮する

【避難方法検討上の留意点】

- ・移動時の隊列、教員の配置（児童・生徒等を見失わないように）を検討する
- ・保護者や学校に避難してきた地域住民とともに避難する可能性を検討する
- ・バス・自家用車等を用いた避難の場合の具体的な手順・方法を検討する（長距離避難が想定される場合）
- ・天候や季節により防寒具（上着）を持参しての避難を検討する

ア 「地震感知時の対応」の訓練

地震発生時の基本行動は、どこにいても、どのような状況でも「上からも落ちてこない」「横からもものが倒れてこない」「ものが移動してこない」場所に素早く身を寄せて安全を確保する。教職員の指示を待たずに児童・生徒等が自ら判断し行動できるよう繰り返し訓練して、とっさに行動できるようにしておく。

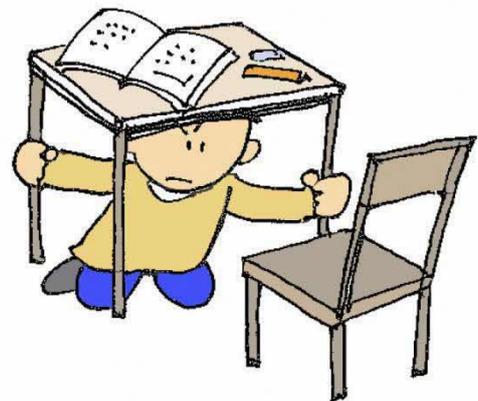
そのために、小学生は防災頭巾、中学生は防災ヘルメットを着用して避難する。また、防災頭巾や防災ヘルメットは、原則、特別教室に持ち運ぶ。

発達段階に応じ、何が危ないのか具体的な指導を行うためには、教職員自身が落ちてくるもの、倒れてくるもの、移動してくるものとはどんなものなのか校舎内の非構造部材について日ごろから把握しておく。

突然の強い揺れでは思うように行動できないことも考えられ、身の回りを見渡して近い場所から探す訓練からまず始める。

また、各学校に、緊急地震速報システムが導入され、緊急地震速報の報知音を利用し、地震発生時と同様に身の安全を確保する訓練を行う。

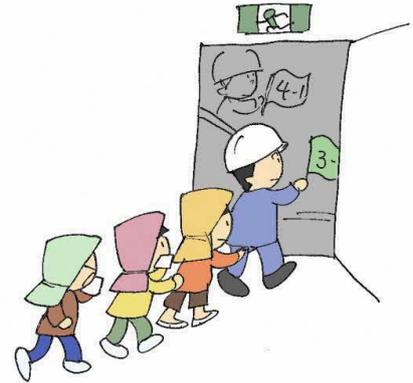
教室等机の下に身を隠せる場所では、イラストのように机の下に身を寄せて安全を確保することができ、身を寄せる場所がない所では、体を丸めて危険から身を守る姿勢「だんご虫のポーズ」を取るようになる。



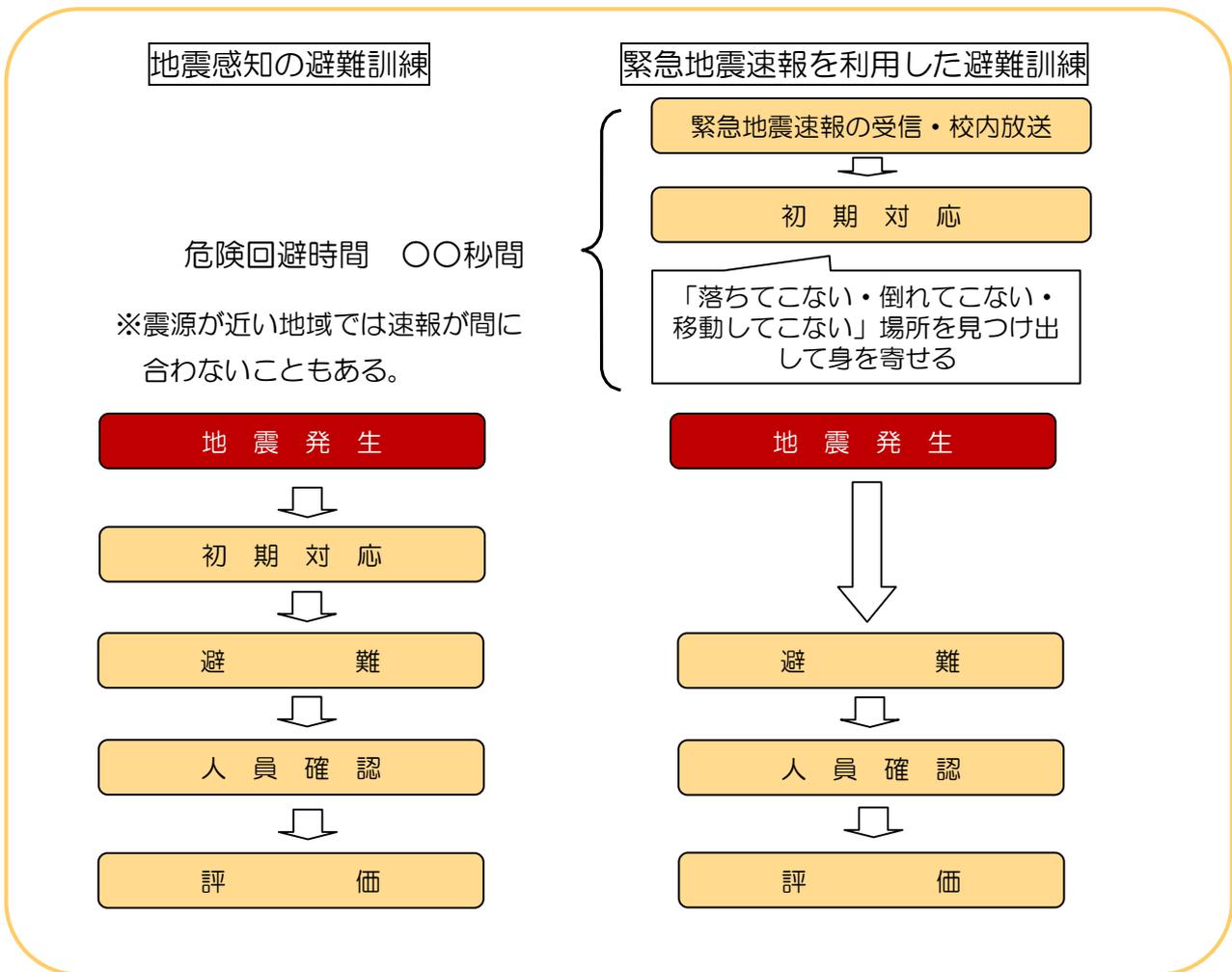
イ 「揺れが収まった後の対応」の訓練

耐震化された校舎では、地震で倒壊する危険性は低いと考えられる。しかし、引き続き強い余震が発生した場合には壁などが落下する危険や、火災などの二次災害も考えられる。これらを想定し、より安全な場所に素早く避難し、集合する行動訓練を行う。

校庭に集合する一次避難訓練だけでなく、校庭が亀裂などで使用不能な状況や、近隣からの延焼火災などを想定した、避難広場等への二次避難訓練も実施する。



■地震感知の避難訓練と緊急地震速報を利用した避難訓練の違い



(2) 火災を想定した避難(防災)訓練

校内あるいは周辺施設から出火したことを想定し、校庭中央など、あらかじめ決められた避難場所や校外への避難訓練を実施する。

また、教職員は、児童・生徒等の避難訓練と同時に、119番通報訓練や屋内消火栓や消火器を使った初期消火訓練を行うなど実践的な訓練を行う。

(3) 風水害を想定した避難(防災)訓練

荒川、隅田川、新河岸川、石神井川又は神田川のはん濫による浸水が想定される学校や土砂災害警戒区域内の学校では、年1回以上、高齢者等避難開始や避難指示が発令された場合を想定し、水防訓練や避難訓練を行う。避難訓練の際、河川氾濫の一次避難は垂直避難等を想定する。また、土砂災害の一次避難は土砂側を避けるように避難することを想定する。二次避難の場合は、避難先の学校と連絡・調整を行い連携して実施する。

(4) 保護者への引き渡し訓練

児童・生徒等が在校中に災害が発生した場合、その後下校措置として、安全が確保された場合、保護者への引き渡しが行われる。保護者への引き渡し方法を確立し、「緊急時引き渡しカード」を活用して実際に保護者に引き渡しを行い、下校経路での危険を想定し、より安全な経路を通る訓練を実施する。

5 家庭、地域、関係諸機関との連携

訓練は学校だけで実施するのではなく、保護者や地域の関係機関と連携して行うことも必要である。机上の取り決めだけでなく顔を合わせて訓練として経験することで、いざというときの連携を円滑に進めることが可能となる。

(1) 家庭、地域との連携

学校は、平素から避難(防災)訓練の方針や計画について、保護者やPTA、地域の自主防災組織に連絡し理解と協力を求める。また、児童・生徒等の引き渡し訓練などを通して保護者との連携を密にする。

なお、家庭でも防災に関する話し合いの場を設けるよう働きかける。さらに、児童・生徒等のボランティア活動への参加に関して、地域との日常的な連携を進めるとともに、保護者に対しては災害時における児童・生徒等の具体的な支援活動の内容などを周知し、教育活動の一環として実施することの意義について理解を深めておく必要がある。

(2) 消防、警察、医療機関等との連携

学校は、消防、警察、医療機関などの関係諸機関に対して災害発生時に連絡すべき事項や、協力を要請する事項などについて、あらかじめ定めておく。また、避難(防災)訓練の際、実地の指導や講評等について関係機関の協力を得る。

■各体験等の相談窓口

体 験	窓 口	連絡先
初期消火訓練	消防署	王子消防署 3927-0119 赤羽消防署 3902-0119 滝野川消防署 3916-0119
応急救護訓練		
救命講習		
煙体験		

(3) 北区との連携

全ての学校は、北区地域防災計画で避難所に指定されている。そのため、北区、教育委員会や地域の自主防災組織等と連携を密にし、日頃から物資の備蓄や避難者の受け入れにあたるための体制づくりなど、防災に対する準備を整えておくことが大切である。

■各体験等の相談窓口

体 験	窓 口	連絡先
防災講演	北区 危機管理室	地域防災担当課 3908-8194 防災・危機管理課 3908-8184 生活安全担当課 3908-1121
地震体験		
学校備蓄室見学		
学校防災資機材活用訓練		

6 訓練後の評価について

訓練の目的には、想定される危険から「命を守るための行動」を取るための避難行動を児童・生徒等や教職員の身に定着させることのみならず、その避難行動を規定する学校防災計画が適切なものとなっているかどうかを評価することも含まれる。

訓練がすべて順調に進むことを前提に実施すると、訓練のマナー化につながるため、学校防災計画に潜む課題を浮き彫りにできるような訓練を目指し、訓練実施後の振り返りに重点をおくことが大切となる。

そのためには、訓練の振り返りの視点を記載した振り返りシート等を予め作成しておき、児童・生徒等を含む参加者からアンケート等によるフィードバックを得るほか、教職員の振り返り結果を共有し、学校防災計画及び訓練そのものにおける課題を明らかにしてその後の改善につなげる。

■参考：安全指導をする際の点検項目

東京都教育庁指導部では昭和50年3月8日に「学校における震災等に対する安全管理と指導の徹底について」を各学校に通知しているが、安全指導を実施するに当たっての点検項目としては、次のような事項が挙げられる。

- ア 小・中学校の学級活動及び学校行事などの指導を通じて、安全指導の充実を図っているか。幼稚園においては、個々の幼児の行動の傾向を掌握するとともに、各活動内容や場面に応じた安全への配慮がなされているか。
- イ 年間を通じて避難訓練を計画的に行い、指導の徹底を期しているか。
- ウ 避難訓練の内容は、火災のみでなく、地震、風水害等を含め、指導の充実を期しているか。
- エ 避難訓練は授業中だけでなく、始業前、休憩時、放課後等、いろいろな時間や場所を想定して実施されているか。
- オ 避難訓練は、必要により関係機関や地域の協力を得るなどして指導の充実に努めているか。
- カ 地震の発生時における教師の指示の方法や児童・生徒等の最初の行動の仕方が明確にされているか。
- キ 必要により児童・生徒等を校舎外へ避難させる場合の隊形、頭部の保護等の具体的な事柄について十分指導しているか。
- ク 教師の指示によって行動し、勝手に校外に飛び出したり、帰宅したりすることのないよう具体的に指導しているか。
- ケ 異常な混乱が生じた際に、児童・生徒等を集合させる場所が明らかになっているか。
- コ 通学途上における適切な行動の仕方について指導しているか。電車、バス、自転車などを利用している者に対して特に配慮しているか。これらについて、家庭との連絡を行っているか。
- サ 障害のある児童・生徒等に対しては、特に個別的な指導を行い、安全の確保に努めているか。介助の態勢はできているか。
- シ 自らの安全確保を完了した後に、自分にできる災害ボランティアへの参加の仕方について指導しているか。

第3章 児童・生徒等及び教職員への教育・研修・訓練
第4 避難(防災)訓練等

第2編 震災編



第1章 事前対策

第1 基本的な考え方

「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表・東京都防災会議）」によれば、今後30年以内に首都直下地震が発生する確率は70%であり、今後30年以内に南海トラフ巨大地震が発生する確率は70～80%としている。

区内の学校は、全て耐震補強を完了し、校舎の躯体が崩壊する危険性はなくなっている。また、平成23年度から「緊急地震速報システム」を導入し、震度4以上の場合は予知情報を校内放送により知らせることができるようになり、机の下に身を隠すなどの対応を取ることができるようになった。

しかし、首都直下地震の場合は、震源地が近いため、緊急地震速報が強い揺れに間に合わないことも想定されている。

震災による被害を減少させるためには、日ごろから「被害想定」を理解したうえで、什器等の転倒・落下・移動防止対策等の「ハード対策」を推進するとともに、連絡体制整備等の「ソフト対策」の実施による事前の備えが重要である。

第2 被害想定の確認

学校にどのような災害時等のリスクがあるのかについて、その学校を取り巻く地域の地勢・地質などの自然的環境や、人口・都市構造・交通環境など社会的環境が大きく関わる。このため、学校安全を推進するうえでは、その概略を基礎知識として押さえておくことが必要である。

防火管理者は、防災地図、ハザードマップ、【資料編：資料2 学校リスクマップ】等を定期的に確認し、学校が置かれた地域の危険性について把握するとともに、教職員への周知を図る。

特に、学校周辺（学区内等）のブロック塀の多いところ、落下しそうな看板、土砂災害（特別）警戒区域、古い住宅・空き家、アンダーパス、歩道橋、電線・電柱、瓦屋根、自動販売機、建設現場、商店における什器・陳列物など、危険箇所を把握する。



■北区 HP：(防災地図・ハザードマップ)

<https://bosaiportal.city.kita.tokyo.jp/hazardmap/hazardmap.html>

第3 ハード対策の推進

1 什器等の転倒・落下・移動防止対策

ア 地震発生時の家具類の転倒・落下・移動による被害には次のようなものが想定される。

- ①転倒・落下・移動による人的、物的被害
- ②避難通路の障害
- ③火気使用設備機器等に転倒・落下・移動することによる火災の発生
- ④収容物の落下や破損

イ 什器等をしっかりと固定するとともに、万一、固定器具が外れて転倒した場合でも、被害を受けにくい配置の工夫をする。

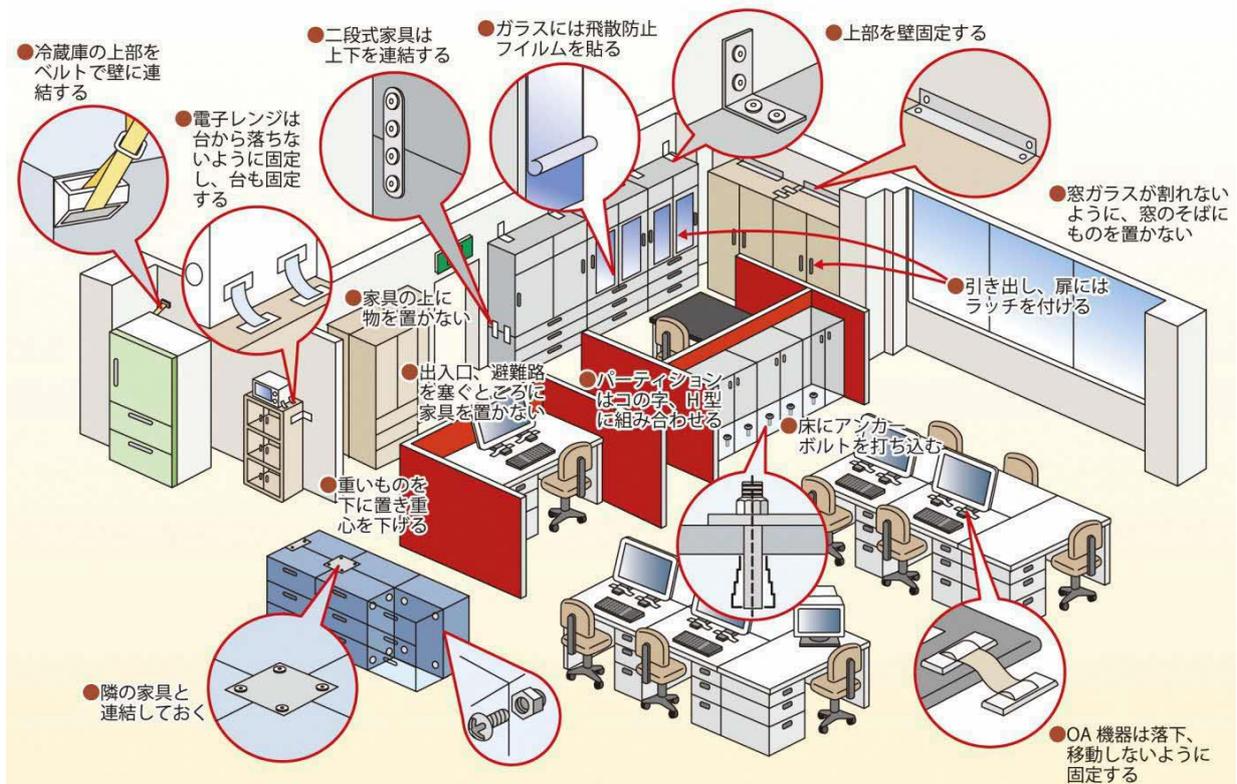
ウ 避難通路や出入口をふさがないように、転倒、移動しやすい什器等を置かないようにする。

エ 窓際に背の高い什器等を配置しない。窓ガラスに衝突し、割れる危険性がある。また、屋外にガラスの破片や収納物が落下した場合、通行人がけがをする危険性もある。

オ 什器等の天板の上に物を置かない。

カ 什器等を部屋の間仕切り代わりに配置することはしない。固定が床に限られるほか、収容物の落下の危険がある。

■地震時の什器等の転倒・落下・移動防止対策（例）



出典：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンドブック」

2 学校施設・設備等の安全点検

学校環境の安全を確保し、危機事態の発生を防止するためには、学校内外の施設・設備の点検などを継続的かつ計画的に実施して、潜在的な危険箇所を抽出しなければならない。このため学校防災計画には、安全点検などについて定めておくことが必要となる。

学校保健安全法施行規則では、学校において次表のように定期点検・臨時点検・日常点検という3種類の安全点検を実施することが求められている。点検が計画的に実施できるよう、それぞれの時期や方法、対象について、具体的に定めておくことが必要となる。

■安全点検の種類と内容

種類	時期・方法等	対象	法的根拠等
定期の安全点検	毎学期1回以上 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童・生徒等が使用する施設・設備及び防火、防災に関する設備など	毎学期1回以上、児童・生徒等が通常使用する施設及び設備の異常の有無について系統的に行わなければならない(規則28条第1項)
	毎月1回 計画的に、また教職員全員が組織的に実施	児童・生徒等が多く使用するとと思われる校地、運動場、教室、特別教室、廊下、昇降口、ベランダ、階段、便所、手洗い場、給食室等、屋上など	明確な規定はないが、各学校の実情に応じて、上記(規則28条第1項)に準じて行われる例が多い
日常の安全点検	毎授業日ごと	児童・生徒等が最も多く活動を行うと思われる箇所	設備等について日常的な点検を行い、環境の安全の確保を図らなければならない(規則29条)
臨時の安全点検	必要があるとき ・運動会や体育祭、学芸会や文化祭、展覧会などの学校行事の前後 ・暴風雨、地震、近隣での火災などの災害時	必要に応じて点検項目を設定	必要があるときは、臨時に、安全点検を行う(規則28条第2項)

(1) 定期の安全点検

発災時、ライフラインに係る学校施設・設備を適切に保全することは、児童・生徒等の安全確保のほか、避難してくることが予想される地域住民の安全を守る上で重要である。災害時に、緊急対応を効果的に行うためには、日常の施設管理の積み重ねが大切である。

学校施設・設備の安全点検は、避難経路を中心に、日ごろから安全点検に努めるとともに、【様式編：様式1 学校施設・設備等の点検リスト】により定期的の実施し、保安状況を確認する。異常があれば、教育振興部学校改築施設管理課や危機管理室防災・危機管理課に対応を求める。

また、発災時に速やかに点検を行うためには、止水弁、ガス緊急遮断弁、電気分電盤、消火器、消火栓、防火扉、防火シャッター等の配置図を職員室、事務室及び主事室に掲示する。あわせて、ライフラインの被害が発生した際の「災害時緊急連絡先一覧表」も作成し掲示する。

＜非構造部材の点検＞

学校は、教育活動の場であるとともに、災害時には避難所としての役割を果たすことから安全性の確保は重要である。学校施設の構造体は、耐震化されているが、天井材や外装材等の非構造部材の耐震対策も行う必要がある。

教職員は、建築の専門的な知識は有しないものの、施設を日常的に使用している者として、日々活動する中で施設の不具合を見つけ、危険箇所を察知できる立場にある。このため、【様式編：様式4 点検チェックリスト（非構造部材・学校用）】により、非構造部材の点検を定期的に行い、異常があれば教育振興部学校改築施設管理課に対応を求める。

（2）日常の安全点検・検査

ア 防火管理者及び火元責任者が行う日常の任務

- ① 喫煙の管理及び吸い殻の処理
- ② 閉校時の火気使用設備の確認
- ③ 電気を使用する設備等の電源の遮断の確認
- ④ 準備室、倉庫等の施錠の確認
- ⑤ 火気使用設備器具の異常の確認
- ⑥ 電気器具の配線の劣化・損傷
- ⑦ 避難口・階段の避難障害、防火戸・防火シャッターの閉鎖障害の確認

イ 教職員が日頃から留意すべき事項

- ① 避難口、廊下、階段、避難通路などの避難施設には、避難の障害となる物品を置かないようにする。置かれていることを発見した場合は、速やかに除去する。
- ② 防火戸・防火シャッターとは、階段等の出入口に設けられている扉、シャッター等を指し、他への延焼防止、煙の流入防止の役割を果たしており、これらの障害となる物品を置かないようにする。置かれていることを発見した場合は、速やかに除去する。
- ③ 火気使用場所以外の場所で、ストーブなど火気を臨時的に使用する場合は、防火管理者がその使用状況を把握しておく。

ウ 通学路の安全点検

- ① 通学区域地区担当教員は、登下校時に発災した場合に備え、教育振興部、道路管理者、地域住民と連携の上、児童・生徒等の通学路の安全性を毎学期1回以上実施し、危険箇所を把握して、児童・生徒に指導する。

(3) 臨時の安全点検・検査

各学校は、発災時に備え、「巡視点検場所・項目一覧」を作成し、学校防災計画に定めておく。

■巡視点検場所・項目一覧の作成例

		担当者氏名							
月 日 時 分～ 時 分		担当者氏名							
点検場所	異常の有無	点検項目							特記事項
		ストーブ・火気 ・ガスの元栓	柱の 亀裂	天井の 破損	照明器具 の破損	ガラス の破損	器具の 転倒状況		
校長室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
給食室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
音楽室	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
廊下	有・無	確認 済・未	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	
・	・	・	・	・	・	・	・	・	

3 学校防災用品の備蓄と管理

大地震などの災害時の帰宅困難者対策として一斉帰宅が抑制され、保護者が企業等に概ね3日間留まる場合や、突発的な水害（線状降水帯・ゲリラ豪雨等）が発生した場合に公共交通機関が運休した場合等、長時間引き取りにこないことも想定される。

また、さらに大きな地震が発生した場合や、大きな余震が頻発する場合などで、児童・生徒等のほか、引き取りに来た保護者等や教職員も校内に留まっていた方が安全と見込める場合には、学校に待機することも想定される。

北区の考えとしては、児童・生徒等及び保護者は「避難者」扱いとする。各学校には、北区危機管理室が避難所用に物資を備蓄しているため、現場の状況によりそれらの備蓄物資を活用する。

また、学校は、児童・生徒等の安全確保の観点から教職員が3日従事できるための非常食を別途保管している。

防火管理者は防災用品及び備蓄物資を定期的に点検・訓練時に機能確認し、不備があれば、教職員用の備蓄物資は教育振興部教育政策課に、防災用品と備蓄物資は危機管理室に対応を求める。

■3日分の備蓄量の目安

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> ① 水は、1人当たり1日3リットル、計9リットル ② 主食は、1人当たり1日3食、計9食 ③ 毛布は、1人当たり1枚 ④ その他の品目は、物資ごとに必要量を算定 |
|---|

第4 ソフト対策の推進

1 災害対策本部体制の整備、非常配備態勢名簿の作成

災害等が発生した際は、全教職員が連携・役割分担して、各種対応に当たる必要がある。避難誘導や初期消火、安否確認等の具体的な災害対応に当たる役割に加えて、必要な情報を収集・整理する（情報収集・分析機能）、得られた情報を基に状況判断・意思決定を行って必要な指示を出す（指揮統制機能）、関係者との連絡調整を行う（連絡調整機能）等、学校として災害時に行うべき対応は多岐にわたる。

このため、震度5弱以上の地震が発生した場合、学校として災害等に対応するための学校災害対策本部を設置することとし、その班構成などをあらかじめ検討したうえで、「災害対策本部役割分担表」を作成し、学校防災計画に定めておく。

また、毎年度当初に、「非常配備態勢名簿」を作成し、学校防災計画に定めたいと、教職員に周知する。

さらに、地震への備えとして、【様式編：様式2 日頃からの大規模地震への備えチェックリスト】により、学校における防災体制を年1回以上点検・検査を実施する。改善が必要な場合は早急に対処する。

■非常配備態勢名簿の作成例

非常配備態勢名簿（第一次）

※初動、第二次、第三次名簿も同様に作成する。

順	職	氏名	性	住所（区市町村名）	参集方法	所要時間	備考
1	校長	〇〇〇〇	女	北区王子本町	徒歩	30分	
2	副校長	〇〇〇〇	男	豊島区西池袋	自転車	1時間00分	
3	〇〇〇	〇〇〇〇	女	埼玉県川口市	自転車	1時間10分	

（時間の目安は、徒歩3km/h）

■災害対策本部役割分担表の作成例

役割	担当者	主な活動内容	準備物	☆学校防災マニュアル ★学校防災計画 様式集
災害対策本部	本部長：校長 副本部長：副校長 本部員：各班長	<ul style="list-style-type: none"> 各班との連絡調整 校内の被害状況把握 校内放送等による連絡・指示 応急対策の決定、指示 児童・生徒等、教職員の安全確保 報道機関への連絡、対応 	<ul style="list-style-type: none"> 学校防災計画等 学校敷地図 ラジオ、携帯電話 懐中電灯、拡声器、トランシーバー、ハンドマイク 	☆P62
情報連絡班	班長：副校長 () ()	<ul style="list-style-type: none"> 119番通報 情報収集、とりまとめ 北区教育振興部との連絡調整 (状況報告、必要物資要求等) 記録日誌、報告書の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ラジオ ハンドマイク 懐中電灯 緊急活動の日誌 トランシーバー 携帯電話 	☆P64 ★別表5 緊急連絡先電話番号簿
安否確認・避難誘導班	班長：学年主任 授業担当教員	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒等及び教職員の安否確認(名簿による確認) 安全な避難経路で避難誘導 揺れが収まった直後の負傷程度の把握 行方不明の児童・生徒等、教職員の把握・本部に報告 児童・生徒等の不安緩和 	<ul style="list-style-type: none"> クラスの出席簿 行方不明者の記入用紙(児童・生徒等、教職員) 	☆P65 ★別図1～3 避難場所及び避難経路図
初期消火班	班長 () 班員 () 班員 ()	<ul style="list-style-type: none"> 初期消火 被害の状況確認 近隣危険箇所の巡視 二次災害の防止 避難場所の安全確認(学校内が危険な時は、避難広場等へ避難する) 	<ul style="list-style-type: none"> 消火器 ヘルメット 道具セット 手袋 安全点検表 防災地図 	☆P66
救出救護班	班長：養護教諭 班員 () 班員 ()	<ul style="list-style-type: none"> 職員2人1組からなる数チームを編成、救出・救護にあたる 負傷者や危険箇所等の把握及び本部へ通報 負傷者の搬出・応急手当 行方不明者の搜索 医師等の確保・救急医薬品の確認 関係医療機関との連携 医療的ケア(心のケア含む)が必要な児童・生徒等の対応 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルメット、皮手袋、防災マスク、安全靴等 救出工具(バール、のこぎり、ハンマー等) 救急医薬品、健康カード 担架、AED 水・毛布 トランシーバー 	☆P75
応急復旧班	班長 () 班員 () 班員 ()	<ul style="list-style-type: none"> 校内施設・設備等の構造的被害状況の把握 応急復旧に必要な機材の調達と管理 危険箇所の処理 危険箇所の立入禁止表示 授業教室の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ヘルメット 校内図 ロープ 標識、バリケード 	☆P66 ★別表2 巡視点検場所・項目一覧

役割	担当者	主な活動内容	準備物	☆学校防災マニュアル ★学校防災計画 様式集
保護者対応班	班長 () 班員 () 班員 ()	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への情報発信 引き渡し場所の指定 保護者等の身元確認 保護者等が到着した順に児童・生徒等を引き渡す 児童・生徒等の保護 PTA との連絡調整、保護者会の開催 	<ul style="list-style-type: none"> 出席簿 集合場所のクラス配置図 	☆P76 ★別表6 緊急時引き渡しカード ★別表7 通学区 域地区担当の 教員名簿
避難所支援班	班長 () 班員 () 班員 ()	<ul style="list-style-type: none"> 非常時持出品の搬出 北区災害対策本部及び自主防災組織と連携した避難所の開設・運営支援 立入禁止区域の設定・表示 避難者受入れ場所の開放・表示 避難者の名簿作成支援 緊急物資、ボランティア等の受入れ支援 	<ul style="list-style-type: none"> マスターキー ラジオ ロープ、テープ、バリケード 避難所開設キット 	☆P79 ★別表8 非常時 出品リスト ★別表9 学校施設 利用計画

※特別支援学級がある学校園については、上記以外にも、適宜、役割分担を検討する。

2 避難方針の検討

予め、避難第1編 第3章 第4 訓練の実施例(1) 避難訓練の考え方にに基づき、防災地図等を参考に、「震災時の避難場所及び避難経路図」等を作成し、学校防災計画に定めただうえて、教職員に周知する。

■避難場所の設定例

種別	避難行動	避難場所
その場で身を守る行動	普通教室、特別教室、校庭等により対応が異なる	ものが落ちてこない・倒れてこない・移動してこない場所など
一次避難	校内の安全な場所への避難	校庭など
二次避難	二次避難場所など校内の避難先に危険が迫った場合のさらなる避難	〇〇〇〇公園 徒歩約〇〇分 ※

※二次避難の避難場所は、北区防災地図や地域防災計画 資料編「35. 避難場所一覧」(P資-45~47)等を参考にしてください。

3 情報連絡体制の整備

(1) 保護者との安否確認体制の整備

災害発生時に児童・生徒等の安否を迅速に確認すること及び各家庭と連絡を取り合う方法をあらかじめ定めておく必要がある。すでに各学校においては、個人情報保護を念頭に置き、保護者の緊急連絡先等を用いた「緊急連絡網」を作成し、活用しているところではあるが、災害時に回線がつながりにくくなることを想定し、第一連絡先だけでなく、第二、第三連絡先について検討するなど、より確実に連絡がとれるように工夫する。

連絡手段には、学校ホームページや東京都北区学校園連絡システム（tetoru）等があり、それらの手段をあらかじめ保護者に周知しておく。

また、児童・生徒等が親戚の家など自宅以外に避難する場合は、保護者に対し、早めに学校に連絡させることも併せて周知しておく。なお、家族間での安否確認方法は、東京都防災ホームページに災害用伝言ダイヤルの取扱方法がまとめられているため、参照するよう保護者に周知しておく。



(2) 関係機関との情報連絡体制の整備

在校中、登下校時、夜間・休日等の発災場面に応じた、北区災対教育振興部、北区災害対策本部、医療機関、消防・警察、自主防災組織、公共交通機関、ライフライン事業者等の関係機関との情報連絡体制を整備し、「緊急連絡先電話番号簿」を作成し、学校防災計画に定めただうえで、教職員に周知徹底する。

固定電話回線が不通となる場合も想定した複数の連絡体制を用意しておく。

連絡手段には、携帯電話、電子メール、北区地域防災行政無線機、衛星携帯電話、学校ホームページ等の各種メディア、徒歩等がある。

■緊急連絡先電話番号簿の作成例

北区災害対策本部	
北区災対教育振興部	
〇〇地域振興室	
(所轄) 消防署	
(所轄) 警察署	
東京電力〇〇支社	
東京ガス〇〇支店	
東京都水道局〇〇営業所	
NTT東日本〇〇支店	
(救急指定病院) 〇〇病院	
(学校医) 〇〇医院	

4 保護者への引き渡し方法の検討

児童・生徒等の保護体制及び引き渡し方法は、毎年保護者に繰り返し周知しておく。

児童・生徒等の引き渡しを円滑に行うため、入学時に「緊急時引き渡しカード」を作成し、学校防災計画に定めたとうえで、学級ごとに編綴しておく。交通網の遮断等により保護者が引き取りに来られないことを想定し、保護者が引き取りを依頼できる親族等の代理者を確保させ、カードに記載しておく。記載内容は毎年度当初に見直しを行う。

■緊急時引き渡しカードの例

緊急時引き渡しカード（例）				
(児童・生徒等名) 年 組		(きょうだい) 学校名 年 組 年 組		
現住所				
緊急連絡先		電話（ ）		
番号	引取り者氏名	連絡先（電話、住所）	児童・生徒等との関係	チェック欄
1	保護者	電話 [— —] 携帯 [— —] 住所 []		
2				
3				
引き渡し日時		月 日 時 分	確認教職員	
避難場所				

また、通学区域地区担当の教職員を決め「通学区域地区担当の教員名簿」を作成し、学校防災計画に定めたとうえで、保護者に周知する。

■通学区域地区担当の教員名簿の作成例

〇〇地区	(〇〇 〇〇)、(〇〇 〇〇)、(〇〇 〇〇)
△〇地区	(〇〇 〇〇)、(〇〇 〇〇)、(〇〇 〇〇)
□〇地区	(〇〇 〇〇)、(〇〇 〇〇)、(〇〇 〇〇)

5 非常持ち出品の搬出体制

発災時、児童・生徒等及び教職員の安全確保を第一に考えながらも、必要な書類や物品等の搬出を行う必要がある。学校の状況に応じ、搬出品目の検討を行い、非常持出品、搬出担当者（代理含む）、搬出方法、搬出場所について「非常持出品リスト」を作成し、学校防災計画に定めておく。

なお、持ち出せる量には限りがあるため、非常持出品のランク付けとともにラベルを貼付するなどの表示をしておく。また、災害の状況によっては、散逸を防止するため、耐火・防水金庫等校内で保管することも想定しておく。



■学校災害対策本部用持出品の作成例

【学校運営上重要書類】

1	〇〇 〇〇	5	〇〇 〇〇
2	〇〇 〇〇	6	〇〇 〇〇
3	〇〇 〇〇	7	〇〇 〇〇
4	〇〇 〇〇	8	〇〇 〇〇

【学校災害対策本部用】

(1) 書類関係

NO	書類名	概要	保管場所
1	出席簿	児童・生徒等の安否確認	〇〇〇〇〇
2	緊急時引き渡しカード及び一覧	保護者等への引き渡し	〇〇〇〇〇
3	児童・生徒等個票	保護者との連絡	〇〇〇〇〇
4	健康診断に関する記録簿	避難後、児童・生徒等の健康管理等対応	〇〇〇〇〇
5	職員連絡網	職員との連絡	〇〇〇〇〇
6	関係機関名簿	関係機関との連絡	〇〇〇〇〇
7	緊急マニュアル (学校防災計画等)	災害時の対応を確認	〇〇〇〇〇
8	学校敷地図	被害状況等の確認、避難所としての学校施設の使用方法（開放区域と非開放区域）確認	〇〇〇〇〇
9	各種防災設備の配置図	消火器、消火栓、防火扉、AED、避難用具、電話等の確認	〇〇〇〇〇

(2) 物品関係

1	防護用品（ヘルメット等）
2	救命救急用品（AED、救急応急セット等）
3	停電対應用備品（懐中電灯、予備電池等）
4	情報通信機器（ラジオ、トランシーバー、携帯電話等）
5	誘導・人員点呼用備品（ハンドマイク、ホイッスル、学級旗等）
6	事務用品

※搬出しやすいようにケース又は非常持出袋等にまとめて用意しておく。
※その他、必要なものを用意する。

6 校外学習や宿泊行事等実施の安全確保

校外学習等では、危機の未然防止対策が十分になされ訓練も頻繁に実施されている校内での学習状況とは異なり、慣れない土地・状況での安全確保が求められる。そのため、校外活動先及び活動先への移動中での危機管理には、特に周到な準備が必要となる。

学校は、校外学習や宿泊行事等の実施中または移動中に発災した場合に備え、以下の校外学習等における事前検討・対策を行う。

また、学校支援課から衛星携帯電話の貸与を受けるほか、必要に応じて、危機管理室防災・危機管理課へ AED の貸出申請を行い、貸与を受ける。

発災時における児童・生徒等の安全確保対策について「校外活動計画」に記載し、あらかじめ教職員の共通理解を図っておくほか、児童・生徒等に対して事前学習等の指導を徹底する。

■校外学習等における事前検討・対策（例）

- ・校外活動先における地域固有のリスク（津波を含めた自然災害、その他の危険性）について、各自治体のホームページなど調査し、これを可能な限り軽減するとともに、想定される災害等が発生した場合の対応を検討する。
- ・事前の下見で、現地で被災した場合の様々なリスクや、活動場所近くの利用可能な施設・設備等（AED 配置場所、病院・警察署等）を調査するとともに、これを活動計画や活動のしおりに反映させる。また、活動先でのリスクへの備えとして、AED の貸出申請を行い、貸与を受ける。
- ・訪問先・宿泊先・旅行代理店等関係者との安全確保に関する事前調整を行う。
- ・引率教職員間での連絡方法、引率教職員と在校教職員との定期的な連絡の方法を検討する。
- ・災害発生時の避難経路・避難場所、情報収集手段等を確認し、全引率教職員間の共通認識とする。
- ・緊急時の連絡体制（医療機関、学校、保護者）を整備し、確実に機能するか、事前に確認する。
- ・一人で避難することができない児童・生徒等への対応を検討する。

※東京都北区立岩井学園（千葉県南房総市久枝 414）の災害リスクや避難先等について

- ・岩井学園における活動予定や活動場所に依りて、千葉県南房総市 HP より、防災マップ・ハザードマップ、避難先一覧、情報発信方法を確認し、発災時の対応を予め検討する。

■校外学習等の携行品（例）

- | | |
|---------------------|------------------|
| ・緊急連絡体制表 | ・きたコン、モバイルルーター |
| ・児童・生徒等名簿（緊急連絡先を含む） | ・衛星携帯電話 |
| ・訪問先の地図等（避難経路・避難場所） | ・モバイルバッテリー |
| ・緊急搬送先医療機関の情報 | ・携帯ラジオ端末 |
| ・救急応急セット | ・笛（危険を知らせるため） |
| ・AED | ・水分（ペットボトル等）、非常食 |

■過去の校外学習時における災害時の対応事例

- ・行き先①：離島
⇒校外活動先に台風が接近したため、現地状況から延泊を判断。
- ・行き先②：近隣県
⇒東日本大震災時により、校外活動先及び北区内でも大きな揺れが発生したため、現地状況及び北区の状況から、戻る時間の後ろ倒しを判断。

7 放課後子ども総合プラン・児童館・学童クラブとの連携

災害時における児童館・学童クラブとの連絡・協力体制を構築するため、対応策をあらかじめ協議をしておく。

特に、学校に併設している「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」に参加している児童は、当該プランのマニュアルに従うこととする。そのため、災害時の対応について運営スタッフと共有・調整しておく。

8 特別支援学級における対応等

障害のある児童・生徒等は、自分の身を守り、避難するなどの行動をとる際、様々な困難が予想される。一人ひとりの予想される困難を理解し、家庭等と連携しながら、必要な支援体制と対応計画、物品等の準備を行う。なお、障害種別により対応が大きく異なる点があることにも留意する。

児童・生徒等の状況に応じて、次の点に留意して、計画を作成する。

ア 児童・生徒等の障害種別に応じた安全確保の方法

イ 発作、体調変動などに対応するための医療機関との連携による移送体制

ウ 児童・生徒等の緊急時の連絡先、服薬状況、かかりつけ医等の情報を集め、一覧表を整理

■特別支援学級種別に応じた配慮事項・留意事項

学級種別	平常時	発災時	備考
知的障害学級	いざという時に適切な行動がとれるよう日頃から訓練を実施する。	指示が理解できない時は安全な場所に移動するまで、教員が児童・生徒を連れて避難する。	興奮状態に陥った時には、安全の確保を第一に考え、複数で抱えて移動することも考えられる。
自閉症・情緒障害学級		対応方法を伝えてから安全な場所に移動するまで、教員が児童・生徒を連れて避難する。	興奮状態に陥った時や動けなくなった時には、安全の確保を第一に考え、対応方法を簡潔に伝えてから複数で抱えて移動することも考えられる。
言語障害学級 難聴学級 (ことば・きこえ教室)	いざという時に適切な行動がとれるよう日頃から在籍校及びことば・きこえ教室で訓練を実施する。	教員と児童・生徒ができるだけ近くに集まり、ゆれが終息した状況を手話や筆談で簡潔に伝え、教員の指示どおりに行動するよう伝える。	安全の確保が確認できた際、保護者へ直接児童・生徒の引き渡しを行う。
日本語学級	いざという時に適切な行動がとれるよう日頃から在籍校及び日本語学級で訓練を実施する。	指示が理解できない時は、対応方法を簡潔に伝え、安全な場所に移動するまで、教員が児童・生徒の手を握り、一緒に避難するようにする。	安全の確保が確認できた際、保護者へ直接児童・生徒の引き渡しを行う。学校間を移動中の場合は身の安全を確保した後、在籍校又は日本語学級の近い方へ避難する。

■通級指導学級・特別支援教室（巡回指導）における配慮事項

①自校内で通級している児童・生徒等について

通級指導学級時に災害が発生した場合は、通級指導学級にて安全確保や一次避難等を行い、避難場所（校庭等）にて在籍学級（通常の学級）の教員へ引継ぎを行い、点呼を行う。

②他校から通級している児童・生徒等について

通級指導学級時に災害が発生した場合は、通級指導学級にて安全確保や一次・二次避難等を行い、保護者や在籍校へ引き渡すまでは責任を持って保護する。なお、保護者の連絡先は在籍校側が把握しているため、在籍校と通級指導学級で連絡調整を行ったうえで、在籍校から保護者へ、引き渡し場所や方法等について連絡を行う。

生徒のみで学校間を移動中に発災した場合は、生徒は自らの身の安全を確保した後、在籍校又は通級指導学級の近い方へ避難する。また避難後に、在籍校と通級指導学級で連絡を行い、安否確認を行う。

③特別支援教室（巡回指導）について

巡回指導教員は、巡回校で災害が発生した場合、上記①のほか、巡回校のルールに基づいて対応できるように日頃から理解を深めておく。

第2章 応急対策

第1 災害時における学校の防災体制

1 学校災害対策本部の設置

(1) 学校の災害対策本部の設置

区内で震度5弱以上の地震が発生した場合、区内で震度5弱以上の地震と同程度の被害をもたらす災害が発生した場合等は、「(校名を冠した)災害対策本部」を設置する。

■学校災害対策本部等における業務内容(例)

業務内容(例)	
<ul style="list-style-type: none">• 全体統括(本部長・副本部長)• 児童・生徒等の安全確保(避難、応急救護等を含む)• 児童・生徒等・教職員の安否確認• 災害情報の収集・集約• 保護者への連絡• 学校施設の被害状況把握・応急対策• 関係各所(主に北区)への状況報告・連携• 記録の作成・保存• 外部からの問い合わせ(関係機関等)への対応• 避難所運営への協力(避難所等に指定されている場合) 等	

(2) 災害対策本部長(校長又は園長)の役割

校長又は園長を「(校名を冠した)災害対策本部長」とする。

校長又は園長が不在の場合は、あらかじめ定められている職務代理順位に従い、職務を執ることができる者が、同本部長の職務を代理する。

(3) 教職員の役割

教職員は、本部長の指揮の下に、予め作成している「災害対策本部役割分担表」を参照し、災害応急活動に従事する。児童・生徒等が在校中の発災と夜間・休日の発災では対応が異なるため、それぞれに応じた組織体制とする。

教職員が出張・休暇等で不在の場合や出勤途中、夜間・休日等で教職員がそろってない状況においては、一人二役など臨機応変に対応する。

なお、災害時には、教職員は北区地域防災計画、学校防災計画、災害対策本部の決定・指示等により執務することとなり、一時的に学校職員服務取扱規定*が適用除外となる。

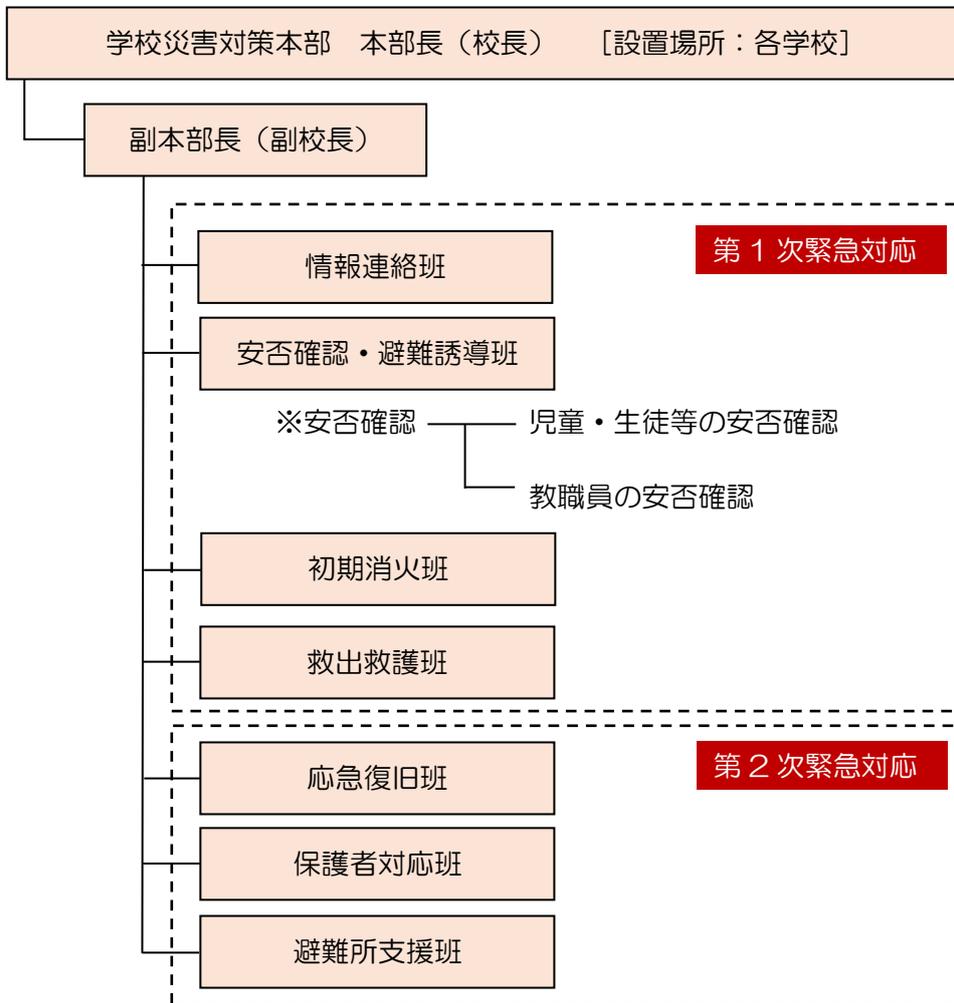
※学校職員服務取扱規定第21条(非常の場合の措置)

職員は、別に定めがある場合を除き、校舎及びその付近に火災その他の非常事態が発生したときは、速やかに登校して臨機の処置をとらなければならない。

2 学校災害対策本部の体制

震度5弱以上の地震が発生した場合には、円滑かつ迅速に校長を本部長とする学校災害対策本部を設置し、初動対応に当たる。

(1) 学校災害対策本部の組織 [例]



※第1次緊急対応を優先して対応に当たる。

※各班には、責任者(班長)を置く。また、責任者の代理者を定めておく。

※担当班の任務が終了した場合は、他の班の応援に当たる。

(2) 班編成・班活動の留意点

- ・ 班編成、名称等は、あくまで例であり、各学校の規模や教職員数等を考慮し実態に応じて編成する。
- ・ 平常時の準備を通して、各班の核となる責任者（班長）を定め進めていくが、責任者が出張、休暇等で不在の場合があるため、代理者を定めておく。
- ・ 事故・災害等の発生時のすべての教職員の役割分担を明確化するだけでなく、不在であったり自宅等が被災したりして、事前に定めたとおりの役割分担を果たせない教職員が出てくる場合に備え、臨機応変に対応できるように他の教職員の役割も含めて理解しておく。
- ・ 震災発生時は、各班との連携を十分に図り、組織が一体となった活動を展開する。
- ・ 児童・生徒等の引き渡しや、学校施設が避難所となる場合について、事前に地域住民や保護者とルールを決めておくことで、対応する業務を軽減することにもつながる。
- ・ 複雑化を避けるため、風水害時やその他災害時についても基本的には同様の本部体制とする。

3 災害対応基準・参集基準

(1) 児童・生徒等在校時の災害対応基準

児童・生徒等が在校する時の対応基準は、以下のとおりである。震度4の場合は、情報収集体制を立ち上げ、安全確認等を行う。震度5弱以上の場合は、災害対策本部を立ち上げ、安全確保等を行う。

災害の程度	管理職	授業担当教員	事務職員等	児童・生徒等の動き
北区で 震度4 の揺れが 観測された 場合	＜各学校において 情報収集体制 を確立＞			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 教育振興部へ状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒等への避難指示 ・ 児童・生徒等の安否確認 ・ 情報収集 ・ 施設の安全確認と被害調査 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の安全確認と被害調査 ・ 情報収集(地域の被害状況や交通機関運行状況等の確認) ・ 教職員の応援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (指示に従い)安全な場所へ避難 ・ 安全確認後、通常の授業に戻る。
北区で 震度5弱 以上の揺れが 観測された 場合	＜各学校において 災害対策本部体制 を確立＞			
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 学校災害対策本部の設置 ※本部長は校長、副本部長は副校長 ・ 全ての授業又は学校行事を直ちに打ち切る。 ・ 災対教育振興部(教育政策課)へ状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童・生徒等への避難指示 ・ 児童・生徒等の安否確認 ・ 情報収集 ・ 施設の安全確認と被害調査 ・ 児童・生徒等への待機指示と保護 ・ 保護者への連絡と児童・生徒等の引き渡し 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の安全確認と被害調査 ・ 情報収集(地域の被害状況や交通機関運行状況等の確認) ・ 教職員の応援 	<ul style="list-style-type: none"> ・ (指示に従い)安全な場所へ避難 ・ 保護者等が引き取りに来るまで安全な場所で待機 ・ 授業再開の連絡があるまでの間、学校は臨時休校とする。

※事務職員等とは、授業担当教員以外の事務職員、用務職員、調理員、業務委託員等をいう。

(2) 夜間・休日等の参集基準

校長・副校長が到着するまでの間、いち早く学校に到着又は在校中の教職員が、連絡調整者として、本部長の任務を代行する。また、どの教職員でも代行できるよう事前に十分な確認を行う。

なお、参集後、教職員は児童・生徒等の安否確認、施設の安全確認、学校参集職員と連携して、応急対策業務を行う。参集に際しては、家族の安全を確認して参集する。

また、震度5弱が発生した場合における第1次非常配備態勢の教職員のみ、初動体制の教職員から参集指示の連絡があるまで待機とする。

各非常配備態勢における参集職員は、予め作成している「非常配備態勢名簿」を参照する。

体勢・態勢	地震の規模	参集職員
初動体制	区内で震度5弱以上の地震が発生した場合	①管理職 ②予め指定された教職員（原則3名）
第1次非常配備態勢	区内で震度5弱以上の地震が発生し状況により区長が必要と認めた場合	①初動体制の教職員 ②各校園の第1次非常配備態勢の教職員（教職員の3割程度）
第2次非常配備態勢	区内で震度5強以上の地震が発生した場合	①初動体制の教職員 ②各校園の第1次非常配備態勢の教職員 ③各校園の第2次非常配備態勢の教職員（教職員の7割程度）
第3次非常配備態勢	区内で震度6弱以上の地震が発生した場合	全教職員（※）

※北区では、非常配備態勢から除外する「指定除外職員」の対象者を以下のとおりとしている。

1. 指定除外職員名簿に記載すべき対象者

- (1) 妊娠中の職員
- (2) 世帯内に小学生以下の子がおり、他に保護する者がいない職員
- (3) 世帯内に介護を必要とする者がおり、他に介護する者がいない職員
- (4) 定期的な通院による療養を必要とする疾病（人工透析、心臓病等）又は障害を有する職員
- (5) 病気休暇、妊娠出産休暇、介護休暇、育児時間等で休暇中の職員
- (6) 結核休養、育児休業及び部分休業等で休業中の職員並びに休職中の職員
- (7) 上記の(1)～(6)に準ずる事由があり、所属長が承認した職員
- (8) 上記の(1)～(6)に該当しないが、各部の初動体制又は重要な災害対応業務に従事するため、参集職員の指定ができない職員

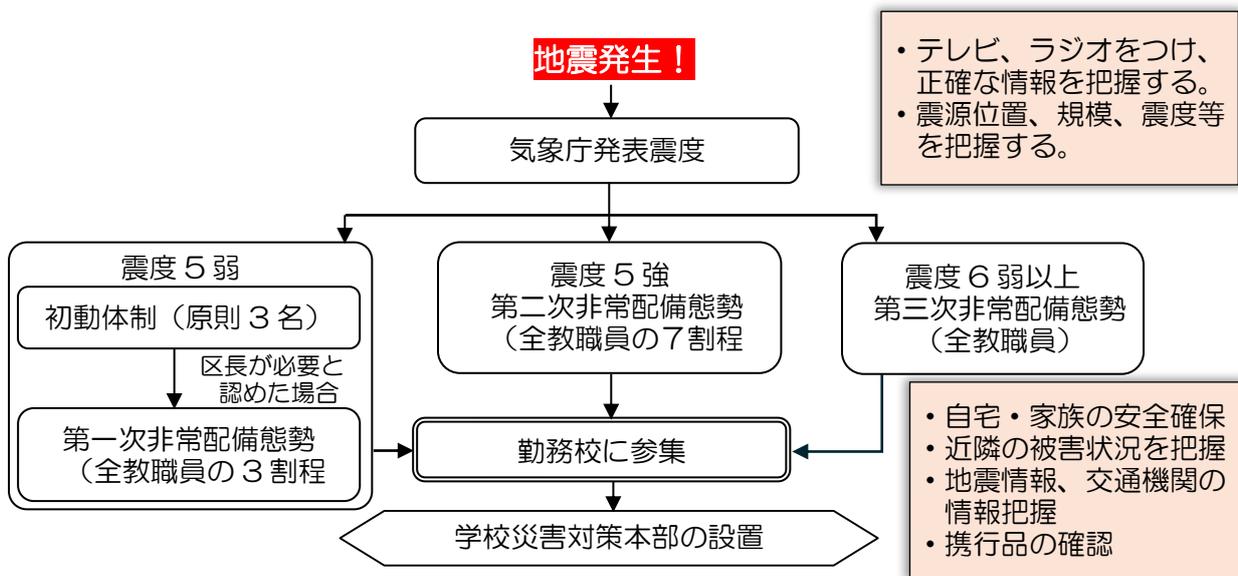
・(1)(2)(3)(4)の職員は、勤務時間外のみ非常配備態勢の対象外となる。

・(5)(6)の職員は、勤務時間内・勤務時間外ともに非常配備態勢の対象外となる。

・(5)の職員のうち、妊婦通勤時間及び育児時間の承認を得た職員は、勤務時間内においては、承認を得た時間に限り、非常配備態勢の対象外となる。）

・(8)の職員は、指定除外職員名簿の記載対象であるものの、“各部の重要な災害対応業務に従事する必要がある”ことを除外理由とするため、(1)から(7)までの職員と異なり、勤務時間内・勤務時間外ともに非常配備態勢の対象となる。

■夜間・休日等の参集フロー



■教職員自身の安全の確保・家族の安否確認

教職員は、原則として自分自身及び家族の身の安全を優先し、その上で教職員自身が被災して本人や家族の安全が確保できない、出勤することにより二次被害を誘発する危険性があるなど、どうしても参集できない事情が発生した場合には、必ず学校へ連絡するように定める。

また、学校としては、連絡が取れない教職員を把握するなど、教職員の安否確認を行うことが必要である。

なお、家族の安否確認方法として、災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板が有効である。

※北区 HP：災害用伝言ダイヤル (<https://bosaiportal.city.kita.tokyo.jp/hinan/saigai.html>)

第2 地震時の対応フロー（在校時・登下校時・校外活動時・在宅時）

1 在校時の対応フロー

	全体の流れ	校長・副校長等	教職員	児童・生徒等
初動対応	<p>地震発生！ 〔想定〕震度5弱以上</p> <p>児童・生徒等の安全確保</p> <p>避難決定</p>			
	<p>一次避難（校舎外へ）</p> <p>学校災害対策本部の設置</p> <p>安全確認</p>	<p>■危険回避のための行動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員は、安全な場所を素早く判断し、適切な指示をする。 ・児童・生徒等は、物が「落ちてこない、倒れてこない、移動してこない」安全な場所を判断し、身を寄せる。 <p>■避難指示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・放送や拡声器及び伝令 <p>■安否確認</p>	<p>■避難時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・避難指示・誘導 ・人員・安否確認 ・行方不明者搜索、救出 ・初期消火 	<p>■避難時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指示に従い安全な場所に避難
応急対応	<p>危険な場合</p> <p>二次避難（校地外）</p> <p>保護者へ引渡し</p>	<p>■学校災害対策本部の設置</p> <p>■適宜、学校防災計画に沿った行動の確認</p> <p>■状況確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害状況 ・情報の収集 <p>■関係機関へ連絡</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消防、救急等 ・災対教育振興部 <p>■対応検討</p> <p>■保護者へ情報発信</p> <p>■引渡し</p>	<p>■校舎外に出たとき</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整列、点呼 ・安否報告 ・応急手当 ・不安の緩和 	
	<p>学校再開に向けた対応</p>	<p>■震度5弱以上の地震が発生した場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保護者は学校からの連絡が無くとも迎えを実施 ・保護者への引き渡し、引き渡すまでは、学校で保護 <p>■避難所開設支援</p> <p>■学校再開</p> <p>■災害対策評価</p>	<p>■家族の安否確認</p> <p>■避難所開設支援</p> <p>■メンタルサポート</p>	
復旧				

第2編

第2章 応急対策

第2 地震時の対応フロー(在校時・登下校時・校外活動時・在宅時)

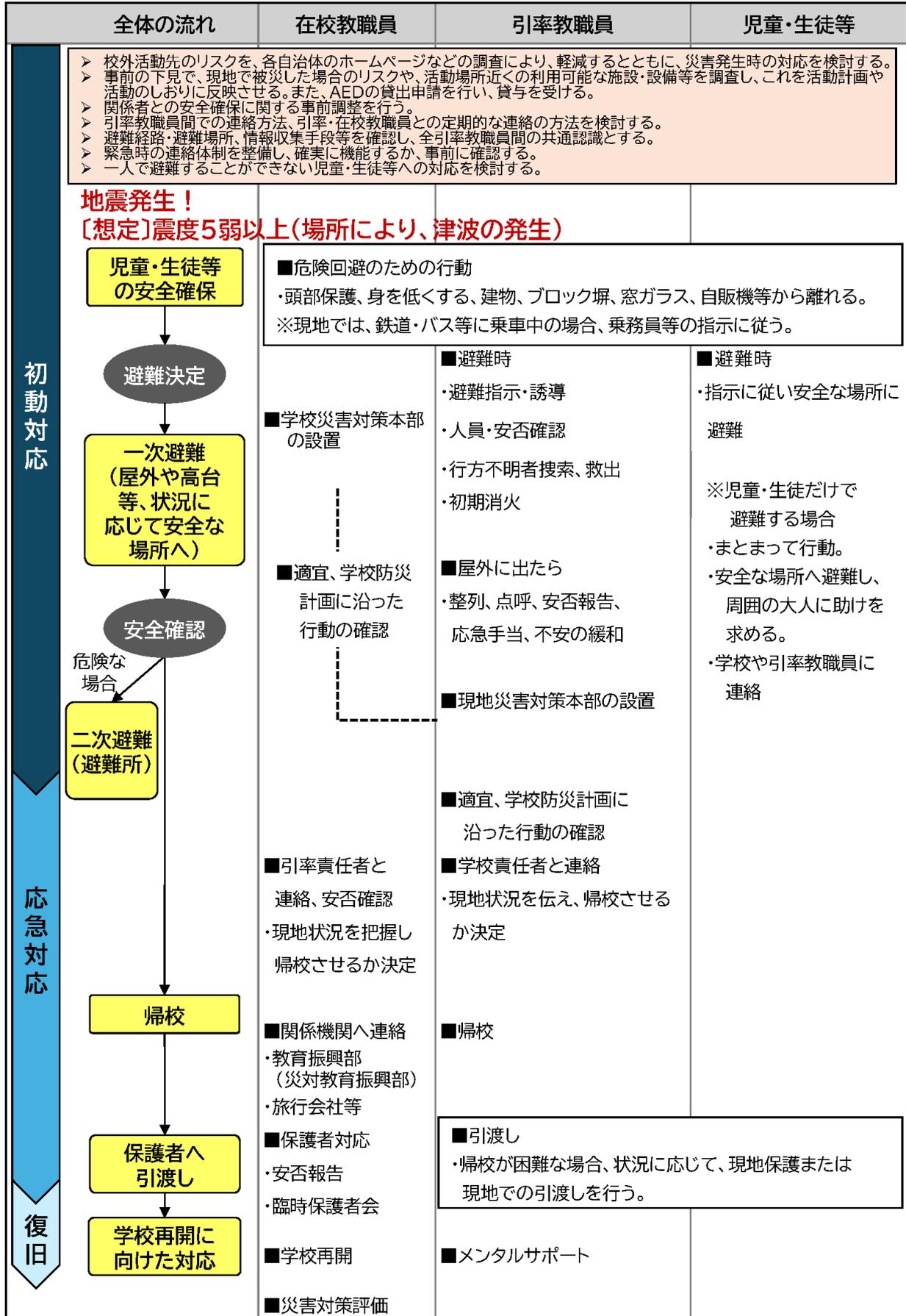
■児童・生徒等が所在不明になった場合の対応について

- 安否確認・避難誘導班は、行方不明の児童・生徒等がいないか確認し、本部に報告する。
- 行方不明の児童・生徒等がいる場合、救出救護班は校舎内を搜索する。
- 災害や建物の被害状況等から、無理な行動はとらない。
- 行方不明の児童・生徒等が見つからない場合は、情報連絡班を通じて119番通報する。
- なお、行方不明の児童・生徒等の確認や搜索は、全体指揮者、担任以外で行うことが望ましい。

2 登下校時の対応フロー

	全体の流れ	校長・副校長等	教職員	児童・生徒等
初動対応	<p>地震発生！ 〔想定〕震度5弱以上</p> <p>校内安全確保</p>	<p>■危険回避のための行動 ・頭部保護、身を低くする、建物、ブロック塀、窓ガラス、自販機等から離れる。※鉄道・バス等に乗車中の場合、乗務員等の指示に従う。</p>		
	<p>学校災害対策本部の設置</p> <p>安全確認</p> <p>避難誘導</p>	<p>■避難指示 ・放送や拡声器及び伝令</p> <p>■安否確認</p>	<p>■校内対応 ・避難指示・誘導 ・人員・安否確認 ・行方不明者搜索、救出 ・初期消火</p>	<p>■校内での避難時 ・指示に従い安全な場所に避難</p>
応急対応	<p>公園、交番、子供110番の家など</p> <p>学校</p> <p>自宅</p> <p>保護者へ連絡</p> <p>保護者へ引渡し</p>	<p>■適宜、学校防災計画に沿った行動の確認</p> <p>■状況確認 ・被害状況 ・情報の収集</p> <p>■関係機関へ連絡 ・消防、救急等 ・災対教育振興部</p> <p>■対応検討 ■保護者へ情報発信</p>	<p>■校内対応 ・整列、点呼 ・安否報告 ・応急手当 ・不安の緩和</p> <p>■校外対応 ・登下校中の児童・生徒等の所在確認と保護 ・通学路や避難場所交通機関の確認など</p>	<p>■校外での避難時 ・揺れが収まったら、学校か自宅、近い方に避難 ・学校や自宅への避難が困難な場合、公園や交番、子供110番の家や店などに避難し周囲の大人に助けを求めらる。</p> <p>■安否連絡 ・帰宅した場合、できるだけ早く学校へ連絡</p>
	<p>学校再開に向けた対応</p>	<p>■引渡し ・児童・生徒等が学校へ避難してきた場合、保護者へ連絡 ・保護者への引き渡し ・引き渡すまでは、学校で保護</p>		
	<p>復旧</p>	<p>■避難所開設支援</p> <p>■学校再開</p> <p>■災害対策評価</p>	<p>■家族の安否確認</p> <p>■避難所開設支援</p> <p>■メンタルサポート</p>	

3 校外活動時の対応フロー



4 在宅時の対応フロー

	全体の流れ	校長・副校長等	教職員	児童・生徒等、保護者
初動対応	<p>地震発生！ 〔想定〕震度5弱以上</p> <p>安全確保</p>	<p>■危険回避のための行動 ・頭部保護、身を低くする、建物、ブロック塀、窓ガラス、自販機等から離れる。</p>	<p>■教職員自身の家族の安否確認 ■学校への参集</p>	
応急対応	<p>学校災害対策本部の設置</p>	<p>■学校災害対策本部の設置</p>		
	<p>安全確認</p> <p>安否確認</p>	<p>■適宜、学校防災計画に沿った行動の確認</p> <p>■状況確認 ・被害状況 ・情報の収集</p>	<p>■児童・生徒等の安否確認</p>	<p>■安全が確保され次第、できるだけ早く学校へ安否状況を連絡</p>
	<p>保護者と連絡</p>	<p>■関係機関へ連絡 ・消防、救急 ・災対教育振興部</p> <p>■対応検討 ■保護者へ情報発信 ※休校措置等</p>		<p>■保護者と連絡が取れない場合、家庭訪問や避難所訪問も検討する。</p>
復旧	<p>学校再開に向けた対応</p>	<p>■避難所開設支援 ■学校再開 ■災害対策評価</p>	<p>■避難所開設支援 ■メンタルサポート</p>	

※学校に参集できない場合には、近隣の公立学校に参集することもあり得る。

第3 初動対応

1 地震感知時（揺れ感知・緊急地震速報受信）の安全確保

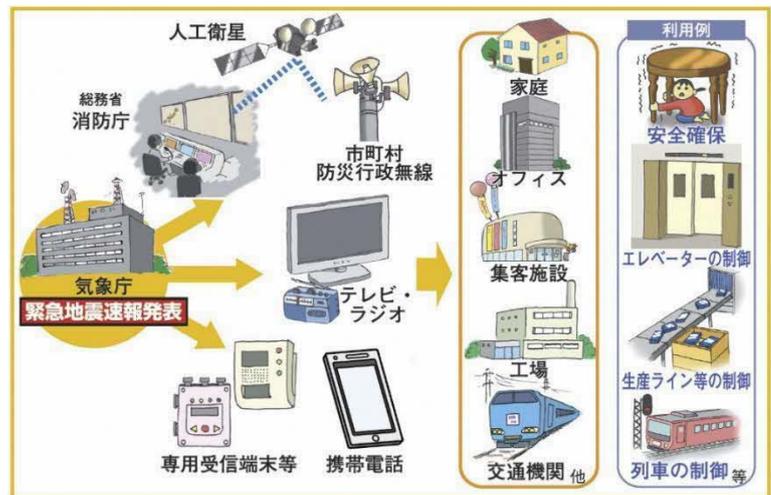
教職員は、地震感知（揺れを感知・緊急地震速報を受信）時、自らの安全確保に十分配慮しつつ、児童・生徒等の安全確保に万全を期す。

以下に示す場所ごとの対応例を参考に、各学校の施設の状況に応じて、発報時の対応を行う。

緊急地震速報を聞いたら1分程度は身の安全を確保し、それでも地震の揺れを感じない場合であっても、引き続き地震に関する情報を収集し、適切な対応をする。

■緊急地震速報の流れ

緊急地震速報は、解析や伝達に一定の時間（数秒程度）がかかるため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合などにおいて、震源に近い場所への緊急地震速報の提供が強い揺れの到達に原理的に間に合わないことに注意が必要となる。



出典：気象庁ホームページより

(1) 安全確保の指示

- ア 転倒・落下・移動の恐れのあるものから離れさせる。
- イ 机などの下に身を隠させる。
- ウ 防災頭巾、本、かばんなど身近にあるもので頭部を覆わせる。

(2) 教室にいる場合

- ア 児童・生徒等が机の下に潜るのを確認すると同時に、出入り口の扉を開け、避難経路の確保を図る。
- イ 地震が収まった後、教室の児童・生徒等の避難誘導等にあたる。(慌てて外に出ない)
- ウ 地震が収まった後、使用中の火気器具の火を消す。(無理に消そうとしない)

(3) 理科室・保健室にいる場合

戸棚の転倒、薬品棚の転倒や薬品の流出、実験中の薬品、ガス器具、アルコールランプの転倒による発火ややけどの危険が予想される。安全確保を指示し、使用中の火気は消火して遠ざける。(無理に消そうとしない)

(4) 家庭科室等にいる場合

戸棚の転倒、熱湯や火でのやけど、ガスコンロからの引火、ガス漏れや爆発、包丁やナイフの危険が予想される。危険な道具の除去、消火、ガスの元栓を閉める、熱湯に注意させ、食器棚から離れさせる。(無理に消そうとしない)

(5) その他の特別教室にいる場合

以下の点について配慮する。

- ・彫刻物、絵画の落下(美術室・図工室)
- ・ピアノの急激な移動(音楽室)
- ・書架の転倒や本の落下(図書室)
- ・はんだごてによるやけど、工作機械の転倒(技術科室等)

(6) 職員室等にいる場合

- ア 一旦、廊下に出て周囲を確認し、近くに児童・生徒等がいる場合は、落下物の危険の小さい場所で、頭部を保護させ、姿勢を低くして、待機するよう指示する。
- イ 地震が収まった後、校舎内外を回り、児童・生徒等の安全を確認する。

(7) 給食室等、火気や熱湯を扱っている場所にいる場合

- ア その場で火が消せる場合は、消火する。(無理に消そうとしない)
- イ やけどのおそれがある調理中の鍋や熱湯から離れさせる。
- ウ 家庭科室、理科室等で授業を行っている場合は、地震が収まった後、児童・生徒等の避難誘導等にあたる。

(8) 校庭にいる場合

窓ガラスの飛散、外壁の倒壊、サッカーゴール等の転倒が予想される。

- ア 児童・生徒等を落下物の危険が小さい校庭中央部に集合させ、勝手に離れさせない。
- イ 地震が収まった後、校庭に集合する他の児童・生徒等と合流させ、避難誘導にあたる。

(9) 体育館にいる場合

- ア 児童・生徒等には、体育館内のあらかじめ確認してある落下物の危険の小さい場所で、頭部を保護させ、姿勢を低くして、だんご虫のポーズで待機するよう指示する。
- イ 地震が収まった後、体育館内の児童・生徒等の避難誘導等にあたる。

(10) プールにいる場合

- ア 速やかにプールの縁に移動させ、縁をつかむよう指示する。
- イ 揺れが収まった後、速やかにプールから出るよう指示して、靴を履き、衣類やバスタオルで頭を守らせ、安全な場所に避難誘導する。

(11) 登下校中の場合

教職員による誘導ができないため、危険な行動をする恐れがある。日頃から一人でも落ち着いて行動できるよう指導しておく。

- ア 石塀、ブロック塀、建物、自動販売機、電線から離れる。
- イ 通学途上の広場、空き地に避難する。
- ウ 学校の近くにいるときは、校庭に避難する。
- エ かばん等で頭を守る。

(12) 校外学習中の場合

慣れない場所であるため、危険な行動をする恐れがある。落ち着いて行動できるよう、事前に指導しておく。

- ア 人が大勢いる施設では、施設の係員の指示に従う。落ち着いて行動し、あわてて出口には走り出さない。
- イ 鉄道やバスなどに乗車中は、つり革や手すりにしっかりつかまる。
- ウ エレベーターでは、最寄りの階で停止させる。
- エ 山やがけ付近では、落石やがけ崩れに注意する。
- オ 海や河川下流付近では、津波に注意し高台へ避難する。

2 揺れが収まった後の対応

教職員は、学校防災計画の役割分担を基本としながらも、地震が発生した場合は、目前にある緊急事態を最優先とするなど、時と場に応じた行動をとり、児童・生徒等の安全確保に万全を期する。

(1) 児童・生徒等の避難誘導

大地震等の災害が発生した場合は、学校は、児童・生徒等の安全確保を最優先する。このため、教職員は、児童・生徒等の避難誘導にあたって、災害の状況、発災時間帯別（在勤時や夜間・休日等の別）や児童・生徒等の発災時の所在別（在校時や登下校時、校外学習時の別）に応じた的確な指示をする。

実際の避難行動では、混乱が予想され、移動中の事故を防ぐためにも的確な指示が要求される。避難経路の状況が刻々と変わることにも留意する必要がある。余震による道路の破損、液状化によるマンホールの隆起、火災の煙の向き等、避難の途中で的確な判断が求められる。

また、避難時には、児童・生徒等を見失わないようなバランスのよい教員の配置、遅れた児童・生徒等への対応も必要。

なお、大地震時においては、児童・生徒等は恐怖心に襲われ、パニック状態になることが予想されるため、教職員は、児童・生徒等に対して安心感を与える言葉をかけるとともに、常に、児童・生徒等一人ひとりを把握し、避難誘導に努める。

教職員の避難誘導の指針

児童・生徒等の安全確保を第一とする。

- 1 お・か・し・も（「押さない」、「かけない」、「しゃべらない」、「戻らない」）を合い言葉として、単純明快な指示で、児童・生徒等を掌握する。
 - 2 心身に障害がある等、自力で避難できない児童・生徒等の安全確保を優先にする。
 - 3 発災後、校庭に避難した場合は、校舎内に児童・生徒等が残っていないか迅速に確認する。
 - 4 校舎の被害状況によっては、校舎内の避難順序や経路を変更し誘導する。
 - 5 避難の際、出席簿、緊急連絡用（引渡し）カード、ホイッスル、学級旗、懐中電灯等を携帯する。
- ※なお、出席簿及び緊急時引き渡しカードを除く携帯品は非常用袋に入れて教室等に保管しておく。



押さない



かけない



しゃべらない



もどらない

(2) 二次災害への対応

地震の揺れが収まった後、次に発生する火災等の二次災害についても正確な情報に基づいた判断と適切な避難行動を行う。

ア 素早い情報収集

学校の立地等を考慮して、考えられる二次災害について、あらかじめ教職員が理解し、ラジオ、テレビ、防災行政無線、インターネット、SNS 等を活用するほか、直接現場に出向くなどにより情報収集にあたる。

イ 臨機応変な判断と避難

自然災害は、過去の災害やハザードマップなどの想定を超える規模で襲ってくる危険性がある。想定を超える災害では、防災マニュアルに記載された内容が適切ではなくなる場合がある。災害時は、防災マニュアルの内容に留まらず、その時々状況をしっかり把握し、最も安全と思われる行動を選択する。二次避難先でも安全確認を行い、必要があればさらに避難する姿勢が重要となる。



想定すべき二次災害の例	
火災	<input type="checkbox"/> 学校からの出火 <input type="checkbox"/> 周辺の地域からの延焼・類焼
余震	<input type="checkbox"/> 建物の倒壊 <input type="checkbox"/> 非構造部材の落下・転倒・移動
その他の災害	<input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 液状化 <input type="checkbox"/> 水害（堤防決壊） <input type="checkbox"/> 地盤（沈下、すべり、亀裂、擁壁の崩壊等）
その他事象	<input type="checkbox"/> 原子力災害 <input type="checkbox"/> 雪害 <input type="checkbox"/> 感染症の流行 <input type="checkbox"/> 熱中症の発生

それぞれの二次災害の判断材料となる情報と避難場所の例		
二次災害	判断材料	避難場所
火災	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 学校周辺の状況（出火と延焼の有無、避難経路の状況） <input type="checkbox"/> 北区災害対策本部からの避難避難指示 <input type="checkbox"/> 消防署への通報と情報収集 <input type="checkbox"/> 発災時の気象条件（風向、風速、湿度等）	校庭・公園などの広い空間 いっとき避難場所 避難場所 ※風上に避難（複数の方角に避難場所を用意）
余震	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 応急危険度判定士による判定	校庭 近隣の耐震性のある建物 落ちて来ない・倒れて来ない・移動してこない場所
その他の災害	<input type="checkbox"/> 校舎・校地の巡回 <input type="checkbox"/> 学校周辺の状況（避難経路の状況、車道や歩道の通行状況、河川の水位や濁り、崖の状況等）	危険区域外の建物 緊急の場合は校舎上層階の崖から遠い部屋
その他事象	<input type="checkbox"/> 学校の自然環境・社会的環境	3密（密閉・密集・密接）に配慮した空間 涼しい室内・部屋

■正常化の偏見

人には、自分の身に迫っている危険を、根拠なく過小評価してしまう性質があると言われている（正常化の偏見）。「大した被害はないだろう」「ここまでは来ないだろう」という考えが、避難の機会を奪い、命を危険にさらす。災害からの避難は一刻を争うものなので、「正常化の偏見」を打ち破って、一刻も早く避難を開始することが求められる。

児童・生徒等の避難誘導に際しては、自分の心の中の「正常化の偏見」や、防災マニュアルの想定以上の災害が起こる可能性を、常に意識することが求められる。

第4 各班の役割分担

1 全体統括・調整（担当：本部長・副本部長）

災害時には通信手段が制限されるとともに情報が錯そうして混乱する中、迅速かつ適切な対応が求められる。このことから、災害時には、原則として校長が学校種別や被害状況、地域の実情等に応じて速やかに判断し、対応する必要がある。

校長が判断すべき事項、教育振興部が判断すべき事項をそれぞれ次のとおり例示した。例示事項のほか、教育振興部が特に必要と認める事項は、校長はその指示に従う。

教育振興部から学校への指示は、原則として学校に直接指示する。

なお、教育振興部と連絡がとれない場合で、速やかに対応しなければ重大な問題等が予想される場合には、通信等が回復するまでの間、下記区分に関わらず校長が判断することとなる。

校長が不在の場合は、職務代理順位に従い、副校長等が職務を代理する。

学校及び教育振興部は、指示や連絡等にあたり、その内容について相互に情報共有を図る。

■学校と北区の役割分担

<p>校長（職務代理者を含む）が判断すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校内での児童・生徒等の避難場所等を決定し、教職員に指示すること。 ○ 学校災害対策本部の設置（北区災害対策本部が設置された場合には自動設置） ○ 教職員の参集・配備態勢 ○ 保護者と連絡が取れた児童・生徒等の帰宅の可否。（教育振興部からの判断基準を踏まえ、交通機関の運行状況、周辺の被災状況、児童・生徒等の家族構成及び自宅までの道路状況等を確認し、判断する） ○ 児童・生徒等の保護や避難者受け入れにかかる施設利用の可否 ○ 避難所の開設（なお、閉鎖に当たっては、教育振興部と連携・調整する。） ○ 避難所の管理・運営（自主防災組織（及び避難者）を中心とした避難所運営態勢の確立に向けた支援） ○ 備蓄物資の配布（発災時の状況を鑑みて、避難所用備蓄物資を地域の自主防災組織と協議して計画的に配布する。） ○ 児童・生徒等のボランティア参加の可否（避難所の管理運営に参加させるかについて、避難者の受け入れ状況と、児童・生徒等の状況を考慮し、判断する。） ○ 感染症等にかかった児童・生徒等、避難者等への対応（感染症にかかっているか明確に判断できない児童・生徒等及び避難者等の場合でも、他の児童・生徒等又は避難者等から隔離した場所に避難させるなどして大量感染を回避する。）
<p>災対教育振興部*が判断すべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 校長の判断に関する基準（一斉帰宅抑制の際の児童・生徒等の保護・帰宅にかかる考え方等） ○ 避難所運営に関する各種調整（開設・閉鎖の指示は災対危機管理室より実施） ○ 教職員の職場待機・解除の指示

※災対教育振興部について

北区は、区域に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、法令、東京都地域防災計画及び北区地域防災計画の定めるところにより、緊急に対応する組織として北区災害対策本部を設置する。北区災害対策本部が設置されると同時に、災対教育振興部を設置する。

ア 災対教育振興部の設置

災対教育振興部の場所は、北区役所滝野川分庁舎2階（教育政策課）とする。なお、本庁舎に北区災害対策本部の設置が不可能なときは、北区防災センター大研修室に設置する。

イ 災対教育振興部の分掌事務

- ① 避難所の設置及び管理運営
- ② 園児、児童及び生徒の保護並びに救護
- ③ 応急教育

2 情報連絡活動（担当：情報連絡班）

（1）情報収集及び提供

情報連絡班は、予め作成している「緊急連絡先電話番号簿」等を活用し、災害時において必要とされる情報の収集及び北区災対教育振興部への情報連絡などに当たる。なお、情報を収集するにあたっては、確実な情報であること及び通信手段が断たれた場合を想定して複数の手段を確保しておくことが重要である。

■関係機関との情報受伝達内容及び手段の例

情報内容	収集手段
【関係機関→学校】 ・気象情報・災害情報（地震・水害等） ・避難情報（高齢者等避難、避難指示等） ・被災、被害状況（学校施設、学校周辺、通学路等） ・ライフライン、交通機関等の状況	・災害対策本部、災対教育振興部からの情報 ・防災行政無線、広報車 ・北区防災ポータル・北区防災アプリ ・緊急速報「エリアメール」、緊急速報メール、北区メールマガジン ・報道機関（テレビ、ラジオ） ・巡視、出退勤中の教職員や登下校中の児童・生徒等からの情報 ・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、ホームページ、SNS、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を適時活用した情報
【学校→関係機関】 ・学校の方針 ・被災、被害状況（児童・生徒等・教職員、学校施設、学校周辺、通学路等）	・担当者からの文書報告 ・携帯・固定電話、FAX、インターネット、電子メール、学校のホームページ、災害用伝言ダイヤル、無線機など多様な手段を適時活用した情報

■保護者等との情報受伝達内容及び手段の例

情報内容	提供手段
【学校→保護者等】 ・学校の方針 ・被災、被害状況（児童・生徒等・教職員、学校施設、学校周辺、通学路等）	・学校のホームページ、東京都北区学校園連絡システム（tetoru）、災害用伝言ダイヤル [※] など多様な手段を活用し、担任を通じて保護者等に対して行う。 ・校門・掲示板等への表示（停電時）
【保護者等→学校】 ・安否状況（児童・生徒等・教職員等）	・東京都北区学校園連絡システム（tetoru）、災害用伝言ダイヤル [※] など多様な手段を活用し、保護者等から担任に対して行う。 ・家庭訪問（停電時）

※北区 HP：災害用伝言ダイヤル（<https://bosaiportal.city.kita.tokyo.jp/hinan/saigai.html>）

（2）災対教育振興部への報告

情報連絡班は、児童・生徒等及び教職員、学校施設・設備等の被災状況を把握し、【様式編：様式101 学校被害状況報告書】で災対教育振興部（教育政策課）に報告する。

報告手段としては、電話又は無線等、使用可能な通信機能を活用する。

※電話、無線番号一覧表は、日頃から見やすい場所に掲示しておく。

3 安否確認・避難誘導（担当：安否確認・避難誘導班）

安否確認・避難誘導班は、児童・生徒等及び教職員の安否確認を行い、避難誘導に当たる。安否確認は名簿を用いて、確認結果を学校災害対策本部へ報告する。

避難誘導にあたっては、教職員は、児童・生徒等の安全確保を第一とする。その際、周囲の状況を確認し、あらかじめ作成した「避難場所及び避難経路図（別図1）」を参考に、最善のルートを選択する。

避難誘導の考え方は、第2編 第2章 第3 「2 揺れが収まった後の対応（在校中・校外学習等）」を参照する。

校長は、児童・生徒等の被災状況を把握し、災対教育振興部に報告する。

※登下校時の対応

登下校時に発災し地震が収まった場合、児童・生徒等は、自宅に帰宅するか、近くの学校、避難所に避難し、学校等の保護を受ける。通学区域地区担当の教職員は、担当地区の児童・生徒等のうち、学校に登校していない児童・生徒等又は下校途中で学校に戻って来ない児童・生徒等の確認に努めるとともに、生徒の安否情報、交通機関の状況等の情報収集に当たる。

※休日・夜間時の対応

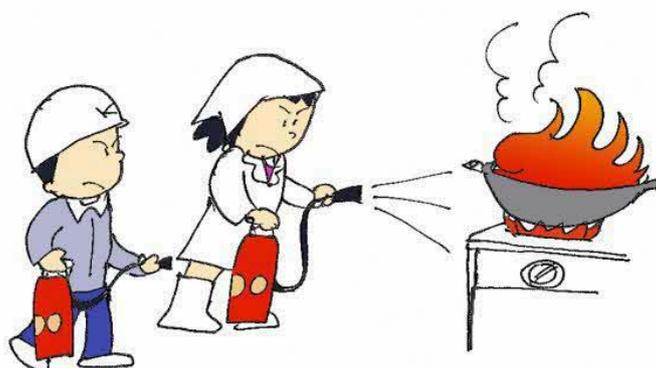
緊急時引き渡しカード等の連絡先に家庭訪問又は電話等で、児童・生徒等及び保護者の安否状況を把握する。また、東京都北区学校園連絡システム（tetoru）、ホームページなど多様な手段を適時利用して、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。

4 校内の消火・校内巡視（担当：初期消火班、応急復旧班）

学校は、万一、出火した場合は、安否確認・避難誘導班が中心となり児童・生徒等を安全に誘導するとともに、校内放送、ハンドマイク、口頭で火災発生を伝え、初期消火班が中心となりできるだけ多くの教職員が直ちに初期消火に当たり、延焼を最小限に食い止める。その際、二次災害に遭わないよう生命・身体の安全に十分配慮する。

巡視にあたっては、初期消火班・応急復旧班が中心となり二段階に分けて実施する。被災した建物の中での巡視の場合もあり、二人以上で、ヘルメット、懐中電灯などの必要機材を用意し、安全に配慮して実施する。

巡視の結果は、学校災害対策本部に報告する。



■巡視の種類と役割分担

<p>一次巡視 【第一次緊急対応】 →初期消火班が 中心となり実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 行方不明の児童・生徒等の所在確認、捜索を行う。 • 出火の危険性が高い室（管理諸室、理科室、家庭科室、給食室等）を優先的に巡回し、初期消火可能な火災は消火活動を行う。 • ガスの臭いがする場合には、窓を開けるとともに、児童・生徒等を安全に誘導し、ガス供給会社へ連絡する。
<p>二次巡視 【第二次緊急対応】 →応急復旧班が 中心となり実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 二次巡視は、施設・設備の被害状況の把握と立ち入り禁止区域の設定など、二次災害の防止策を講じることを目的とする。 • 鉄骨が破損したり、建物が傾いたりしている場合は、余震によって崩壊する危険性があるため、「立入禁止」の掲示やロープ等で閉鎖するなどの措置を行う。 • 破損、ヒビ割れしているガラスは、テープやダンボール等で補修する。 • 転倒しかかっている書棚・ロッカー等は、横に寝かせて安定させる。 • 防火シャッターが地震により自動的に作動した場合、必要が生じるまで復旧させない。

（1）初期消火の実施

初期消火は、第4編 第1章 第3 応急対策を参照する。

(2) 学校施設・設備の安全確認と対応

災害による学校施設・設備の安全確認と応急対策に当たって、消火及び校舎内外の巡視の担当は、二次災害の防止、教育の機能保持、学校の避難所等としての利用を念頭において対応する。その際、まず、自らの身体の安全を確保し、確認漏れを防止するため複数の担当で行う。

ア 学校施設・設備の安全確認等

学校施設・設備の安全確認等は、主に二次災害の未然の防止と教育の機能保持を目的として行う。巡視時はヘルメットを着用するなどして身の安全を確保し、所定の場所に常備してある懐中電灯、マスターキー、ロープを持って、校内を巡視する。

安全確認の際は、予め作成している「巡視点検場所・項目一覧等」を用いる。

※巡回して、危険場所には立入禁止の表示をするとともに、ロープ等により立入禁止の措置をとる。
※ガスの臭いがする場合、窓を開けるとともに、ガス供給会社へ連絡する。

- ① 発火しやすい室（管理諸室・理科室・家庭科室・給食室等）を優先的に巡視し、初期消火が可能な火災に対しては、消火活動を行う。理科室・家庭科室は、化学薬品・包丁等が放置されていないかを確認する。放置されている薬品等は格納し、施錠する。
- ② 区内の学校では耐震補強工事が完了しているが、校舎等が倒壊していなくても、万が一、鉄骨が破断したり、建物が傾いたりしている場合には、余震により崩壊する可能性があるため、そのような場所には、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止の措置をとる。場合によっては、避難所としての機能の停止を行い、専門家による応急危険度判定を要請する。
- ③ 校舎等の躯体が安全と思われても、落下・倒壊の恐れがある箇所（脱落しかけた天井、はくりした壁、落下しかけた照明器具等の非構造部材、倒壊しかかった防球ネット・フェンス・擁壁等）は、余震により落下、倒壊する可能性があるため、人為的に落下、倒壊させる。できない場合は、「危険につき立入禁止」の掲示やロープ等により、立入禁止の措置をとる。被害の状況判断が難しい場合は、応急危険度判定員に相談する。さらに、破損箇所の修繕を教育振興部に依頼する。
- ④ 破損、ひび割れしているガラスの枚数が多い場合は、紙やダンボール等で補修する。少ない場合は、シールを貼る（図1参照）。
- ⑤ 横転しかかっている物品（ピアノ、書棚、ロッカー、書庫等）は、横に寝かせて安定させる。
- ⑥ エレベーターの中に閉じこめられている人がいないか確認し、いなければ、エレベーターを使用できないように施錠する。中に人がいる時は、消防署又はエレベーター会社に連絡し、救助要請をする（連絡先を災害時緊急連絡先一覧に整理しておく。）。
- ⑦ 避難所スペースとして開放しないことをあらかじめ定めてある校長室、職員室、理科室、備蓄倉庫、保健室等は施錠し、立入禁止の掲示をする。
- ⑧ 防火シャッターが地震により自動的に下がっている場合、原則として復旧させない。なお、復旧させる必要があり、かつ、危険のおそれがない箇所は復旧させる（図2参照）。
- ⑨ 北区では、「災害時における避難所等の建築物応急危険度判定及び点検に関する協定」、「災害時における区有建築物等の応急対策に関する協定」、「災害時における協力に関する協

定」を、区内の建築・設備の関係 5 団体（以下「防災協定 5 団体」という。）と締結している。必要に応じて災対教育振興部学校改築施設管理課に出動を要請する。

協定の主な内容

協定 5 団体に対して協力を要請する応急対策業務は以下のとおり。

- (1) 対象建築物
北区が所有又は管理する建築物（特に、避難所となる建築物を優先する。）
- (2) 応急対策業務
 - ① 災害時の被災状況調査
 - ② 建築物の安全点検（被害調査及び機能の確認点検等）
 - ③ 安全対策と応急措置
危険箇所の是正措置
電力・給排水管・通信等の応急措置
 - ④ 仮設構造物の施工

<即時出場の場合>

震度 5 強以上の大規模な地震が発生した場合は、区の避難所となる学校等に、協定団体の担当者が駆けつけ、直ちに安全点検や機能確保の確認を行い、避難所としての使用の可否の判断を施設管理者と共に行う。また、必要に応じて応急措置を実施する。

<要請出場の場合>

震度 5 弱の大規模な地震が発生した場合は、被災した「区有建築物等」（特に避難所となる学校等）に、区からの要請出場により協定団体の担当者が駆けつけ、直ちに安全点検や機能確保の確認と必要に応じて応急措置を実施する。

- (1) 安全点検の内容
 - ① 建築物の構造躯体にひび割れ等がないか。
 - ② 窓ガラスは割れてないか。
 - ③ 崖等がある場合は崩壊してないか。
 - ④ 避難所への通行は可能か。
- (2) 機能確保の内容
 - ① 電気は大丈夫か。
 - ② 上水道は大丈夫か。
- (3) 応急措置の内容
安全点検・機能確保の確認の結果による。

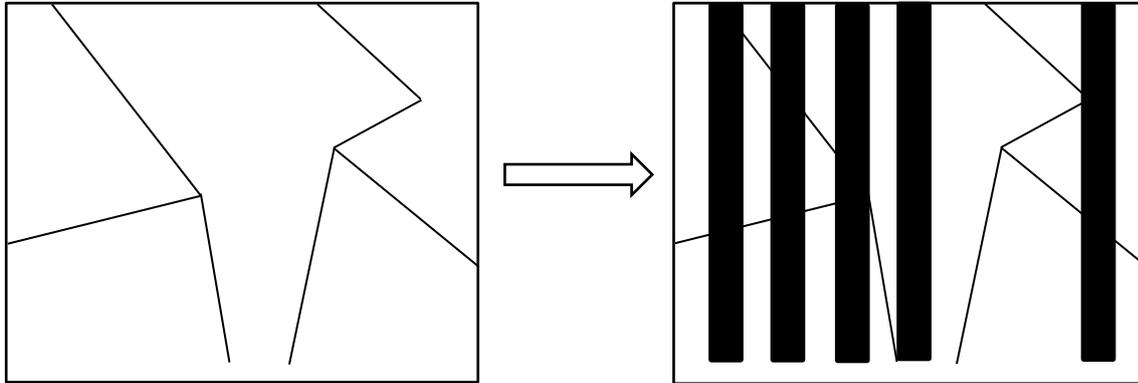
出典：北区防災協定に基づく災害時区有建築物等安全点検運用マニュアル（平成 30 年 9 月修正）

イ 学校を避難所として利用するための応急対策

- ① 避難者に対して立入禁止区域及びトイレ、ごみ集積場の場所等を表示する。
- ② 破損物等で往来の妨げになっている場合は、破損物品等を除去し、通行路を確保する。特に公道と校舎入口の間は、緊急車両、物資運搬車両の通行が可能な状態にする。

図 1

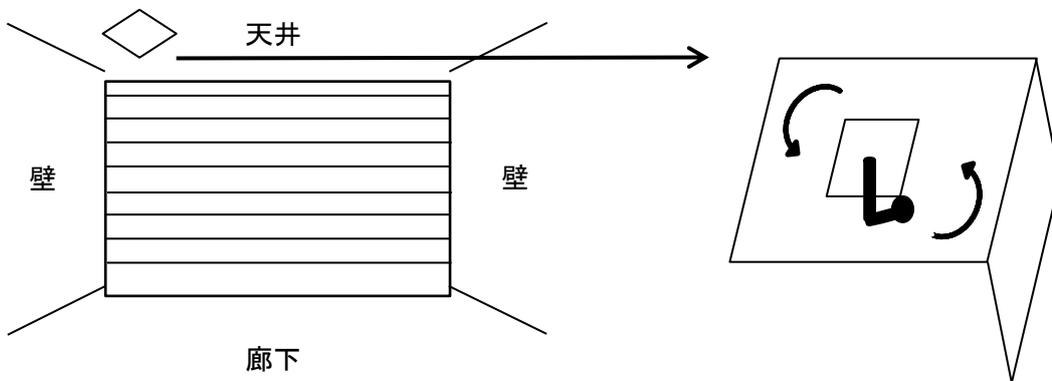
窓ガラスにシールを貼る。



ひび割れた部分にシールを貼る

図 2

防火シャッターのそばの天井又は壁にあるふたを開け、ハンドルを回して（又はチェーンを引き出して）シャッターを巻き上げる。



(3) ガス、電気、上水道の安全確認等

ガス、電気、上水道の安全確認等について次のとおり行う。

ア 都市ガスの安全確認等

家庭用ガスにはガスメーター付近に地震を感知し遮断するマイコンメーターが設置され、より安全なシステムが整備されてきている。しかし、学校へのガス供給管はその口径がやや大きく、現在のところそのような自動遮断弁の設置は少ない状況である。

<ガス遮断機能が無い場合>

- ① まずは身の安全を確保する。
- ② 火の始末 揺れがおさまったらガス器具の火を消す。
※ 地震で大きく揺れているときは、危険なため、火に近づかない。
- ③ 校舎内外の点検

「ガス臭い」と思ったら→ガス栓とガスメーターの元栓を閉める→窓の開放→ガス供給会社まで連絡（ガスのにおいがしたら、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチには絶対に触らない。）

<ガス遮断機能がある場合 → ①から③までは共通である。>

- ① まずは身の安全を確保する。
- ② 火の始末 揺れがおさまったらガス器具の火を消す。
※ 地震で大きく揺れているときは、危険なため、火に近づかない。
- ③ 校舎内外の点検

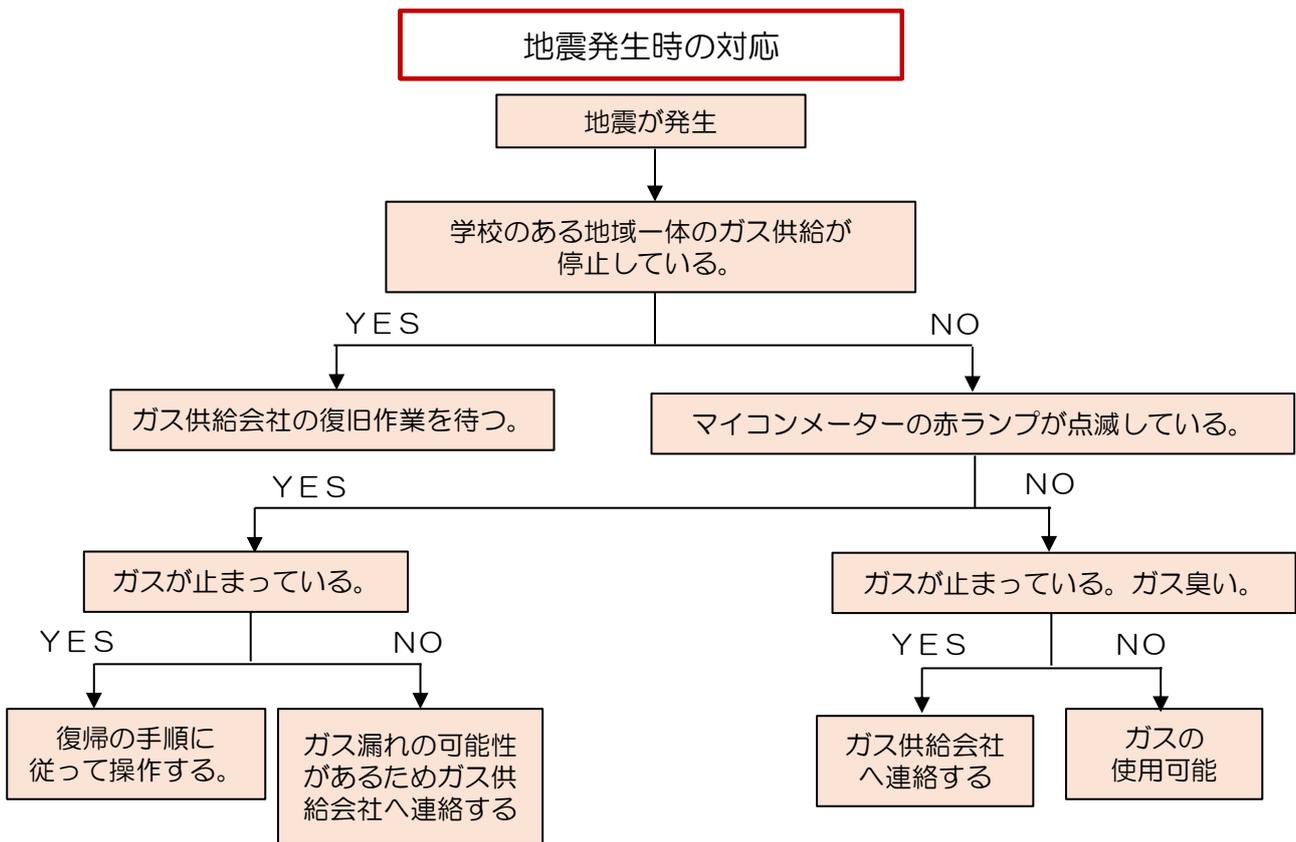
「ガス臭い」と思ったら→ガス栓とガスメーターの元栓を閉める→窓の開放→ガス供給会社まで連絡（ガスのにおいがしたら、火を付けたり、換気扇や電気のスイッチには絶対に触らない。）

- ④ マイコンメーターが遮断したとき。

マイコンメーターが遮断した場合、マイコンメーターの赤ランプが点滅するため、マイコンメーターに添付してある復帰の手順に従って復帰操作を行う。ガス漏れなどの異常がない場合には、復帰してガスが使えるようになる。

なお、震度6弱以上の地震が発生した場合は、マイコンメーターから上流で地域一帯のガス供給をガス供給会社が停止している場合がある。この場合は、学校においてガス漏れなどの異常がなくとも、すぐにガスが使えるようにはならない。マイコンメーターから上流のガス供給が停止しているかどうかはマスコミやインターネット等を通じて行われるガス供給会社の広報により確認する。

■注意：赤ランプが点滅している場合は、ガス漏れの疑いがあるため、ガス臭くないか十分確認する。ガス臭いときは、ガス供給会社へ連絡する。



■参考：都市ガスの安全装置

原則として、120号^{※1}以下のガスメーターはマイコン制御器を組み込んだ安全装置付きガスメーター（以下、マイコンメーター）である。マイコンメーターは震度5強相当以上^{※2}の揺れを感知したときにガスを遮断する^{※3}。マイコンメーターは地震発生時や地震直後にガスの流量を検知した場合に危険と判断するため、次の場合には遮断を行わない。

- 地震発生時にガスを使用していなかった場合
- 地震によるガス漏れなどの異常がなかった場合。ただし、平成10年1月以降に製造された1～6号メーターは、ガスの使用の有無にかかわらず震度5強相当以上で遮断する。

※1 号数とは、ガスメーターが1時間あたりに流すことが可能な最大のガス量（m³）のことを示し、120号＝120 m³/hとなる。一度に使用するガスの量が増えると号数も大きくなる。号数はメーターの刻印もしくはガス供給会社に問い合わせることで確認できる。

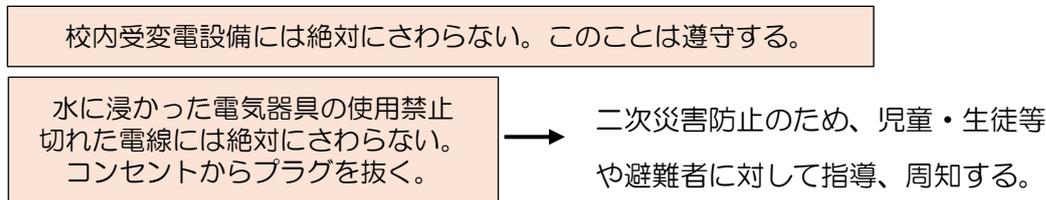
※2 震度は気象庁発表によるものではなく、メーターでの揺れ方で判断するため、地震、建物の構造や高さなどの状況により、震度5強未満でも作動することがある。

※3 マイコンメーターは全てのガス漏れを遮断したり、ガス爆発事故や火災などのあらゆる事故を完全に防止したりするものではない。

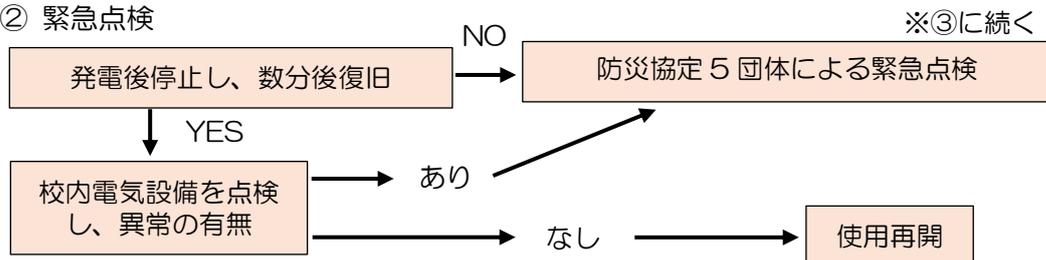
イ 電気の安全確認等

漏電火災などの二次災害を防ぐとともに、できるだけ早期に復旧できるよう次の緊急対応に取り組む。

① 安全確保

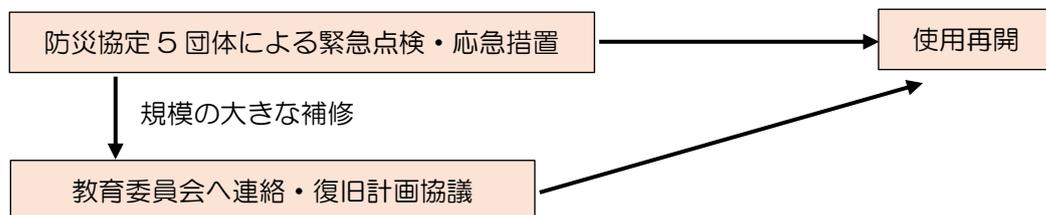


② 緊急点検



○ 使わない電気器具は、コンセントからプラグを抜く。

③ 復旧



- 協定に基づき即時出動してきた防災協定 4 団体の担当者は、当該学校電気設備の設置場所に不案内の場合もある。その場合には、教職員が校内電気設備に案内する。
- 防災協定 5 団体による点検により、構内の電気配線の断線があるようであれば、協定に基づき応急措置を依頼する。
- 東京電力（株）が学校内外で行う電気工事等の情報を復旧工事担当者に提供する。

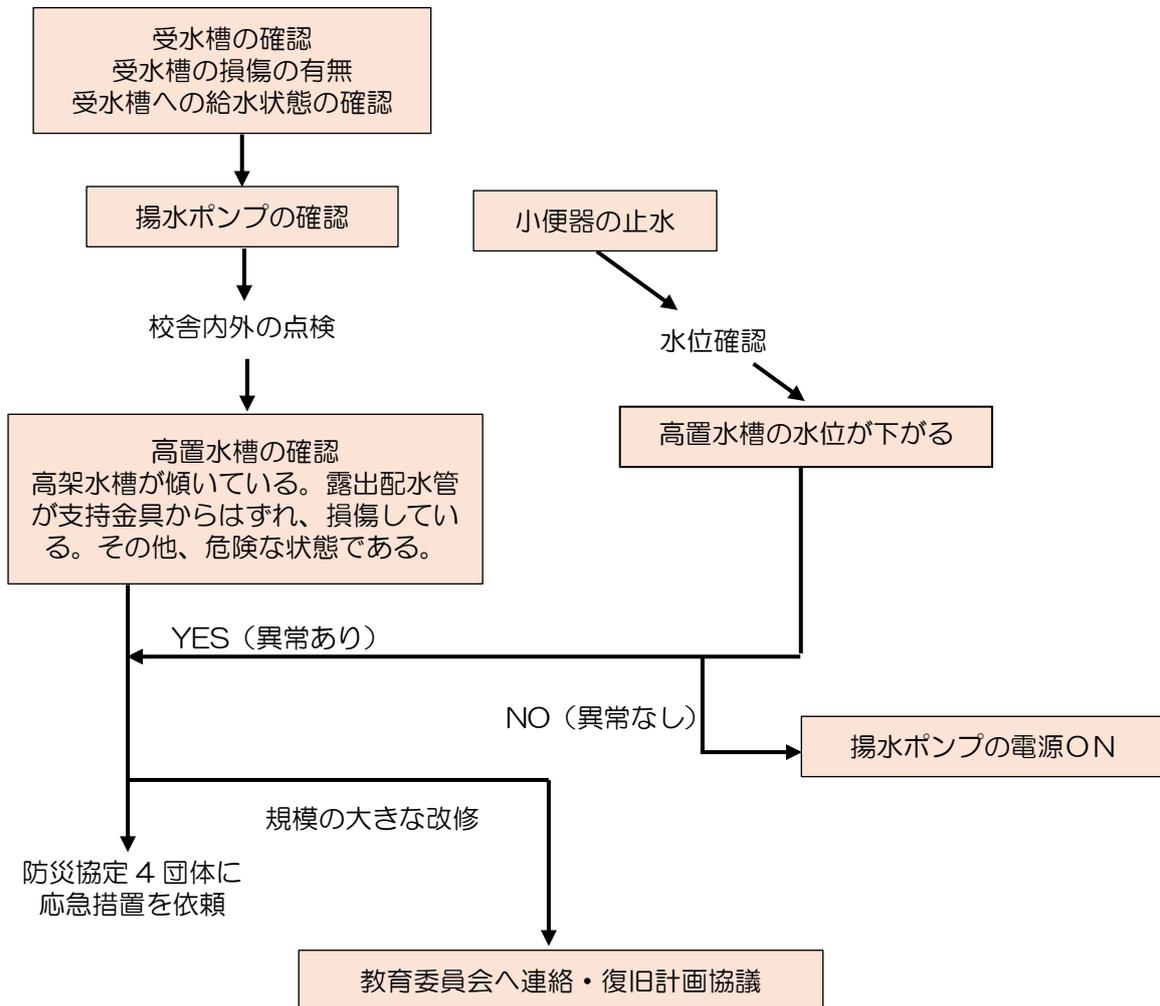
④ 学校が避難所となった場合

- a. 避難者への要請
- 電気器具の勝手な使用は停電の恐れがあるため、電気器具の使用に当たっては、教職員（防災協定 5 団体の担当者を含む。）の指示に従う。
 - 校内受変電設備・分電盤には手を触れない。
- b. 東京電力（株）への連絡
- 電力供給復旧作業の優先的な実施を受けるために連絡する。

ウ 上水道の点検等

①緊急対応

児童・生徒等、教職員に加えて、避難所としての飲料水確保も必要であり、水の確保の重要性から、発災後は、速やかに校舎内外（宅内給水管等）を点検し、次の緊急対応に取り組む。



②留意事項

- ・ 受水槽や高置水槽内には相当量の水が貯留されており、この水は、諸般の状況により異なるが、発災時には、およそ2日間程度は飲料水として使用できる。
- ・ 避難所用に、学校備蓄室にペットボトルの水を備蓄している。
- ・ 学校備蓄室に配備している手動ろ水器は、プールの水をろ過して飲料水としても利用できる。
- ・ プールの水は、消防用水利としても利用されることがある。
- ・ 水の利用方法は、飲料水・生活用水等の優先度を決め、活用していくことが大切である。
- ・ 受水槽以下給水管等の損傷に備え直接給水栓を設けている場合は、必要に合わせそれを活用する。
- ・ 断水後給水が再開されたとき、赤水の発生が考えられるが、目で見て、通常時の水の色に近くなるまで排水するなどして対応する。その他問題があると認められる場合は、水道局営業所、北区災害対策本部等に連絡し、指示を受け、対処する。

第2章 応急対策
第4 各班の役割分担

- ・ 漏水時に迅速な対応をするため、給水管の主要バルブの取付場所、行き先（系統）を把握しておく。
- ・ 受水槽に「緊急遮断弁装置」が取り付けられている場合は、地震を感知すると自動的に揚水ポンプへの給水を遮断し、ポンプを停止する。正常運転に戻すためには復旧の操作が必要である。このため、教職員は定期的に操作訓練を実施する必要がある。

③東京都水道局による水道施設復旧活動

- 水道施設の応急復旧は、被害状況を把握し、復旧方法及び復旧態勢等を定める復旧計画に基づき実施する。
- 管路の被害は、配水系統の変更等により断水区域を最小限にした上で、あらかじめ定める復旧の優先順位に基づき、段階的に復旧作業を進める。
- 取水・導水施設の被害は、浄水機能及び配水機能に大きな支障を及ぼすため、最優先で復旧する。
- 応急復旧は、送・配水管及び給水管の被害箇所について、立ち上がり水栓（仮設の蛇口）等を設置するまでの過程を対象とする。
- 地震発生後3日間は、被害状況調査、配水調整作業及び首都中枢機関等への供給管路の被害箇所の復旧を行い、4日後から本格的な復旧作業を開始し、早期の復旧に努める。

■優先復旧一覧

順位	配水施設
1	あらかじめ定める首都中枢機関等への供給管路 (首都中枢機能等の継続性を保持するための当該施設に至る管路)
2	あらかじめ定める第一次重要路線 (送水管及び広大な区域を持つ配水本管)
3	あらかじめ定める第二次重要路線及び配水小管重要路線 (配水本管及び小管の骨格となる路線)
4	第1位から第3位までのものを除くほか、給水上極めて重要な路線 (応急給水施設、避難所等に至る管路)

(注：上記の順位に入らない対象がある)

5 救護活動（担当：救出救護班）

大震災により大勢の負傷者が出ることが予想される。救護のためのスペースとして保健室、畳のある部屋などを利用し、負傷者への応急処置は、救出救護班が当たる。救護活動に参加可能な児童・生徒等に対しては救護の補助を依頼する。

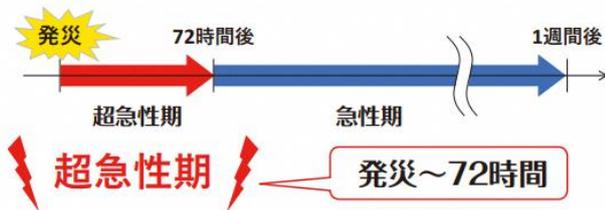
校庭等に避難する場合、救出救護班は救急医薬品を携帯する。



■北区の大規模災害時の医療体制について

大規模災害時の北区の医療体制

～区民のみなさまの命を守るため～



区内の5つの病院近くに「緊急医療救護所^{*1}」を開設し、「各師会等^{*2}」の協力をいただき、**傷病者の重症度判別**（トリアージ^{*3}）をして、**軽症者の応急処置**を行います。

- | | |
|-------------|----------------|
| ① 東京北医療センター | (北区赤羽台4-17-56) |
| ② 赤羽中央総合病院 | (北区志茂1-19-14) |
| ③ 明理会中央総合病院 | (北区東十条3-2-11) |
| ④ 王子生協病院 | (北区豊島3-4-15) |
| ⑤ 花と森の東京病院 | (北区西ヶ原2-3-6) |

(地図は裏面参照)

* 1 緊急医療救護所

発災による傷病者が病院に殺到して機能がマヒするのを防ぐ役割をもつ。

* 2 各師会等

北区医師会、北区薬剤師会、北歯科医師会、滝野川歯科医師会、柔道整復師会北支部、北区訪問看護ステーション連絡協議会等



* 3 トリアージ（タグ表示）

- (I) 重症：生命に関わる危険な状態
 - (II) 中等症：生命の危険はないが、早期処置が必要な状態
 - (III) 軽症：今すぐの処置は必要ない状態
- 重症・中等症の方は**病院内へ搬送**



急性期 発災後72時間～1週間

区内の7か所の小・中学校に「医療救護所」を開設し、地域医療が復旧するまでの間、**軽症者への対応**、避難所での**健康相談**を行います。

- | | |
|------------|---------------|
| ① 西浮間小学校 | (北区浮間2-7-1) |
| ② 赤羽岩淵中学校 | (北区赤羽2-6-18) |
| ③ 桐ヶ丘中学校 | (北区桐ヶ丘2-6-11) |
| ④ 明桜中学校 | (北区王子6-3-23) |
| ⑤ 十条富士見中学校 | (北区十条台1-9-33) |
| ⑥ 滝野川第五小学校 | (北区昭和町3-3-12) |
| ⑦ 飛鳥中学校 | (北区西ヶ原3-5-12) |



【問い合わせ】
北区保健所
生活衛生課 生活衛生係
TEL：03-3919-0431

刊行物登録番号 5-2-074

出典：北区 HP (<https://www.city.kita.lg.jp/safety/disaster/1008507/1008509.html>)

6 保護者への引き渡し・保護（担当：保護者対応班）

北区で震度5弱以上の地震が発生した場合、又は、震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や被害状況の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合（登下校中に発生し、登下校途中の児童・生徒等が本校へ避難してきた場合を含む）には、保護者への引き渡し及び校内にて保護を行う。

引き渡し及び保護については、学校災害対策本部にて判断し、引き渡しは保護者対応班が中心となって実施する。

震 度	学校の対応
震度5弱以上	<ul style="list-style-type: none">安全が確認できるまで、児童・生徒等は、原則として学校で待機させる。保護者等が引き取りに来た時点で、下校させる。さらに大きな地震が予想される場合には、引き取りに来た保護者を含めて、校内で待機させる。
震度4	<ul style="list-style-type: none">安全が確認できたら、通常の授業に戻る。必要な場合は、放課後の活動を取りやめ、地区別に集団下校させるなどの措置を講ずる。自宅の鍵を保持していない児童・生徒等は、保護者に連絡し、必要に応じて引き取り等を依頼する。（保護者がすぐに来られない場合は、学校で待機させる。）
震度3以下	<ul style="list-style-type: none">状況確認後、通常授業・通常下校。

（1）児童・生徒等の帰宅・引き渡し方法

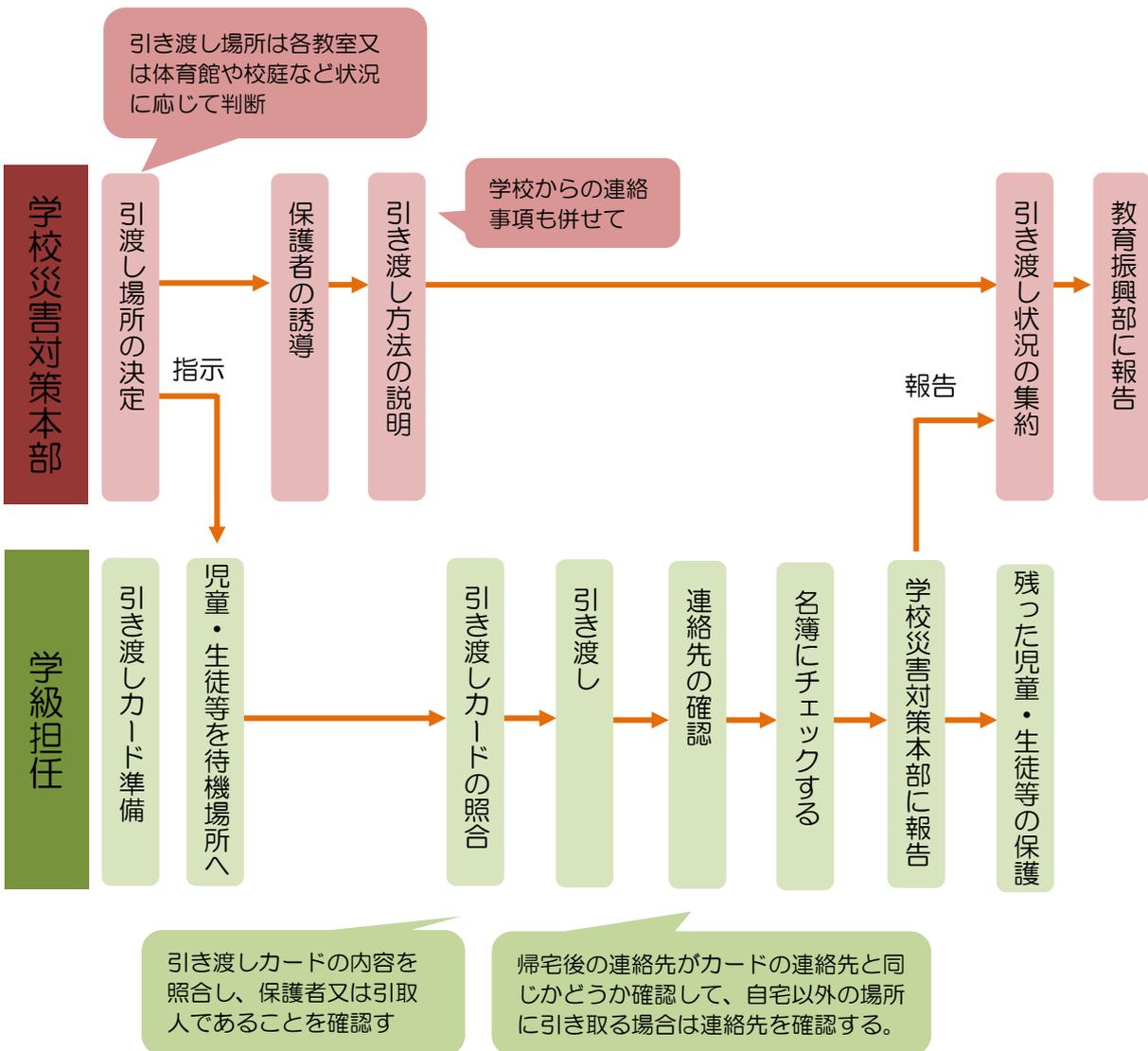
校長は、あらかじめ定めてある保護者又は「緊急時引き渡しカード」に記載のある引取人へ、あらかじめ定める引き渡し方法により児童・生徒等を帰宅させる。

引き渡しは原則として担任があたるが、緊急の場合、担任以外の者が引渡人となることが考えられる。保護者又は引取人への引き渡しは、緊急時引き渡しカードを利用して行う。なお、登録していない人が来た場合は、確認できるまで引き渡しを行わない。また、引き取りに来た者以外の親族等からの照会に備え、「いつ」「誰に」引渡したかを必ず引渡しカードに記録する。

また、保護者へ連絡する場合は、被害の拡大を防止するため、通学路に危険箇所がある場合は、そこを避けて安全な経路で来校し引渡しを受けることや、保護者自身の身の安全が確保できない場合には迎え（引取り）に来ないこと等も周知しておく。

通学区域地区担当の教職員は、通学路の危険箇所について確認を行う。通学区域地区担当の教職員は、予め作成している「通学区域地区担当の教員名簿」を参照。





■校外で引き渡す場合

1. 引き渡しが可能かどうか判断する。（二次災害の危険の有無等）
2. 学校に戻って引き渡す場合と現地で引き渡す場合でどちらが安全かを判断する。
3. 現地で引き渡す場合は、学校と連絡をとり、保護者に引き取りに来てもらう。方法は、校内の引き渡しと同様にする。

※校外に出る場合はあらかじめ引き取り可能な場所について検討し、保護者にも周知しておく。

(2) 児童・生徒等の保護体制

地震などの災害時の帰宅困難者対策として、一斉帰宅が抑制された場合、保護者を含む就業者等は原則として、3日間程度、企業等に留め置かれることとなる。

このことから、学校所在地の震度が小さい場合でも、鉄道の運行状況や都内外の被災状況等の把握に努め、保護者が企業等に留め置かれた場合には児童・生徒等を確実に保護者に引き渡すまで、災害発生時から3日間程度、学校において、児童・生徒等を保護することを原則とする。

帰宅困難者対策として保護者が企業等に留まることになった場合には、児童・生徒等を学校内で保護する。その場合には、児童・生徒等の安全を確保するため、避難者等とスペースを分離し、混雑を避けるために動線を切り分ける。児童・生徒等を保護する場合は、校長の指示に従い、教職員がその任に当たる。個々の保護者との連絡に当たっては、携帯・固定電話、インターネット、電子メール、ホームページ、東京都北区学校園連絡システム（teturu）、災害用伝言ダイヤルなど多様な手段を適時活用する。

■教職員の主な役割

- ・保護している児童・生徒等の人員を把握する。
- ・保護者に現在の状況と今後の対応を説明する。
- ・児童・生徒等に、今後の対応を説明する。
- ・児童・生徒等の安全確保のための環境整備を行う。
- ・児童・生徒等の毛布・食糧等を確保・配布する。
- ・状況に応じて、学校で保護している児童・生徒等の家庭訪問を行う。

■学校に待機させる場合の留意点

大地震などにおける、学校等での待機が長時間に及ぶことも考えられ、児童・生徒等を待機させる場合には、下記の点に留意する。

- ・不安を訴える児童・生徒等のために、心のケアができるようにスクールカウンセラーや学校医などとの連携を図る。
- ・近隣からの火災など二次災害への対策が十分とれるようにしておく。
- ・待機が長時間に及ぶ場合（保護者が被災者・帰宅困難者となる場合等）を想定して、食糧の確保や宿泊の対応なども考えておく。

(3) 保護者を欠くこととなった児童・生徒等の保護

児童・生徒等が在校中で震災が起き、保護者と連絡が取れない場合は、保護者と連絡が取れるまで学校で保護する。保護者が亡くなり親戚等身寄りが無くなってしまった児童・生徒等の心のケアに努めるとともに、他の児童・生徒等の保護状況を踏まえ、適切に児童相談所に引き継ぐ。

児童・生徒等が在宅中などで、学校が児童・生徒等の安否確認を行う中で保護者等が亡くなったことが判明した場合は、担任等が早急に駆けつけ、同様に保護を欠くこととなった児童・生徒等を児童相談所に適切に引き継ぐとともに学用品等の補助を適切に行う。

■災害時「こころのケア」の手引（東京都立（総合）精神保健福祉センター・令和5年4月（改訂））

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/chusou/joho/rifuretto.files/R5saigaitebiki.pdf>

【関連資料】資料編：資料3 北区震災復興マニュアル（復興施策編）5-3-7「乳幼児・児童・生徒への支援」

7 搬出活動、避難所運営支援（担当：避難所支援班）

（1）搬出活動

地震等による出火や校舎への延焼のおそれがある場合には、避難所支援班が中心となり、予め作成している「非常時持出品リスト」に基づき、搬出活動を行う。

なお、災害状況によっては、耐火金庫等校内で保管し、散逸を防止する。

（2）避難所運営支援

児童・生徒等及び教職員の安否が確認でき、二次災害のおそれがないことが確認できたときを目安に、避難所支援班は、発災直後における避難所の開設、管理運営に従事するとともに、地域の自主防災組織による避難所運営態勢が確立するまでの支援を行う。

避難所支援に関する詳細は、第5編を参照。



第3章 事後対策

第1 基本的な考え方

教職員は、校長の指揮監督の下、教育活動を早期に再開するため、児童・生徒等の被災状況、避難先の把握、教室の確保、通学路の安全確認をするとともに、児童・生徒等の心のケアに十分配慮する。

第2 被害状況の収集と把握

1 家庭等の被害状況等の収集

発災直後に実施した安否確認で得られた情報を基に（必要に応じて追加的な調査を行い）、緊急時引き渡しカード等の連絡先に家庭訪問又は電話等で、家庭等の被害状況を把握する。

学級ごとの名簿等を作成し、各方面からの情報が集約できる工夫をする。

また、東京都北区学校園連絡システム

（tetoru）、ホームページなど多様な手段を適時

利用して、保護者に学校の状況を伝えるとともに、保護者から学校への安否情報提供を依頼する。

さらに、本人や友人、近隣者等の安否を記入できるノートを学校に備え、記入させる方法や地域の掲示板等に学校と連絡をとるよう掲示するなどして、安否情報の収集に努める。

校長は、家庭等の被害状況を把握し、災対教育振興部に報告する。

家庭等の被害状況の内容（例）

- | |
|--|
| <input type="checkbox"/> 児童・生徒等及び家族の安否・けがの状況 |
| <input type="checkbox"/> 被災状況 |
| ・児童・生徒等の様子 |
| ・困っていることや不足している物資 |
| ・住居等の被害状況 |
| <input type="checkbox"/> 居場所（避難先） |
| <input type="checkbox"/> 今後の連絡先・連絡方法 |

2 教科書、文房具等の被害状況の把握

児童・生徒等の安否確認が完了次第、教科書、文房具等の紛失・焼失状況を把握し、【様式編：様式3 学校教育活動再開見通し報告書】を参考に災対教育振興部（教育指導課）に報告する。

災害救助法の適用がある場合は、東京都が一括して調達し、北区に配分する。

災害救助法の適用がない場合、要保護・準要保護世帯に対し、教科書は、教科書協会から寄贈される。要保護・準要保護世帯以外は、北区が支給する。

【連絡先】一般社団法人 教科書協会

〒135-0015 東京都江東区千石1丁目9番28号

電話：03-5606-9781（代） FAX：03-5606-3086 e-mail：textbook@gol.com

【関連資料】資料編：資料3 北区震災復興マニュアル（復興施策編）7-1-3「被災児童生徒に対する学用品等の支援」

3 通学路の安全確認等

授業再開にあたっては、児童・生徒等が安全に通学できる通学路の安全確認を行う。安全確認は、通学区域地区担当の教職員が行う。

通常に通学路が危険な場合は迂回の通学経路を設定し、児童・生徒等及び保護者に周知する。また、地域別の集団登下校を実施するなど、登下校中の安全を確保する。

第3 授業再開の準備

1 学校施設の復旧

被災状況を確認し、仮設校舎の建設や代替施設の利用の可能性、校舎の補修・改修・再建計画等を教育振興部（学校改築施設管理課）と協議する。

なお、ライフライン復旧が見込まれない場合は、仮設トイレ、仮設給水栓・給水蛇口等を確保する。また、他施設を借用する場合には、当該施設への通学手段、通学時の安全確保についても併せて検討する。

授業再開にあたり、必要な教室やスペースなどの安全確認や整備を行い、確保する。

【関連資料】資料編：資料3 北区震災復興マニュアル（復興施策編）7-1-1「学校教育施設の復旧・再建」

校舎等の安全確認・整備の例
<ul style="list-style-type: none">・学校施設・設備の安全確認及び転倒物等の片付け・整理 <p>※後日の報告等に備え、被害状況等を写真撮影して記録、校内平面図に位置を明記</p> <ul style="list-style-type: none">・危険物・危険薬品（理科室、灯油保管場所等）の安全確認と必要な措置・学校給食施設・備品の点検と必要な措置・ライフライン（上下水道、電力、電話）の使用可否確認（使用不可の場合は、元栓閉、ブレーカー遮断等を実施）・危険箇所・使用禁止箇所について、立入禁止区域等を設定、表示等を実施・教育振興部に対し、以下を要請 <p>⇒専門家による点検（地震の場合は「応急危険度判定」）、被害箇所の応急処置・復旧</p> <p>⇒ライフライン事業者による点検・復旧</p>

2 授業再開時期の決定

教育振興部（学校改築施設管理課）と協議の上、授業再開時期を決定する。時期の決定に当たっては、下記の事項を勘案する。

- ① 学校施設の復旧状況
- ② 被災校舎等の立ち入り禁止区域の設定などの安全対策
- ③ 通学路の安全確保
- ④ ライフラインの復旧状況（上下水道・トイレ、電力、通信回線等）
- ⑤ 使用可能な教室数
- ⑥ 登校可能な児童・生徒等数
- ⑦ 勤務可能な教職員数
- ⑧ 他校の利用、代替区有施設の確保及び仮設校舎の建設等
- ⑨ 保護者や地域住民の意向
- ⑩ 避難所としての本校の利用状況

3 授業再開の保護者への周知

授業再開にあたって、学校は保護者に対して下記の方法で授業再開の時期及び通学路について連絡する。

- ① 北区及び学校のホームページ
- ② 東京都北区学校園連絡システム（tetoru）
- ③ 電話
- ④ 学校だよりの配布
- ⑤ 校門や自治会・町会の掲示板への掲出
- ⑥ 説明会の開催

【関連資料】資料編：資料3 北区震災復興マニュアル（復興施策編）7-1-2「授業の再開」

4 避難所運営との調整

学校施設が避難所として使用されている場合、学校教育の再開に向けて、避難所管理運営委員会と協議を行い、以下の点について確認・依頼する。

【避難所管理運営委員会との協議事項（例）】

- ・立入禁止区域（危険箇所のほか、学校教育に用いる区域）の確認
- ・動線設定（児童・生徒等学校関係者と避難者の動線をできるだけ区分）
- ・生活ルール（活動時間帯、施設・設備の利用方法、その他）

第4 応急教育計画の作成

校長は、学校教育が正常に実施できるまでの間、学校施設・設備の被災状況、教職員及び児童・生徒等の被災状況、交通機関の復旧状況等、諸般の状況を勘案して、休校、二部授業、他校の利用等、応急教育計画を作成する。

校長は、応急教育計画を作成するにあたって、教育振興部（教育指導課）と連携を密にするとともに、速やかに保護者及び児童・生徒等へ周知する。

教育活動の再開にあたって、次の点に主に留意する。

- ・ 平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
- ・ 登校する児童・生徒等の人数に応じた応急教育を実施する。
- ・ 地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育とする。
- ・ 養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童・生徒等の心身の状態に配慮する。

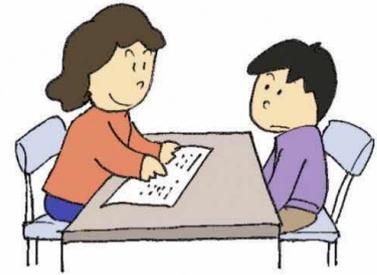
被害状況等を踏まえ、学校の実態に応じて、必要な教育課程等の再編成を行う。教育活動の再開にあたって、次の点に主に留意する。

- ・ 平常時と同様な教育活動が行えない場合も、可能な範囲の教育活動の維持、推進を図る。
- ・ 登校する児童・生徒等の人数に応じた応急教育を実施する。
- ・ 地域の実情を踏まえ、当該学年に適切な応急教育とする。
- ・ 養護教諭、スクールカウンセラー、学校医等と連携し、児童・生徒等の心身の状態に配慮する。



第5 心のケアの充実

阪神・淡路大震災及び東日本大震災の例を見ても、発災後に地震への恐怖、家族等の死傷に伴う悲しみ、将来に対する不安など、大人も子どもも心が疲弊している状態にある。応急教育の立案にあたっては、このような児童・生徒等の心の状態に配慮し、心のケアの指導体制をとる。



災害時におけるストレス症状のある児童・生徒等への対応は、基本的には平常時と同じであり、健康観察等により速やかに児童・生徒等の異変に気づき、問題の性質（「早急な対応が必要かどうか」、「医療を要するかどうか」等）を見極め、必要に応じて保護者や医療機関等と連携を密に取り、学級担任等や養護教諭をはじめ、校内組織（教育相談部等）と連携して組織的に支援に当たることが大切である。

また、心のケアは、児童・生徒等の対応を行う教職員についても配慮が必要である。

1 心のケアの進め方

（1）健康状態の把握と組織体制の確立（発災直後から学校再開まで）

ア 管理職

- ① 心身の健康状態の把握の指示
- ② 臨時の学校環境衛生検査の実施についての検討
- ③ 教職員間での情報の共有
- ④ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり
- ⑤ 子どもの心のケアに向けての組織体制・役割分担の確認
- ⑥ 心のケアの対応方針の決定と共通理解・全体計画の作成
- ⑦ 専門家・機関等との協力体制の確立
- ⑧ 保護者との連携・健康観察の強化依頼等
- ⑨ 特別支援学級の児童・生徒への配慮

イ 養護教諭

- ① 心身の健康状態の把握
 - ・ 健康観察の強化
 - ・ 教職員間での情報の共有
 - ・ 学級担任等との連携等
 - ・ 保護者との連絡、家庭訪問等による把握
- ② 保健室の状況確認と整備
- ③ 管理職との連携
- ④ 専門家・機関等との連携
- ⑤ 心のケアに関する啓発資料の準備
- ⑥ 特別支援学級の児童・生徒への配慮

ウ 学級担任等

- ① 心身の健康状態の把握

第3章 事後対策
第5 心のケアの充実

- ・ 健康観察の強化
 - ・ 教職員間での情報の共有
 - ・ 保護者との連絡、家庭訪問等による把握
- ② 養護教諭との連携
 - ③ 学校内の衛生状況の調査
 - ④ 特別支援学級の児童・生徒への配慮

エ 専門家・機関

- ① 学校内の対応状況確認
- ② 児童・生徒等のメンタルヘルスをめぐる緊急事態への見立てを行う
- ③ 教職員へのコンサルテーションを行う
- ④ 子どもや保護者の個別面談準備
- ⑤ 養護教諭と協力して、心のケアの資料を準備
- ⑥ 関係機関との連携に関するつなぎ役になる

(2) 心身の健康状態の把握と支援活動（学校再開以降）

ア 管理職

- ① 子どもの心身の健康状態の把握と支援活動の指示
 - ・ 健康観察の強化
 - ・ 家庭での様子調査、個別面談、相談希望調査等
 - ・ 臨時の健康診断の検討、医療機関等との連携等
 - ・ 教職員間での情報共有
- ② 保護者への啓発活動の実施の指示
 - ・ 健康観察の強化
 - ・ 啓発資料の配布等
- ③ 朝礼等で心のケアに関する講話の実施
- ④ 教職員の心のケアに向けた校内組織体制づくり
- ⑤ 特別支援学級の児童・生徒への配慮

イ 養護教諭

- ① 心身の健康状態の把握
 - ・ 健康観察の強化
 - ・ 教職員間での情報の共有
 - ・ 家庭での様子調査、個別面談、相談希望調査等
 - ・ 学級担任等との連携等
 - ・ 保護者との連携、家庭での健康観察の強化依頼
- ② 保健だより等の啓発資料の配布
- ③ 管理職との連携
- ④ 心のケアに関する保健指導の実施
- ⑤ 健康相談の実施
- ⑥ 専門家・機関等との連携
- ⑦ 感染症の予防対策

⑧ 特別支援学級の児童・生徒への配慮

ウ 学級担任等

- ① 心身の健康状態の把握
 - ・ 健康観察の強化
 - ・ 教職員間での情報の共有
 - ・ 家庭での様子調査、個別面談、相談希望調査等
 - ・ 保護者との連携、家庭での健康観察の強化依頼
- ② 啓発資料の配布
- ④ 個別指導
- ⑤ 養護教諭との連携
- ⑥ 特別支援学級の児童・生徒への配慮

エ 専門家・機関

<子どもや保護者に対して>

- ① 子どもや保護者の個別面談
- ② 必要に応じた専門機関への紹介

<教職員に対して>

- ① 子ども対応への助言とストレス対応研修
- ② 校内の関係委員会に参加し、共通理解を図る
- ③ 教職員間での情報の共有
- ④ 個別支援

2 心身の健康状態の把握

校長は、災害等が発生した後、被災した児童・生徒等及び災害等の目撃などにより心身の健康に影響を受ける可能性がある児童・生徒等について、各教職員に以下の対応を指示して、その心身の健康状態を把握する。

学級担任	・当該児童・生徒等の健康状態を把握する。また必要に応じ、保護者と連絡をとって児童・生徒等の状況について情報収集を行う。これらの結果は養護教諭に提示する。
養護教諭	・学級担任から提示された情報、及び保健室を訪れる児童・生徒等の状況をもとに、全体的な傾向及び個別児童・生徒等の状況を把握・整理し、管理職に報告する。
その他の教職員	・当該児童・生徒等について注意深く観察し、気づき事項を学級担任及び養護教諭に連絡する。

3 ト라우マ反応への対応

トラウマを経験した児童・生徒等には、下表のように情緒・行動・身体・認知面等に様々な反応が現れる。

情緒	●恐怖・怒り・抑うつ ●分離不安・退行（赤ちゃん返り） ●フラッシュバック ●感情の麻痺 ●睡眠障害 等
行動	●落ち着きがない ●イライラ ●集中力の低下 ●衝動的（暴力・自傷） ●非行・薬物乱用 等
身体	●吐き気・おう吐 ●頭痛・腹痛などの身体の痛み ●かゆみなどの皮膚症状 等
認知	●安全感や信頼感の喪失 ●罪悪感 ●自尊感情の低下 ●様々な対人トラブル 等

災害発生直後、強いストレスにさらされたことのある児童・生徒等にトラウマ反応が現れた場合は、下記の点に留意して対応する。

- ・穏やかに子どものそばに寄り添う。
- ・「大変な出来事の後には、このような状態になることがあるけれど自然なことだよ」などと伝える。
- 【不安に対して】子どもの話（怖い体験や心配や疑問も含む）に耳を傾け、質問や不安には子どもが理解できる言葉で、現在の状況を説明する。ただし、子どもの気持ちを根掘り葉掘りきいたり、あまりにも詳細に説明しすぎたりするのは逆効果である。
- 【体の反応に対して】体の病気はないのに、不安や恐怖を思い出して体の症状（気持ち悪い、おう吐、頭が痛い、おなかが痛い、息苦しいなど）を訴える場合もある。体が楽になるように、さすったり、暖めたり、汗をふいたり、リラクゼーションを促し、その症状が楽になるようにしてあげる。
- 【叱らないこと】不安状態であるときに、子どもはふだんできていたことができなくなったり、間違ってしまったたりする。それに対して叱られると、不安が増してしまう。このような状態の時は、子どもが失敗しても「けがはなかった？」「大丈夫だよ」などねぎらいの言葉をかけて、心配していることを伝えれば良い。

■参考資料

- ・文部科学省 「学校における子供の心のケアーサインを見逃さないためにー」

https://www.mext.go.jp/content/20240322-mxt_kenshoku-000031772_2.pdf

【関連資料】資料編：資料3 北区震災復興マニュアル（復興施策編）7-1-4「被災児童生徒のメンタルヘルスケア」

4 心のケア体制の構築

校園長は、必要に応じて、以下のとおり「心のケア委員会」を立ち上げ、当該児童・生徒等に対する心のケア体制を確立する。

構成員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 校園長、副校園長、学年主任、養護教諭、当該児童・生徒等の学級担任 ※（必要に応じて）スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、家庭と子どもの支援員等
協議・検討事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 当該児童・生徒等の健康状態に関する情報の把握・共有 ・ 対応方針（全校対応、学級対応、保健室対応等の対応規模、専門家・機関等による支援の要否、など） ・ ケア・指導の方法（個別ケア、集団指導等） ・ 保護者等からの相談窓口設置の要否 ・ 教職員、専門家・機関等の支援者の役割分担 ・ 教職員への情報提供、教職員向け研修等の実施要否

5 関係機関等との連携

発災直後、児童・生徒等の心のケアを実施するに当たり、関係機関等との連携体制が確立するまでは、校園長、副校園長、学年主任、養護教諭、当該児童・生徒等の学級担任が中心となって対応を行う。

その後、発災後の早い段階で、校園長は、教育振興部と連携し、専門家・機関等（スクールカウンセラー、精神科医、臨床心理士、DPAT※）や民生・児童委員等との連携を図るものとする。

なお、医療機関など地域の専門機関等を紹介する際には、当該児童・生徒等及びその保護者に対し、その役割や相談等の必要性を丁寧に説明し、了解を得るものとする。

※ DPAT（Disaster Psychiatric Assistance Team）は、北区や医療機関からの支援要請を受け、避難所等で地域精神保健活動（災害ストレスによる被災住民への対応等）を実施する「災害派遣精神医療チーム」。

6 教職員の心のケア

（1）管理職の対応

校園長は、災害等が発生した後、自身又は家族が被災した教職員及び災害等への対応に当たる教職員について、過度のストレス状況を避けるなど心の健康に配慮するため、例えば以下の対応を検討する。

- ・ 被災した教職員に、現実的な配慮を行う。
- ・ 学校が避難所になった場合は、速やかに管理を北区に委ねる。
- ・ 報道対応の窓口を一本化する。
- ・ 不要不急の業務を判断し、教職員の業務分担を見直したり、応援を依頼したり、臨時の人員配置などを検討する。
- ・ 災害等への対応は、チームを組んで当たる態勢を取る。
- ・ 教職員の心の健康に関する研修会を実施する。
- ・ 状況により、心の健康に関するチェックを行う。

- ・ 休みを取ることが本人の不利にならないように配慮する。

また、一日の活動の終わりに教職員間（必要に応じてスクールカウンセラー等を交える）で、その日の活動を振り返る時間をつくり、自由に安心して話せる環境下で、子どもに関する情報共有と自分の体験やそれに伴う感情を語り合う機会を設ける。

（2）教職員の対応

教職員は、災害等が発生した後に児童・生徒等への適切な支援を行うためには、自身の健康管理が重要であることを理解して、以下の点を心がける。

- 個人のできることには限界があることを認識し、一人で抱え込まない。
- ストレスに伴う心身の不調は、誰にでも起こることを認識して、相談・受診をためらわない。
- リラクゼーションや気分転換を取り入れる。

さらに、自ら及び同僚の心身の状態を注意深く観察するとともに、その不調をできるだけ早期に発見して休息や相談につなげるよう努める。

第6 転出に伴う学籍変更等

校長は、学級担任に指示して、事故・災害等により避難・移動した児童・生徒及び転出する児童・生徒について、電話等による連絡・移動先訪問などを行い、実状を把握する。

そのうえで、避難先が遠距離の場合、原則として転退学の手続きをとる（学校に通学可能な範囲の避難所に避難している児童・生徒等は、原則として元の学校に籍を置く。）。

親族宅等への避難により一時的に転学する児童・生徒は、転学手続きについて柔軟な対応をする。

なお、学校及び教育振興部（学校支援課）は、本内容について保護者に事前に十分周知するとともに、転出に伴う手続きについて、避難所等に掲示するなどして保護者に周知徹底する。

第7 就学（入園）相談に関する対応

就学（入園）を控えている児童・生徒等の保護者にとって、震災後の混乱した状態の中で就学（入園）は大きな不安となる。学校は、就学（入園）相談を十分行える相談コーナーを設置し、保護者や児童・生徒等の不安解消に努める。

また、教育総合相談センターとの連絡・調整をする。

第4章 南海トラフ地震対策

第1 基本的な考え方

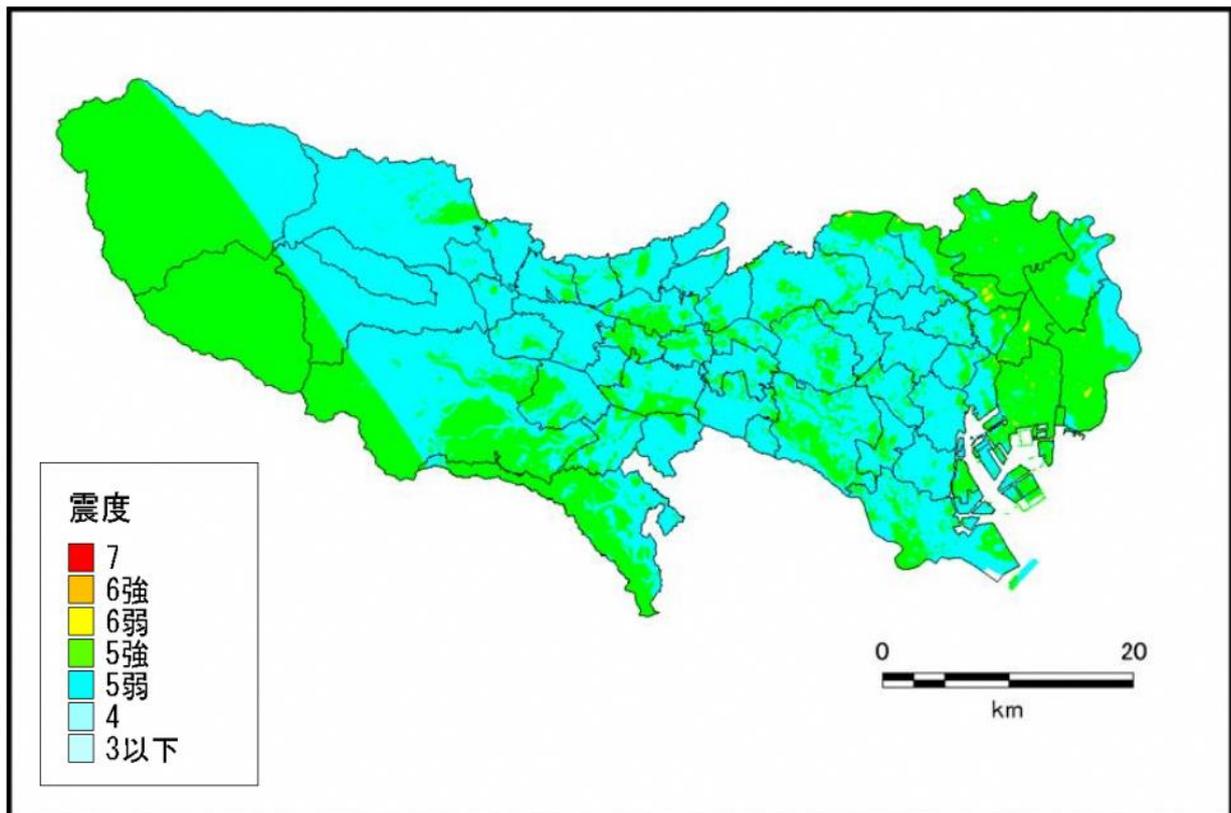
基本的には、第1章～第3章の考え方に基づき対策を行う。以下、南海トラフ地震対策として特筆する事項を示す。

第2 事前対策

1 被害想定の確認

北区では、南海トラフ地震発生時の最大震度は5強程度とされている。首都直下地震発生時の想定と比較すると震度は小さいが、揺れ（特に長周期地震動）や火災には十分注意する必要があるとともに、社会的混乱が発生されることが想定されることを考慮し、発生時の対応について定めておくことが重要となる。

■南海トラフ地震発生時震度分布



出典：首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月）

2 「南海トラフ地震に関連する情報」の理解促進

「南海トラフ地震臨時情報」は、南海トラフ沿いで異常な現象を観測された場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価された場合等に、気象庁から発表される情報である。情報名の後にキーワードが付記され「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表される。

気象庁において、マグニチュード 6.8 以上の地震等の異常な現象を観測した後、5～30 分後に南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表される。その後、「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の臨時会合における調査結果を受けて、該当するキーワードを付した臨時情報が発表される。

■南海トラフ地震に関連する情報について

南海トラフ地震 臨時情報		発表条件
キーワード	調査中	<ul style="list-style-type: none"> ■ 観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合
	巨大地震警戒	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において M8.0 以上の地震が発生したと評価した場合
	巨大地震注意	<ul style="list-style-type: none"> ■ 南海トラフ地震の想定震源域内のプレート境界において M7.0 以上、M8.0 未満の地震が発生したと評価した場合 ■ 想定震源域のプレート境界以外や、想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲で M7.0 以上の地震が発生したと評価した場合 ■ ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合
	調査終了	<ul style="list-style-type: none"> ■ 巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震 関連解説情報		発表条件
		<ul style="list-style-type: none"> ■ 観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況の推移等を発表する場合 ■ 「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合(ただし臨時情報を発表する場合を除く)

出典：内閣府 HP「南海トラフ地震臨時情報が発表されたら！」

第3 応急対策

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合

条件	教育委員会の対応	学校の対応
南海トラフ地震 臨時情報 （調査中）	【連絡体制】 国や東京都からの 情報を各学校に提供	<ul style="list-style-type: none"> ・通常どおり ・正確な情報の収集、把握 ・揺れに備えた役割分担、学校施設の点検、児童・生徒等の安全確保、地震発生後の災害応急対策手順等の準備
南海トラフ地震 臨時情報 （巨大地震警戒・ 巨大地震注意）	【警戒体制】 <ul style="list-style-type: none"> ・国や東京都からの情報を各学校に提供 ・状況によっては、教育委員会が「一斉休校」を判断し、各学校へ通知（他自治体の対応例はP94を参照） 	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、通常どおり。ただし教職員間、保護者、関係機関の情報共有や状況確認を行う可能性があるため、連絡体制の確認・確保 ・教育委員会より「一斉休校」の指示があった場合は休校。指示がない場合でも、情報の切迫度、地域等の危険度により、各学校で登下校の見合わせ等の判断 ・状況に応じて体制の拡大縮小を検討 ・地震防災対策推進地域※1 や南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域※2 への社会見学、遠足等の際は、児童・生徒等を安全な場所(避難場所等)まで引率し、待機

※1：南海トラフ地震防災対策推進地域：①震度6弱以上の地域、②津波高3m以上で海岸堤防が低い地域、③過去の被災履歴がある地域、④防災体制確保の観点から配慮が必要な地域

※2：南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域：①津波により30cm以上の浸水が地震発生から30分以内に生じる地域、②特別強化地域の候補市町村に挟まれた沿岸市町村、③同一府県内の津波避難対策の一体性確保を図る必要のある地域

2 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合

通常どおりとする。

3 教育委員会事務局への報告

「南海トラフ地震臨時情報」を受けて、学校が臨時休校措置等の対応を行った場合、教育振興部に報告する。

4 南海トラフ地震が発生した場合

首都直下地震等の発生と同様に、震度に応じた対応を実施する。

■（参考）南海トラフ地震臨時情報が発表された場合の他自治体の対応

※全て、南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている自治体の対応例です。

北区は対象地域に該当していないため、参考としてご覧ください。

NO	参考資料、HP	休校に関する対応内容
1	神奈川県 横浜市立大道 中学校	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合、状況によっては、教育委員会が「全市一斉休校」を判断し、各学校へ通知。
2	岐阜県可児市 教育委員会	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）が発表された場合 【登下校時】 ・原則として帰宅する （ただし学校近くまで来ている場合は学校へ行く） ・在宅の場合は登校しない 【在校時】 ・保護者の迎えで下校する 【校外活動時】 ・活動を中断し、学校へ戻る ・保護者の迎えで下校する
3	学校の危機管理 マニュアル作成の 手引き（静岡県 教育委員会）	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、事前避難対象地域に位置する学校はただちに教育活動を中止する。（1週間程度の休校）
4	愛知県豊橋市立 くすのき 特別支援学校	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、原則として臨時休校とする。
5	三重県伊勢市 みなと小学校	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合、 ①登校前に発表された時：家にいる時は、休校。 ②登校中に発表された時：すみやかに帰宅。ただし、学校の方が近い時には登校し、学校の職員の指示に従って、引き渡しカード記載者の迎えを待つ。 ③始業後に発表された時：授業を中止し、児童・生徒等は学校で待機し、引き渡しカード記載者の迎えを待つ。 ④下校中に発表された時：すみやかに帰宅。保護者に協力を依頼することもある。地震発生後は、保護者が二次災害にあう危険性があるため、原則保護者への引き渡しは行わない。
6	三重県熊野市 教育委員会	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意・巨大地震警戒）が発表された場合、教育委員会から一斉休校等の指示がある場合がある。
7	徳島県学校防災 管理マニュアル	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合、A・Bのいずれかとする。 A：1週間程度の臨時休業（週休日・休日を含む） B：原則として、3日間の臨時休業（週休日・休日を含む）

第3編 風水害編



第1章 基本的な考え方

基本的には、「第2編 震災編」の考え方に基づき、事前対策及び応急対策を行う。以下、風水害対策として特筆する事項を示す。

第2章 事前対策

第1 被害想定の確認

学校の立地により、学校ごとに風水害の危険性が異なる。特に、洪水及び土砂災害発生の際は甚大な被害が発生する恐れがあるため、ハザードマップ等で把握しておく。

学区ごとの洪水及び土砂災害ハザードマップは、【資料編：資料2 学校リスクマップ】を参照。

■北区HP：ハザードマップ（水害・土砂災害）

<https://www.city.kita.lg.jp/safety/disaster/1018235/1002608/1002637.html>

第2 風水害リスクの種類を踏まえた事前対策方針

1 荒川浸水想定区域内及び土砂災害（特別）警戒区域内の各学校の対応

荒川浸水想定区域内及び土砂災害（特別）警戒区域内に立地する各学校は、水防法及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき「避難確保計画」を作成し、計画に基づく訓練を実施することが義務付けられている。

対象の学校は、北区危機管理室防災・危機管理課が運用している「避難確保計画作成支援システム」にて、避難確保計画を作成する。また、訓練の実施後も当システムにて北区へ報告を行う。

■北区HP：要配慮者利用施設の避難確保計画の作成等について

<https://www.city.kita.lg.jp/safety/disaster/1018237/1018239/1002612.html>

2 その他の各学校の対応

荒川の浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域には立地しないが、隅田川、新河岸川、神田川、石神井川の浸水想定区域内に立地する各学校も、上記の避難確保計画作成手順を参考に、「集中豪雨（ゲリラ豪雨）や線状降水帯やそれに伴う石神井川氾濫時等の避難場所及び避難経路図」や「土砂災害時の避難場所及び避難経路図」等を作成し、学校防災計画に定めただうえで、教職員に周知する。

一方で、各種危険区域に立地しない学校も、現在想定されている浸水予測を上回ることも想定して、全ての学校において児童・生徒等の上層階への避難、あるいは非常持出品の移動、避難指示等に基づく校外への避難の必要が生じる場合を想定しておく。

また、水害時の避難場所（高台水害対応避難場所・水害対応避難場所）や避難所として指定されて

いる学校等は、水害により、地域住民等も避難してくる場合がある。避難場所及び避難所開設を予測して、第5編を参考に、教職員の役割分担をあらかじめ定めるなどの準備をしておく。また、北区や自主防災組織と避難場所及び避難所の施設利用や運営支援方針等を検討しておく。

3 放課後子ども総合プラン・児童館・学童クラブとの連携

震災時の対応同様に、災害時における児童館・学童クラブとの連絡・協力体制を構築するため、対応策をあらかじめ協議をしておく。特に、学校に併設している「放課後子ども総合プラン（わくわく☆ひろば）」に参加している児童は、当該プランのマニュアルに従うこととする。そのため、災害時の対応について運営スタッフと共有・調整しておく。

4 特別支援学級における対応等

震災時の対応同様に、一人ひとりの予想される困難を理解し、家庭等と連携しながら、必要な支援体制と対応計画、物品等の準備を行う。なお、障害種別により対応が大きく異なる点があることにも留意する。

第3 風水害時の浸水防止対策

1 学校の周囲の安全確認・事前の対策

学校の周囲に不良箇所がないかを台風や大雨の前に確認し、必要に応じて修理する。
強風により飛散する危険がある物がないかを確認し、あれば室内に移す。

2 排水路の確保・土のうの準備

落葉やごみで雨水ますが塞がれていると、敷地が冠水する恐れがあるため、雨水ますの点検や清掃を行う。

土のうにより校舎等への浸水を軽減することができるため、すぐに土のうを使えるよう、各学校で備蓄するなどの工夫をする。

※土のうが無くても、ゴミ袋やプランター、ポリタンク、レジャーシートなどの身近なものを使って、校舎等の浸水を防ぐことが可能。

3 下水の逆流を防ぐ

急激な水位の増加により下水が逆流し、トイレ等の排水口などから水が噴き出ることがあるため、ビニール袋に水を入れた水のうを設置し、逆流を抑える。

4 備蓄や重要機器・資料等の被害を防ぐ

水害による備蓄や重要機器・資料等の被害を軽減するため、浸水深以上の高い所へ移動しておく。

第3章 応急対策

第1 避難情報・気象情報・水位情報等の入手

下記を参考に、気象等の情報を入手する。予め、情報の目的、性質、収集方法を十分に理解しておく。

■避難情報・気象情報・水位情報等の入手方法

入手先	概要	URL
北区防災ポータル	北区に関する各種情報を集約しているサイト	https://bosaiportal.city.kita.tokyo.jp/
北区防災アプリ (事前にダウンロード・インストールが必要)	北区に関する各種情報を集約しているアプリ	https://www.city.kita.lg.jp/safety/dissaster/1002708.html#app
北区メールマガジン (事前に新規登録が必要)	北区に関する各種情報を電子メール及び北区公式LINEで配信	https://www.city.kita.lg.jp/safety/dissaster/1002557/1002559.html
北区防災気象情報	各種気象情報が確認できるサイト	https://www.micosweb.jp/web/kita-city/
北区水位・雨量情報システム	各河川の水位・雨量情報が確認できるサイト	https://kitaku.tenki.ne.jp/#/
気象情報・注意報 (気象庁)	北区に発令されている警報・注意報等が確認できるサイト	https://www.jma.go.jp/bosai/warning/#area_type=class20s&area_code=1311700
キキクル(気象庁)	北区における災害発生の危険度が分布図で確認できるサイト	https://www.jma.go.jp/bosai/#pattern=rain_level&area_type=class20s&area_code=1311700
台風情報(気象庁)	台風の接近状況が確認できるサイト	https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.778/138.164/&elem=typhoon_all&typhoon=all&contents=typhoon
土砂災害情報システム (東京都)	東京都内の土砂災害危険度情報等が確認できるサイト	https://d-keikai.metro.tokyo.lg.jp/Top

■避難情報・気象情報・水位情報等の関係性

警戒レベル	避難情報	想定される状況	石神井川の氾濫 (台風・集中豪雨・ 線状降水帯の発生)	土砂災害	荒川の氾濫 (大型台風の関東上陸)
5	緊急 安全確保 <命の危険 直ちに安全 確保！>	災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難することがかえって危険であると考えられる状況 人的被害の発生した状況 氾濫が発生したとき	区内で石神井川の氾濫が確認されたとき	大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）の実況値で大雨特別警報（土砂災害）の判定基準を超過し（黒）、さらに降雨が継続する見込みである場合 大雨特別警報（土砂災害）が発表されたとき	氾濫発生情報が発表されたとき
4	避難指示 <危険な場所から全員避難>	災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難すべき状況 前兆現象の発生や現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が高いと判断された状況	氾濫危険情報が発表されたとき 石神井川の水位が氾濫危険水位に達し一定時間を経過また水位の情報が今後も予想される場合 等を踏まえ総合的に判断	土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）が発表されたとき 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で土壌雨量指数の実況値または2時間先までの予測値が土砂災害警戒情報の判定基準に到達する場合（紫） 等を踏まえ総合的に判断	氾濫危険情報が発表されたとき 今後の降雨予測等から氾濫危険水位に達すると見込まれるとき 暴風警報及び暴風特別警報が出たとき 等を踏まえ総合的に判断
3	高齢者等 避難 <危険な場所から高齢者等は避難>	災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難すべき状況	石神井川上流域にて氾濫危険水位に達し、氾濫危険情報が発表されたとき 石神井川の水位が氾濫注意水位に到達後も水位の上昇が続き、今後氾濫危険水位に達すると予想される場合 等を踏まえ総合的に判断	大雨警報（土砂災害）（警戒レベル3相当※1）が発表されたとき 大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）で土壌雨量指数の実況値または2時間先までの予測値が大雨警報（土砂災害）の判定基準に到達する場合（赤） 等を踏まえ総合的に判断	氾濫警戒情報が発表されたとき 今後の降雨予測等から氾濫警戒水位に達すると見込まれるとき 等を踏まえ総合的に判断
—	要支援者 避難開始 ※2	荒川氾濫の可能性が相当に見込まれ、避難に時間を要する避難行動要支援者等が危険な場所から避難すべき状況	—	—	氾濫注意情報が発表されたとき 荒川の水位が氾濫注意水位に達し、今後も危険水位を達するような上昇が見込まれる場合 等を踏まえ総合的に判断
2	大雨・洪水・高潮 注意報 <自らの避難行動を確認>	—	—	—	—
1	早期 注意情報 <災害への心構えを高める>	—	—	—	—

※1 警戒レベル相当情報：気象庁より発表されるものであり、自治体が避難情報を発表する際の参考情報として扱うもの

※2 要支援者避難開始：避難行動要支援者等の避難行動を確実に実施するため、北区独自で避難タイミングをお知らせする情報

出典：東京都北区地域防災計画

第2 水害への対応

北区では、以下2パターンの水害が想定されている。学校は、水害の特徴に応じて対応を行う。校外学習が予定されているまたは実施中の場合についても、水害の大きさや突発性等を考慮した対応を行う。

■北区で想定される水害と学校の対応方針

	気象状況	想定される水害	水害の特徴	学校の対応方針
1	長時間の大規模な降雨を伴う大型台風の発生等	荒川、隅田川、新河岸川、神田川、石神井川の氾濫等	<ul style="list-style-type: none"> 気象予報等にて数日前からある程度の予想が可能 北区の低地側のほとんどが浸水し、大規模な被害が発生する可能性がある 	台風の規模に応じて、休校・休園を判断
2	集中豪雨（ゲリラ豪雨）や線状降水帯の発生等	石神井川の氾濫等	<ul style="list-style-type: none"> 突発的であり予測が困難 石神井川の周辺等が浸水し、中規模な被害が発生する可能性がある 	通常授業中であることも想定されるため、安全確保行動を実施

1 長時間の大規模な降雨を伴う大型台風の発生等くある程度の予測が可能な水害>

大型台風の接近やそれに伴う荒川・隅田川・新河岸川・神田川・石神井川等の氾濫が想定される場合は、気象予報等により数日前からある程度の予測が可能である。

そのため、学校は「情報収集体制」を確立し、気象情報、河川水位情報の収集を行うとともに、以下の考え方にに基づき、休校・休園措置をとることとする。休校・休園措置を行う場合は、事前避難の必要性も含めて保護者へ連絡を行う。

北区で河川氾濫等による被害が発生した場合、学校は「災害対策本部体制」を確立し、児童・生徒等の安否確認等を行い、震災時と同様のフローで災対教育振興部（教育政策課）へ報告する。

教職員も、自らの安全を確保するため事前避難を行い、発災後も浸水している学校へは行かず、情報連絡手段を駆使し安否確認等の対応を行う。

なお、荒川の浸水想定区域内の学校は、別途作成している避難確保計画に基づき行動する。

また、高台水害対応避難場所に指定されている学校は、地域住民の避難場所となる場合がある。水害の恐れがある際は、避難場所の開設を予測し、教職員の役割分担を決める等、あらかじめ準備を行う。

■北区立学校・園における台風等の対応について（令和2年9月改定）※一部語句修正

1 北区が水害対策準備本部を設置し、区立小・中学校に高台水害対応避難場所の開設が決定された場合

予想される降雨量から荒川・新河岸川・隅田川の氾濫の危険性が想定され、北区に水害対策準備本部が設置、高台水害対応避難場所の開設が決定された場合、全校・全園を休校・休園とします。

※休校・休園の期間は、避難場所を開設し、閉鎖後、教育活動再開の準備が整うまでとします。

○教育委員会からは、休校・休園について東京都北区学校園連絡システム（tetoru）で保護者へ連絡します。あわせて、北区ホームページに掲載します。

○学校・園からは、休校・休園について学校ホームページ等で保護者へ連絡します。

【学校・園の再開について】

- 教育委員会からは、再開について学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡します。あわせて、北区ホームページに掲載します。
- 学校・園からは、再開について学校連絡メール配信システム等で保護者へ連絡します。

2 区立小・中学校に高台水害対応避難場所を開設しない場合

(1) 前日（前日までにJRの計画運休が発表されている場合）

- ア 前日のJRの発表で、台風等対応の当日の計画運休が発令から14時までの間に開始される場合は、全校・全園を休校・休園とします。
 - イ ア以外の場合は、台風等対応の当日授業を実施する予定です。
 - ウ 台風等対応の当日、途中で計画運休が解除されても、全校・全園における休校・休園の対応は変更しません。
- ※JRは、京浜東北線かつ埼京線とします。この両線の計画運休が同時に行われ、区内の両線の全駅が計画運休路線に含まれている場合とします。京浜東北線、埼京線がどちらか一方が動いている場合は、本条件には当てはまりません。
- 教育委員会からは、休校・休園の場合には、前日中に学校連絡メール配信システムで保護者へ連絡します。あわせて、北区ホームページに掲載します。
 - 学校・園からは、休校・休園について前日中に学校ホームページ等で連絡します

(2) 当日（前日までにJRの計画運休が発表されない場合）

- ア 北区において、午前6時の時点で「特別警報（大雨・暴風・大雪、暴風雪等）」が発令されている場合は、全校・全園を休校・休園とします。
 - イ 北区において、午前6時の時点で「暴風警報」又は「暴風雪警報」が発令されている場合は、全校・全園を休校・休園とします。
 - ウ 「大雨警報」や「強風注意報」は、全校・全園の一斉休校・休園とはしません。
 - エ 「特別警報」、「暴風警報」、「暴風雪警報」が、その日のうちに途中で解除されても、全校・全園における休校・休園の対応は変更しません。（部活動等、学校・園が主体の教育活動は中止）
- 教育委員会からは、午前6時の時点での判断でア、イの場合、東京都北区学校園連絡システム（tetoru）で保護者へ連絡します。また午前6時の時点で行った判断は、北区ホームページに掲載します。
 - 学校・園からは、午前6時の時点での判断でウの場合、学校連絡メール配信システム等で学校の対応を保護者へ連絡します。

3 登校・登園後に対応が必要になった場合

- 登校・登園後に「暴風警報」、「暴風雪警報」が発令された場合は、近隣関係校（サブファミリー）で情報共有し、繰り上げ下校・降園を判断します。
- ア 幼稚園・こども園は、「降園時刻前に」又は「一時待機」してから、原則として、保護者への引き渡しにより、降園するようにします。
- イ 小・中学校は、「下校時刻前に」又は「一時待機」してから、原則として、保護者への引き渡し、又は教職員等が付き添って集団で下校するようにします。

2 集中豪雨（ゲリラ豪雨）や線状降水帯の発生等〈突発的で予測が困難な水害〉

集中豪雨（ゲリラ豪雨）及び線状降水帯等の発生やそれに伴う石神井川等の氾濫が想定される場合は、突発的な対応となり、授業日は休校・休園措置が間に合わないことが想定される。

校内に児童・生徒等がいる場合は、下校させる方が危険性を伴うため、雨風が弱まるまでは以下のとおり安全確保行動を実施する。

（1）高齢者等避難／大雨・洪水警報発令時の対応（警戒レベル3・情報収集体制の確立）

在校中に大雨警報又は洪水警報が発令された場合は、学校は「情報収集体制」を確立し、雨量等の気象情報や河川の水位情報の収集に努める。

特に、石神井川浸水予想区域内の学校においては、河川の水位の状況に注意をはらい、校内に水が迫る危険を感じた時は、避難指示等の発令を待つことなく、校長の指示により、児童・生徒等を避難させ、非常持出品を移動するなどの対応を行う。

なお、水害対応避難場所に指定されている学校は、地域住民の避難場所となる場合がある。水害の恐れがある際は、避難場所の開設を予測して、教職員の役割分担を決める等の準備を開始する。

（2）避難指示等が出された場合の対応（警戒レベル4・災害対策本部の確立）

水害の恐れがあり避難が必要な場合は、北区から避難指示等が出される。在校中に避難指示等が出た場合には、学校は「災害対策本部体制」を確立し、下記の対応をとる。

- ① 校内放送により、避難指示等が出たことを周知し、児童・生徒等を学級に戻す。
- ② 学級担任が出席簿で出席者を確認する。
- ※ 校長は、水害対応避難場所として開設が指示された場合は、北区水害対策準備本部（もしくは災害対策本部）と情報共有の上、対応を行う。

ア 石神井川浸水予想区域外の学校の対応

- ① 東京都北区学校園連絡システム（teturu）等により、保護者に避難指示等が解除されるまで学校で保護する旨を通知する。
- ② 雨風が弱まり、避難指示等が解除されるまで安全な教室で待機する。

イ 石神井川浸水予想区域内の学校の対応

- ① 校内に水が迫る危険を感じ、避難場所への避難が間に合わないと判断した場合は、想定される浸水深以上の階の安全な教室で待機する。
- ② 東京都北区学校園連絡システム（teturu）等により、保護者に避難場所へ向かうこと及び避難指示等が解除されるまで学校で保護する旨を通知する。
- ③ 避難場所への避難が間に合う場合は、避難場所に受け入れ準備を依頼する。
(人最優先であるため、時間がない場合は依頼を後回しにすることも考えられる。)
- ④ 学級担任が学級単位で引率して避難場所へ引率する。
- ⑤ 非常持出品の持出又は移動する。
- ⑥ 避難場所到着時に出席簿で確認する。
- ⑦ 本部長は避難の完了を北区災対教育振興部へ報告する。
- ⑧ 避難場所まで浸水の恐れがないか逐次確認する。(避難指示等が解除されるまで臨時休校)

■石神井川氾濫想定区域内の学校の対応

災害の程度	管理職	授業担当教員	事務職員等	児童・生徒等の動き
高齢者等避難 ／ 大雨・洪水 警報発令時 (警戒レベル3)	＜各学校において情報収集体制を確立＞			
	<ul style="list-style-type: none"> 気象情報、河川水位情報の収集 状況に応じて、校舎内の安全な場所に避難誘導の判断 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒等の状況確認 非常持出品を移動 状況に応じて、校舎内の安全な場所に避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の応援 	<ul style="list-style-type: none"> 状況に応じて、校舎内の安全な場所へ避難
避難指示 発令時 (警戒レベル4)	＜各学校において災害対策本部体制を確立＞			
	<ul style="list-style-type: none"> 学校災害対策本部の設置 気象情報、河川水位情報の収集 校舎内の安全な場所（又は避難場所）に避難誘導の判断 災対教育振興部（教育政策課）へ状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒等の状況確認 校舎内の安全な場所（又は避難場所）に避難誘導 	<ul style="list-style-type: none"> 教職員の応援 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎内の安全な場所（又は避難場所）に避難 避難指示等が解除され安全が確認できるまで、原則、安全な場所で待機
災害発生後	＜各学校において災害対策本部を継続＞			
	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集（地域の被害状況等の確認） 災対教育振興部（教育政策課）へ状況報告 	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒等の安全確認 施設の安全確認と被害調査 児童・生徒等への待機指示 	<ul style="list-style-type: none"> 施設の安全確認と被害調査 情報収集（地域の被害状況や交通機関運行状況等の確認） 教職員の応援 	<ul style="list-style-type: none"> 校舎内の安全な場所へ避難を継続 授業再開の連絡があるまでの間、学校は休校・休園

○状況に応じた避難の必要性

0.5m以上の水深があると、大人でも歩行が困難となるため、浸水が始まった後に移動することは大変危険である。そのため、避難のための十分な時間を確保できない場合や、浸水深によっては、予定された避難場所等に避難することが必ずしも適切ではなく、校舎の2階以上への垂直避難など、状況に応じて避難を行う。

第3 土砂災害への対応

1 高齢者等避難／大雨警報発令時の対応（警戒レベル3・情報収集体制）

在校中に大雨警報が発表された場合には、学校は「情報収集体制」を確立し、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）等を用いて、各種情報を随時把握する。

特に、校地又は近隣に土砂災害（特別）警戒区域が指定されている場合は、安全に十分注意したうえで、土砂災害（特別）警戒区域を定期的に巡視して、土砂災害の兆候（前兆現象）が起きていないか確認する。危険を感じた時は、避難指示等の発令を待つことなく、校長の指示により、児童・生徒等を土砂災害（特別）警戒区域外の避難場所へ避難させ、非常持出品を移動するなどの対応を行う。

■がけ崩れの主な前兆現象

- ・がけにひび割れができる
- ・小石がパラパラと落ちてくる
- ・がけから水が湧き出る
- ・湧き水が止まる、濁る
- ・地鳴りがする

なお、水害対応避難場所に指定されている学校は、地域住民の避難場所となる場合がある。土砂災害の恐れがあるときは、避難場所の開設を予測して、教職員の役割分担を決めるなどの準備を開始する。

2 避難指示／土砂災害警戒情報発令時の対応（警戒レベル4・災害対策本部体制）

土砂災害の恐れがあり避難が必要な場合は、北区から避難指示等が出される。

在校中に避難指示等が出た場合には、学校は「災害対策本部体制」を確立し、下記の対応をとる。

- ア 校内放送により、避難指示等が出たことを周知し、児童・生徒等を学級に戻す。
- イ 学級担任が出席簿で出席者を確認する。
- ※ 校長は、水害対応避難場所として開設が指示された場合は、北区水害対策準備本部（もしくは災害対策本部）と情報共有の上、対応を行う。

（1）土砂災害（特別）警戒区域外で、通学路に土砂災害（特別）警戒区域を含む学校の対応

- ア 東京都北区学校園連絡システム（teturu）等により、保護者に避難指示等が解除されるまで学校で保護する旨を通知する。
- イ 雨風が弱まり、避難指示等が解除されるまで教室で待機する。

（2）土砂災害（特別）警戒区域内の学校の対応

- ア 危険を感じ、避難場所への避難が間に合わない判断した場合は、想定される堅牢な建物の上階の斜面やがけ地とは反対側の安全な教室で待機する。
- イ 東京都北区学校園連絡システム（teturu）等により、保護者に避難場所へ向かうこと及び避

- 難指示等が解除されるまで学校で保護する旨を通知する。
- ウ 避難場所への避難が間に合う場合は、避難場所に受け入れ準備を依頼する。
(人最優先であるため、時間がない場合は依頼を後回しにすることも考えられる。)
- エ 学級担任が学級単位で引率して避難場所へ引率する。
- オ 非常持出品の持出又は移動する。
- カ 避難場所到着時に出席簿で確認する。
- キ 本部長は避難の完了を北区災対教育振興部へ報告する。
- ク 避難場所が安全か逐次確認する。(避難指示等が解除されるまで臨時休校)

第4 竜巻への対応

近年、竜巻などの激しい突風による災害が相次いでいる。都内でも過去に竜巻による被害が発生し、北区でも竜巻の発生が想定される。

竜巻は、発生予測が難しく竜巻注意情報の精度にも限界があるとともに、その移動速度も速いことなどから、発生時には学校として迅速な対応が求められる。

1 竜巻注意情報が出された場合の対応

竜巻注意情報が発表された場合には、校内放送等により児童・生徒等に注意を呼びかけ、屋内退避を指示する。

さらに、空の様子に注意を払い、竜巻の発生するような積乱雲が近づいている兆しを確認できた場合又は竜巻の発生が確認できたら速やかに校内放送等により竜巻接近を周知し、身の安全確保を指示する。

竜巻注意情報の発表から約1時間は竜巻の発生に注意し、さらに危険な情報が続く場合は、改めて气象台から発表される。

■発達した積乱雲が近づく兆し

- ・真っ黒い雲が近づき、周囲が急に暗くなる。
- ・雷鳴が聞こえたり、雷光が見えたりする。
- ・ヒヤッとした冷たい風が吹き出す。
- ・大粒の雨や「ひょう」が降り出す。



2 竜巻接近時の対応

竜巻は発生予測が難しく、移動速度も速いことから、竜巻の発生に気づいてから避難行動を開始するまで時間的な余裕がほとんどない状況も想定される。

(1) 教室にいる場合

- ア 窓を閉め、カーテンを閉める

第3章 応急対策

第4 竜巻への対応

- イ 窓ガラスからできるだけ離れる。
- ウ 丈夫な机の下に入り、身の回りにあるもので頭と首を守る工夫をする。

(2) 教室以外の校舎内にいる場合

- ア 風の通り道やガラスが飛んでくるのを避けられる場所に身を寄せる。
- イ 壁に近いところで避難姿勢をとる。

(3) 登下校時

- ア 屋根瓦など、飛ばされてくるものに注意する。
- イ 近くの頑丈な建物に避難する。
- ウ 電柱や太い樹木も、倒壊する危険があるため近寄らない。

第4編 その他災害編



第1章 火災対策

第1 基本的な考え方

基本的には、「第2編 震災編」の考え方に基づき、事前対策及び応急対策を行う。以下、火災対策として特筆する事項を示す。

第2 事前対策

学校内には、火災を早期に発見する「自動火災報知設備」や初期消火のための「消火器」など様々な防火設備・消防用設備等が設置されている。各学校に設置されている防火設備・消防用設備等を把握し、その仕組みや機能を十分に理解し、操作方法などを習熟しておく。

■学校に設置されている主な防火設備・消防用設備等

防火設備	消防用設備等
<ul style="list-style-type: none">・ 防火戸・ 防火シャッター	<ul style="list-style-type: none">・ 消火器等・ 屋内消火栓設備・ 自動火災報知設備・ 救助袋・ 避難口誘導灯・通路誘導灯・ 防火水槽

第3 応急対策

1 火災の発見

(1) 火災報知機の感知

点灯した受信機の地区表示等の表示区域を確認し、現場へ急行する。消火器、懐中電灯、マスターキーを携行する。現場確認にあたっては、煙や炎が見えなくても安易に誤報と判断することなく、天井裏、パイプスペース、ダクトスペース、電気配線スペース等の隠ぺいされた部分を見落とさないようにする。確認に手間取るときは、応援を要請する。

情報連絡班に状況を報告し、必要に応じて消防署への通報のほか、初期消火班への初期消火要請、安否確認・避難誘導班への避難誘導準備を依頼する。

(2) 人為的に発見した場合

大声で火事であることを伝えるとともに、非常警報設備、自動火災報知設備の発信機を押す。情報連絡班に状況を報告し、必要に応じて消防署への通報のほか、初期消火班への初期消火要請、避難誘導班への避難誘導準備を依頼する。

2 通報

消防への通報は、火災の状況が十分に把握できない場合でも、まず通報し、状況が確認でき次第、随時通報する。

■消防への通報内容について

通報内容	通報文例
<ul style="list-style-type: none"> ・火災であること ・所在地 ・学校名 ・火災の状況（出火場所、燃焼物、逃げ遅れの有無等） 	<p>火事です。北区〇〇X丁目〇番〇号 〇〇小学校の〇階〇室が燃えています。</p>

3 校内連絡

非常ベルを鳴動させ、校内放送で出火場所、避難誘導等を連絡する。

4 避難誘導

児童・生徒等の避難誘導にあたっては、避難経路の安全を確保しながら、校庭中央など学校内の指定場所へ誘導する。避難誘導は、出火階から始め、順次、出火階の直上階から上の階へ移る。最後に出火階より下の階に対して行う。

学校外へ避難する状況が生じたときは、本部長の指示により避難する。

ア 校内放送により、避難することを周知し、児童・生徒等を学級に戻す。（校舎内が危険な場合は、安全な場所に学級単位に集合させる。）

イ 学級担任が出席者の人数を確認する。

ウ 学級担任が学級単位で引率して避難する。

エ 避難場所到着時に出席簿で確認する。

5 初期消火

初期消火は消火器、バケツ、屋内消火栓設備等を使って行う。初期消火は、①消火器やバケツを使う場合は、天井に火が移るまで、②屋内消火栓設備を使う場合は、熱又は煙等の発生により安全管理上危険と判断されるまでを目安とし、それを超える状況においては、消防署に任せる。危険物が燃えている場合や、火災現場の近くに危険物がある場合も同様である。

6 学校災害対策本部の設置

火災が発生した際、速やかに学校災害対策本部を設置し、本部長の指揮の下に消防計画で定められた自衛消防隊組織の役割分担に従い活動に従事する。

児童・生徒等の安全確認後、本部長は、授業継続又は打切りの判断を行い、保護者へ連絡する。また、教育委員会に火災の発生状況やけが人の有無等を報告する。

第2章 火山災害対策

第1 基本的な考え方

基本的には、「第2編 震災編」の考え方に基づき、事前対策及び応急対策を行う。以下、火山災害対策として特筆する事項を示す。

第2 事前対策

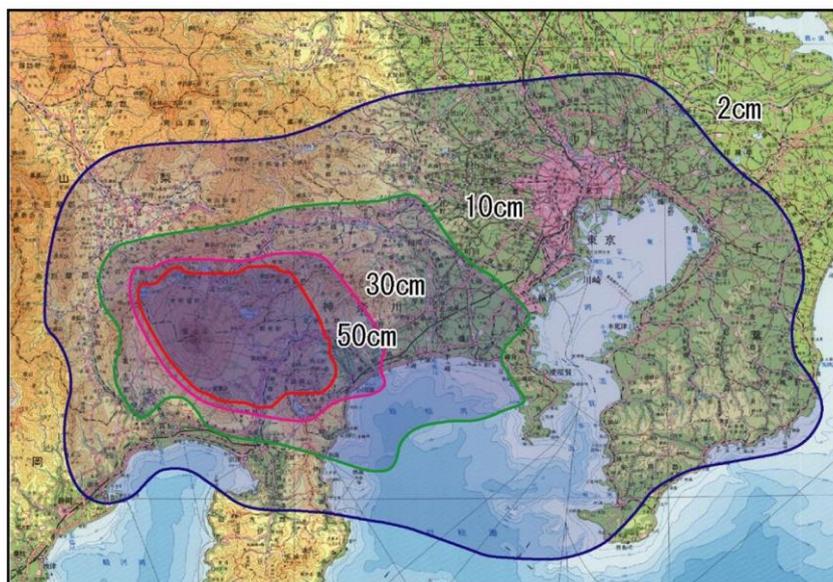
1 被害想定の確認

北区では、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、区内全域で降灰（2～10cm程度）に起因する被害が想定される。

■噴火の規模及び被害の概要

		内容
噴火の規模等	規模	宝永噴火と同程度
	継続期間	16日間
	時期	①梅雨期、②その他の時期
被害の原因		降灰
被害の範囲		区内全域
被害の程度		2～10cm程度
被害の概要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン ・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

■降灰予想図（降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲）



出典：富士山火山広域防災対策基本方針

第3 応急対策

降灰時は、マスク、目を守るゴーグル等を装備し、降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。

火山灰の収集及び運搬は、原則として、施設管理者が行う。

■降灰予報で使用する降灰量階級表

名称	表現例			影響ととるべき行動		その他の影響
	厚さ キーワード	イメージ※1		人	道路	
		路面	視界			
多量	1mm 以上 【外出を控える】	完全に覆われる 	視界不良となる 	外出を控える 慢性的な喘息や慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)が悪化し健康な人でも目・鼻・のど・呼吸器などの異常を訴える人が出始める	運転を控える 降ってくる火山灰や積もった火山灰をまきあげて視界不良となり、通行規制や速度制限等の影響が生じる	がいしへの火山灰付着による停電発生や上水道の水質低下及び給水停止のおそれがある
やや多量	0.1mm ≤ 厚さ < 1mm 【注意】	白線が見えにくい 	明らかに降っている 	マスク等で防護 喘息患者や呼吸器疾患を持つ人は症状悪化のおそれがある	徐行運転する 短時間で強く降る場合は視界不良の恐れがある 道路の白線が見えなくなるおそれがある(およそ0.1~0.2mmで鹿児島市は除灰作業を開始)	稲などの農作物が収穫できなくなったり※2、鉄道のポイント故障等により運転見合わせのおそれがある
少量	0.1mm 未満	うっすら積もる 	降っているのがようやくわかる	窓を閉める 火山灰が衣服や身体に付着する 目に入ったときは痛みを伴う	フロントガラスの除灰 火山灰がフロントガラスなどに付着し、視界不良の原因となるおそれがある	航空機の運航不可※2

※1 掲載写真は気象庁、鹿児島市、(株)南日本新聞社による
※2 富士山ハザードマップ検討委員会(2004)による想定

出典：気象庁 HP「降灰予報の説明」

第3章 大規模停電対策

第1 基本的な考え方

基本的には、「第2編 震災編」の考え方に基づき、事前対策及び応急対策を行う。以下、大規模停電対策として特筆する事項を示す。

第2 事前対策

第1 被害想定の確認

大規模な停電（ブラックアウト等）が発生した場合、学校照明、冷暖房設備、給食設備、トイレの排水、教育用機材等の設備停止や通信手段の遮断による保護者への連絡不通などが想定される。

■停電により発生するリスク

条件	学校の対応
道路信号機の停止などの交通障害	<ul style="list-style-type: none">・交通量の多い道路で停電による信号機が停止した場合、交通整理員が配置されるまでの間、交通事故の発生率が極めて高くなる。・交通量の少ない交差点は、交通整理員が配置されないこともあり、危険な状態が続く。
情報通信機器などの通信障害	<ul style="list-style-type: none">・テレビや電話をはじめインターネットなどの通信機器の通信障害が発生する。・現代社会では、インターネットをはじめとする情報通信機器が使えなくなると、デマや誤報に振り回され、パニック状態に陥ることがある。
各種夜間照明の停止による事故	<ul style="list-style-type: none">・街路灯や看板など、普段のまちの様子は一変する。・交通事故の恐れその他、盗難などの犯罪など、恐怖感や不安感を感じてしまうことがある。
不安による社会的障害	<ul style="list-style-type: none">・不安がつのり、物資買い占めなどの状況が起こることで、パニックを起こすなど社会的なストレスが発生する。・正常な精神状態を保てなくなり病気やけがを起こしてしまう危険性がある。
各種電気機器の停止	<ul style="list-style-type: none">・学校照明、電化製品、冷暖房設備、給食設備、トイレ設備、教育用機材等すべての機能が停止する。・夏季の高温時は、熱中症などの発生により生命に関わる状態となる。・給水設備（ポンプ等）の停止による断水が発生する。

第3 応急対策

大規模停電が発生した場合は、整備している非常用電源および燃料を活用し、対応を行う。
また、通電火災といった大規模停電時に起こりうる事故等について留意する。

■実施すべき対応

対応	学校の対応
冷静な対応を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・停電は地震や暴風雨などの原因で発生することが多く、ただでさえ不安な状況のなか、停電によりさらに不安が増しパニックになってしまうため、まずは落ち着いて「児童・生徒等の安否確認」を行う。 ・これらを確認してから停電に対する対策を慌てずに行う。
学校の周りの状況を確認	<ul style="list-style-type: none"> ・周りを見てどこまで停電しているか確認する。 ・自校のみであれば、ブレーカーを確認する。周りも消えているようであれば電力会社に確認する。
通電火災対策※	<p><避難時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・停電の原因が雷の場合、電線をとおり雷が侵入し電気設備を故障させてしまうことがあるため、電源プラグを抜く。 ・停電の原因が地震の場合、「通電火災」を防ぐため必ずブレーカーを落とす。 <p><復旧時></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ブレーカーを上げる際は、事前に周辺にガス漏れがないか、電気機器の電源コードはすべて抜けているか、十分に安全を確認してから復旧させる。 ・もしガス臭がしたり、コンセントに異常があれば、復旧させずに専門業者に相談する。 ・安全を確認したうえで、ブレーカーを上げる際には万が一の出火に備えて消火器を用意する。 ・仮に、通電後に焦げ臭いにおいや煙、異音など、何か異常を感じたら直ちにブレーカーを再度落とし、消防機関に連絡または専門業者に相談する。

※通電火災の原因：

- ①停電の復旧に伴い地震によって散乱した室内で電気ストーブや照明器具に通電し、近くの可燃物に着火する場合がある。
- ②地震により電気配線の被覆や電気機器本体が損傷している状態で通電すると火花が発生することがあり、その火花が可燃物や漏れているガスに引火することで火災になる場合がある。
- ③地震以外でも台風などの風水害による停電の際にも、雨漏りなどでコンセントや天井裏の配線が濡れた状態で復旧してしまうと、トラッキング現象やショートを誘発し、火災になる場合がある。

第4章 原子力災害対策

第1 基本的な考え方

基本的には、「第2編 震災編」の考え方に基づき、事前対策及び応急対策を行う。以下、原子力災害対策として特筆する事項を示す。

第2 事前対策

東日本大震災による福島第一原子力発電所の事故では、発電所から220 km離れている北区においても、様々な影響を受けた。

都内及び区内において原子力災害による放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備えておく必要がある。

第3 応急対策

1 情報収集と児童・生徒等への情報伝達

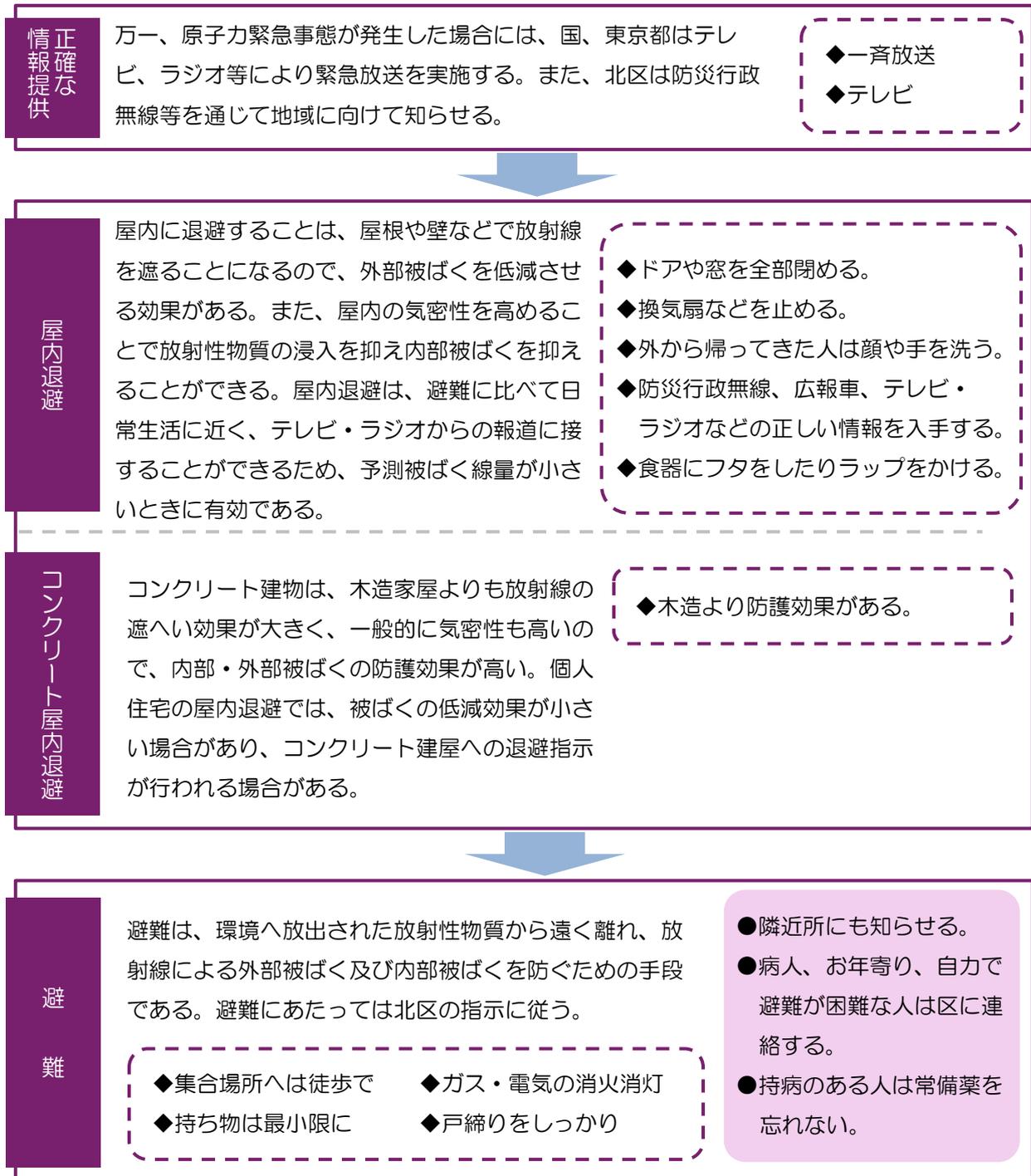
放射線は無色無臭であり、そのレベル、被ばくや汚染の程度などを知覚することはできない。よって、緊急事態においては、国や東京都、北区災害対策本部からの指示や情報が唯一のよりどころとなる。

災害発生時には、北区災害対策本部と綿密に連絡をとり、情報収集に努める。災害対策本部の情報から状況等を把握し、屋内退避・避難等の対応について指示を受ける。

2 適切な退避と避難行動

災害対策本部の対応方針に応じて、児童・生徒等に対してとるべき行動の指示を行う。例えば、戸や窓を閉めたり、換気扇、空調設備を止めたりするなど、外気を遮断する等の具体策をとる。なお、対策本部からの指示を受けた際、屋外にいた児童・生徒等は、顔や手の洗浄、シャワー等が必要な場合もある。

また、東京都北区学校園連絡システム（tetoru）等により保護者へ連絡する。



出典：文部科学省「学校防災マニュアル（地震・津波）作成手引き」を参考に作成

第5章 新興感染症対策

第1 基本的な考え方

基本的には、「第2編 震災編」の考え方に基づき、事前対策及び応急対策を行う。以下、新興感染症対策として特筆する事項を示す。

第2 事前対策

大規模災害の後などは、衛生環境の悪化等に伴い感染症が発生しやすいうえ、外傷に伴う破傷風やその他の創感染症発生の危険性もあるため、通常以上の注意が必要である。

ひとたび感染症が発生した場合は、避難所や仮設住宅等の集団内での密集した場所で伝播しやすく、児童・生徒等間の接触が濃厚な学校は感染症が起りやすい場となる。

重要なことは、①「感染症の予防」と②「感染症が発生した場合にその拡大を防ぐこと」である。

感染症を予防するためには、衛生的な環境を維持し、手洗いなどを励行する。また、感染症の拡大を防ぐためには、早期発見と初期段階での適切な対応が重要となる。

■基本的感染対策の考え方

基本的感染対策	考え方
マスクの着用	<ul style="list-style-type: none">• 個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本• 重症化リスクの高い者への感染を防ぐため、マスク着用が効果的な場面ではマスクの着用を推奨
手洗い等の手指衛生・換気	<ul style="list-style-type: none">• 一律に求めることはしないが、新型コロナの特徴を踏まえた基本的感染対策として有効
三密回避	<ul style="list-style-type: none">• 一律に求めることはしないが、流行期において、重症化リスクの高い方は、換気の悪い場所や、不特定多数の人がいるような混雑した場所、近接した会話を避けることが感染防止対策として有効 (避けられない場合はマスク着用が有効)

第3 応急対策

1 学校内で感染症が発生した場合

各教員は、クラス内で手洗い徹底や咳エチケット指導等感染拡大の防止策を講じる。また、感染症が疑われる児童・生徒等は、他の者との接触を出来るだけ避けるよう配慮し、学校医などと連携の上、早期の検査を行う。

学校長は、学校の感染症発生状況を取りまとめたうえで、教育振興部及び北区保健所へ報告する。また、学級・学年閉鎖等を検討する。

■病名が判明する前にすべきこと

- 発熱や嘔吐があった場合にはマスクを着用させ、他の生徒と接触しないように空き教室で休ませる。
- 体温計による体温測定を行う。また、当該児童・生徒等の症状を観察する。他の児童・生徒等の健康状態についても確認する。
- 保護者に連絡を取って、当該児童・生徒等を引き取りに来てもらう。病院に受診した結果を連絡してもらう。
- 吐物等の拭き取り、汚染された衣類等の片づけの際には、ビニール手袋やマスク等を用いて、直接の接触を防ぐ。
- 吐物等の拭き取りに使用したペーパータオル等や汚染された衣類等は、衛生的に廃棄するか、捨てられないものは塩素系漂白剤又は熱湯でつけ置き洗う。
- 吐物のあった床等は、次亜塩素酸ナトリウム（塩素濃度約 200ppm：市販の塩素系漂白剤の塩素濃度は5～6%であるため、250倍に希釈）で浸すように拭き取る（塩素ガスの発生に注意）。吐物等を処理した場合は、必ず十分な手洗いとうがいをを行う。

2 学校周辺地域で感染症が発生した場合

養護教員等は、学校周辺地域の感染症の流行情報収集を行い、対応・留意点等の周知を行う。

第6章 熱中症対策

第1 基本的な考え方

基本的には、「第2編 震災編」の考え方に基づき、事前対策及び応急対策を行う。以下、熱中症対策として特筆する事項を示す。

第2 事前対策

熱中症は、迅速・適切な対応をしなければ、死に直結することもある疾病であるが、近年の熱中症搬送者数は毎年数万人にのぼるなど、災害級の暑さとなっている。

これを受けて、「熱中症予防情報サイト」（環境省）では、過去に例がない危険な暑さが予想される時に、熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）・熱中症警戒情報（熱中症警戒アラート）が発表されている。また、全国の情報提供地点（約840地点）の暑さ指数（WBGT）も確認できる。

屋外や屋内での活動する場合、実際に活動する場所における熱中症の危険度を、各アラートや暑さ指数（WBGT）の発表状況を踏まえ、適切に判断する。また、校外学習や宿泊学習等の際は、当該の都道府県の状態を把握し、活動内容等について適切に判断する。

■日常生活に関する指針

暑さ指数 (WBGT)	注意すべき 生活活動の目安	注意事項
熱中症特別警戒 アラート (35以上)	すべての 生活活動で おこる危険性	・過去に例のない危険な暑さ等となり、人の健康に係る重大な被害が生じるおそれがあることから、学校園においては、児童・生徒等の生命を第一に考え、登下校時のリスク等も考慮した上で、教育活動の実施について適切に判断する。
熱中症警戒 アラート (33以上)		・人の健康に係る被害が生ずるおそれがある。不要不急の外出は避ける。
危険 (31以上)		・高齢者においては安静状態でも発生する危険性が大きい。外出はなるべく避け、涼しい室内に移動する。
嚴重警戒 (28以上31未満)		・外出時は炎天下を避け、室内では室温の上昇に注意する。
警戒 (25以上28未満)	中等度以上の 生活活動でおこる 危険性	・運動や激しい作業をする際は定期的に十分に休息を取り入れる。
注意 (25未満)	強い生活活動で おこる危険性	・一般的に危険性は少ないが、激しい運動や重労働時には発生する危険性がある。

※暑さ指数（WBGT：Wet Bulb Globe Temperature）は気温、湿度、日射量などから推定する熱中症予防の指数。予測値は、小数点以下を四捨五入した値。

出典：環境省「熱中症予防情報サイト」等を参考に作成

■運動に関する指針

気温 (参考)	暑さ指数 (WBGT)	熱中症予防運動指針	
熱中症特別警戒アラート (WBGT35以上)		運動は 中止	・涼しい環境以外では、運動等を中止する。 (水泳、部活動、外遊び等を含む。)
熱中症警戒アラート (WBGT33以上)			
35℃以上	31以上	運動は 原則中止	・特別の場合以外は運動を中止する。 特に子どもの場合には中止すべき。
31℃以上 35℃未満	28以上 31未満	嚴重警戒 (激しい運動は 中止)	・熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走 など体温が上昇しやすい運動は避ける。 ・10～20分おきに休憩をとり水分・塩分の補給を 行う。 ・暑さに弱い人※は運動を軽減または中止。
28℃以上 31℃未満	25以上 28未満	警戒 (積極的に休憩)	・熱中症の危険が増すため、積極的に休憩をとり適 宜、水分・塩分を補給する。 ・激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
24℃以上 28℃未満	21以上 25未満	注意 (積極的に 水分補給)	・熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。 ・熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に 積極的に水分・塩分を補給する。
24℃未満	21未満	ほぼ安全 (適宜水分補給)	・通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分 の補給は必要である。 ・マラソンなどでは、この条件でも熱中症が発生す るため注意。

※暑さに弱い人：体力の低い人、肥満の人や暑さに慣れていない人など

出典：環境省「熱中症予防情報サイト」等を参考に作成

■その他

- ・「熱中症警戒アラート等のメール配信サービス（環境省）」等を利用した、情報収集のための体制を整備しておく。
- ・本アラート発表時以外にも、活動前・活動中に必ず暑さ指数（WBGT）を正確に計測し、活動の実施について、「熱中症対策ガイドライン（令和4年7月 東京都教育委員会）」等に基づいて適切に判断する。
- ・本アラート発表時には、北区教育委員会から各学校園に対し、情報提供する。

<参考>

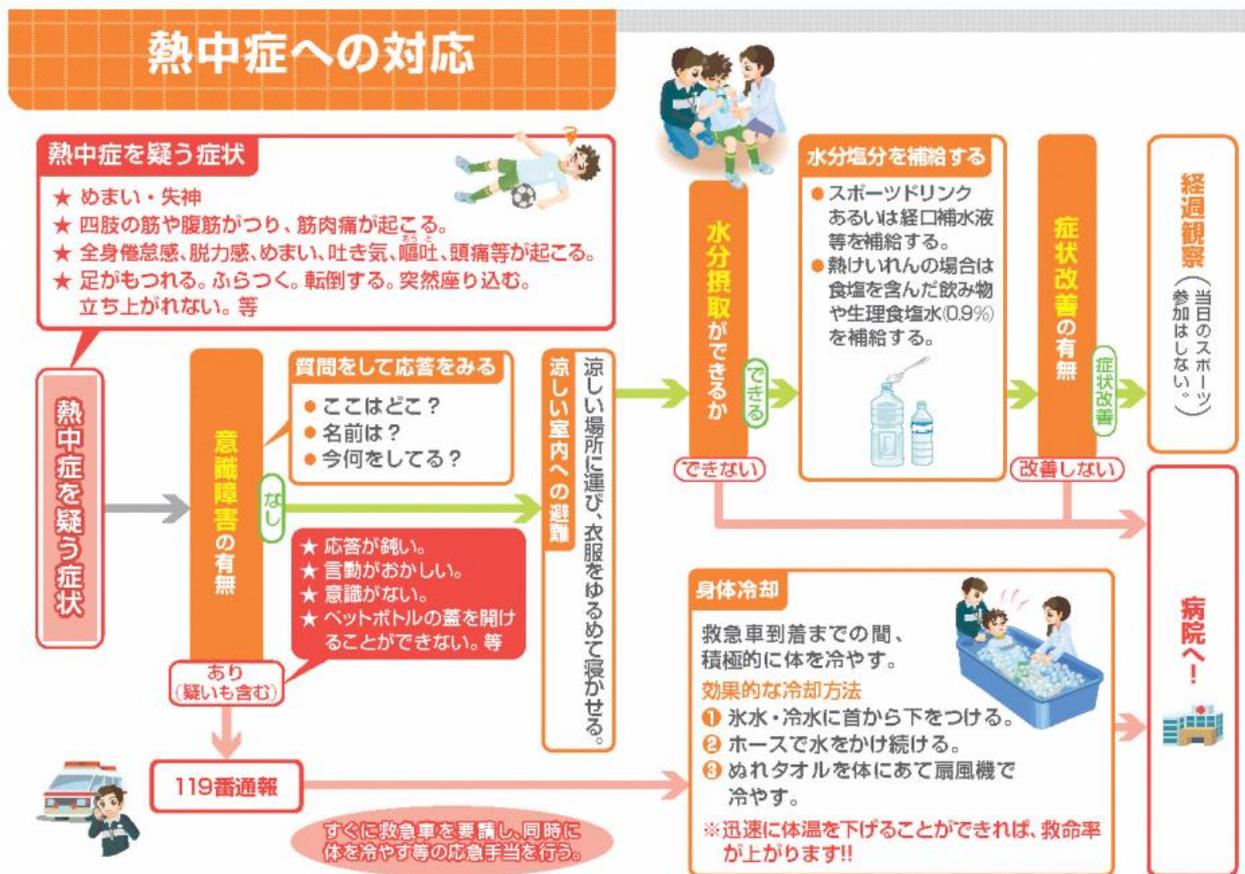
- ・熱中症予防情報サイト（環境省）
<https://www.wbgt.env.go.jp/>
- ・東京都熱中症対策ポータルサイト（東京都）
https://www.kankyo.metro.tokyo.lg.jp/climate/heat_island/heatstroke
- ・熱中症対策ガイドライン（令和4年7月 東京都教育委員会）
https://www.kyoiku.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/kyoiku/heatstroke_guidelines
- ・学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き
(令和3年5月(令和6年4月 追補) 環境省・文部科学省)
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/anzen/1401870_00001.htm

第3 応急対策

熱中症の兆候となる症状が現れた場合には、迅速・的確な対応をとらなければならない。熱中症が疑われる場合の応急処置などの対応手順は、下図などを参考に、わかりやすいフロー形式で整理して、学校防災計画に記載しておく。

また、養護教諭が不在の場面も想定し、熱中症対応に必要な備品を整理し、使用方法を周知しておく。

■熱中症対応フロー



出典：独立行政法人日本スポーツ振興センター、
令和2年度スポーツ庁委託事業・学校における体育活動での事故防止対策推進事業
「スポーツ事故対応ハンドブック（フローチャート編）」(令和2年12月)

その際、以下のような情報も併記しておくこと、より迅速・的確な対応が可能となる。

- 処置に必要な物品（水分補給用の飲料、身体冷却用の冷却剤・氷のう等）の保管場所
- 複数人での対応を想定した役割分担（被災者対応担当、救急車要請・連絡等担当、救急搬送付添者等）
- 対応上の留意点（救急車到着前から身体冷却すること、意識障害がある場合は無理に飲料を飲ませないこと、身体の効果的な冷却方法等）

第7章 国民保護事態への対策

第1 基本的な考え方

基本的には、「第2編 震災編」の考え方に基づき、事前対策及び応急対策を行う。以下、国民保護事態への対策として特筆する事項を示す。

第2 事前対策

国民保護計画が対象とする以下の事態について、役割分担や対応を検討しておく。

■国民保護計画が対象とする事態

1 武力攻撃事態

- ①着上陸侵攻
- ②ゲリラや特殊部隊による攻撃
- ③弾道ミサイル攻撃
- ④航空攻撃

2 緊急処理事態

(1)攻撃対象施設等による分類

- ①危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、
危険物積載船への攻撃、ダム破壊
- ②多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破

(2)攻撃手段による分類

- ①多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による
大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
- ②破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態
航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ

3 NBCを使用した攻撃

第3 応急対策

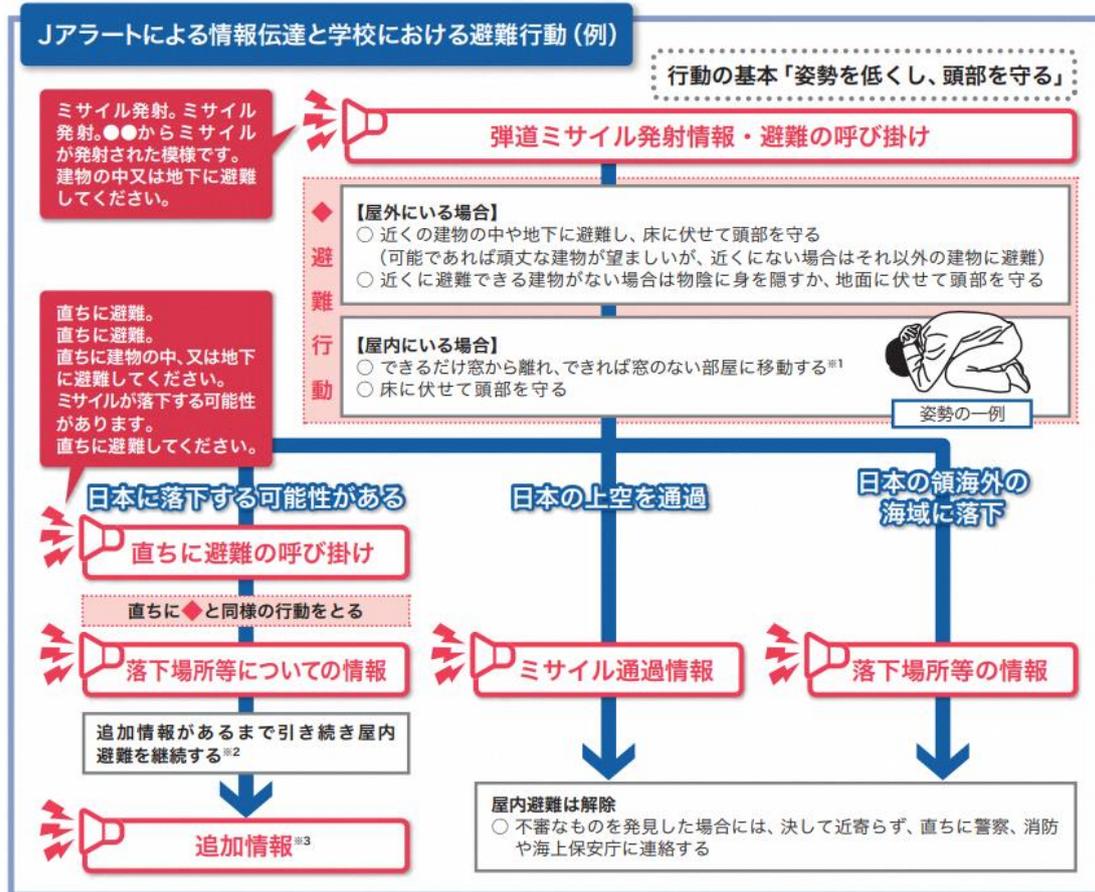
1 武力攻撃（弾道ミサイル発射等）

弾道ミサイルが発射され、日本に飛来する可能性がある場合は、Jアラート等により情報伝達される。Jアラートにより国から緊急情報が発信されると、これを受信した北区では、防災行政無線の警報を区内106基の屋外スピーカーを通じて放送する。また、緊急速報「エリアメール」・緊急速報メールや北区メールマガジン等でも配信する。

(1) Jアラートを通じて緊急情報が発信された際の対応

弾道ミサイルが着弾した際は、爆風や破片等による危険が想定されるため、それらから身を守る行動をとることが必要となる。

ア Jアラートによる情報伝達と学校における基本的な避難行動の流れ



※1 「弾道ミサイル発射情報・避難の呼び掛け」の時点で、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば、直ちにそちらに避難してください。ただし、校舎の状況や児童生徒等の避難経路など各学校の実情を十分に踏まえて、例えばその場に留まることも考慮に入れるなど、安全な避難行動がとれるようあらかじめ検討してください。

※2 「ミサイルが○○地方に落下した可能性がある」等の情報があった場合は、追加情報の伝達があるまで屋内避難を継続し、テレビ、ラジオ、インターネット等を通じて情報収集します。また、行政からの指示があればそれに従って落ち着いて行動します。もし、近くにミサイルが着弾した場合は、弾頭の種類に応じて被害の及ぶ範囲等が異なりますが、次のように行動します。

- 屋外にいる場合は、口と鼻をハンカチで覆いながら、現場から直ちに離れ、密閉性の高い屋内の部屋または風上に避難する。
- 屋内にいる場合は、換気扇を止め、窓を閉め、目張りをして室内を密閉する。

※3 その後の状況に応じて、屋内避難を解除するような情報、又は引き続き屋内避難をするあるいは別の地域へ避難するといった情報が伝えられます。

イ 様々な場面における避難行動等の留意点

①校舎内の対応例

屋内にいる場合でも、すぐに避難できるところに頑丈な建物や地下があれば直ちに避難する。

教室内の授業中で、地下室や窓のない部屋にすぐに移動することが難しい場合等は、窓からなるべく離れて床に伏せて頭部を守ること、机の下に入って頭部を守る。

付近にミサイルが落下した場合は、換気扇を止め、窓に目張りをするなど室内を密閉する。

②校舎外の対応例

校庭での授業中で、近くの建物の中や地下に避難することが難しい場合等は、遮へい物のない校庭の中心ではなく、物陰に身を隠すか、その場で地面に伏せて頭部を守る。

付近にミサイルが落下した場合は、口・鼻をハンカチ等で覆い、密閉性の高い建物の中、又は風上方向へ避難する。

■留意点

場面	留意点
登下校中	<p>ア 登下校中は、地震発生時と同様に、そのとき入手した情報に基づき児童・生徒等が自らの判断で冷静に行動できるよう、事前に指導しておく。</p> <p>イ 屋外スピーカー等から警報が発せられる場合、場所によっては聞こえないこともある。しかし、ミサイル発射情報はテレビやラジオでも伝えられるほか、緊急速報として携帯電話等にもメールが配信されるため、聞こえてくる音を注意深く聞くことも重要となる。また、緊急情報を知った人が何らかの行動をとることから、周囲の変化や人の行動も情報の一つとして考えられる。</p>
校外活動中	<p>ア 校外活動に際しては、学校として、計画の段階で様々な危機事象の発生も想定しておく。活動場所での情報伝達方法や危機事案が発生した場合の避難について、事前に確認しておく。特に、野外での活動の際は、引率者は、携帯電話等の情報ツールを携行することはもとより、情報収集の手段を確保しておくことや、事案が発生した場合の避難を念頭においた下見を行うことなど場所に依って対応する。</p> <p>イ 児童・生徒等に対しては、以上の検討を踏まえ、自由行動中など教職員がそばにいない際の避難行動や連絡手段について、事前に指導しておく。</p> <p>ウ 電車やバス等、公共交通機関においては、車内に流れる情報や乗務員の指示を注意して聞き、その指示に従う。</p>
児童・生徒等が自宅等にいる場合	<ul style="list-style-type: none"> 児童・生徒等が登校前や下校後で自宅等にいる場合は、安全確認が取れるまで待機し、身の安全を確保することが必要であり、こうした行動ができるようあらかじめ指導しておく。あわせて、早朝等に弾道ミサイル発射情報が伝達された場合の登校時間の変更や臨時休業などの学校からの情報伝達の方法や安否確認の方法についても、あらかじめ決めた上で、周知しておく。

ウ 学校における臨時休業や授業の開始時間の判断等について

早朝等の始業前に弾道ミサイルが発射され、Jアラートによる弾道ミサイル発射情報等が発信された後に日本の領土・領海に落下した場合は、落下情報に続いて、追加の情報が伝達される。そのような場合を除き、上空通過の情報や、領海外の海域への落下情報が発信された場合は、避難解除を意味するため、日常生活に戻って登校を開始する。

交通機関の運行の状況等、地域によって状況が異なることから、平素から北区が作成している北区国民保護計画を踏まえて、児童・生徒等への連絡方法や連絡のタイミング、臨時休校などについて学校の対応を検討しておく。

(2) 体制整備

Jアラートにより発信される緊急情報が学校のどこにどのように届くのか確認しておくことが必要であり、その際、学校内での情報伝達の方法も検討し、可能な限り早く共有できる仕組みを構築しておく。

また、施設の状況や児童・生徒等の人数等も踏まえて、学校内の避難場所を決めておくとともに、避難訓練等を通して、その決定した場所が、避難場所として適切かどうかの検証をしておく。

このほか、上述の避難行動の留意点等も踏まえて、学校内だけでなく学校外での授業も含めた様々な状況を具体的に想定しつつ、安全確保の方策についてあらかじめ検討・周知し、全教職員で共通理解を図る。

2 緊急処理事態（テロ行為等）

警察庁組織令第17条は、テロリズムを「広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる極左的主張その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動」と定義している。

米国の連邦捜査局（FBI）は、テロ行為を「政治的又は社会的目的を達成するために、政府、民間人又はその一部に対し脅威を与え、又は威圧することを企図して人間又は財産に対して非合法的なかたちで武力を行使すること」と定義している。

この定義によると、テロ行為は、次の三つの要素からなる。

- ・政治的又は社会的な目的に裏付けられている。
- ・脅威を与え又は威圧することを企図している。
- ・非合法的で、武力の行使を伴う。

したがって、政治的、社会的な目的をもたない爆発事件、脅威を与えることを企図しない自動車事故、武力の行使を伴わない火災などは、大規模なものであってもテロ行為に該当しない。しかし、事件の発生当初は、その目的や企図は不明であることが多いから、「テロ行為」と断定されるのは、事件の全貌がほぼ解明された段階となる。

(1) テロ行為の分類

- ・核兵器（Nuclear）
- ・生物兵器（Biological）
- ・化学兵器（Chemical）
- ・放射性物質（Radiological）

- 放火 (Incendiary)
- 爆発物 (Explosive)
- サイバーテロ (Cyber terrorism)

(2) テロの標的対象

テロの標的対象は以下であるが、学校が標的になることも十分に考えられるため、注意が必要である。

- ア 政府又は軍施設
- イ 防衛関連企業、銀行、証券取引所
- ウ エネルギー、情報通信、交通などの重要インフラ施設
- エ 銃砲、火薬類を保管する施設
- オ スポーツ会場、コンサート会場、遊園地等のイベント会場

[出典]「危機管理実務必携」危機管理実務必携編集委員会：(株)ぎょうせい

(3) テロが行われる(た)場合

ア 事前に犯行声明が行われた場合

当該校以外の特定の場所に生物兵器等を仕掛けたなどの犯行声明が行われた場合、生物兵器などは、風向きにより独自に判断しては危険な場合があるため、冷静に教育委員会からの指示により対処する。

当該校に生物兵器等を仕掛けたなどの予告があった場合は、次のとおり行動する。

不審者：生物兵器等仕掛けたなど犯行予告の電話



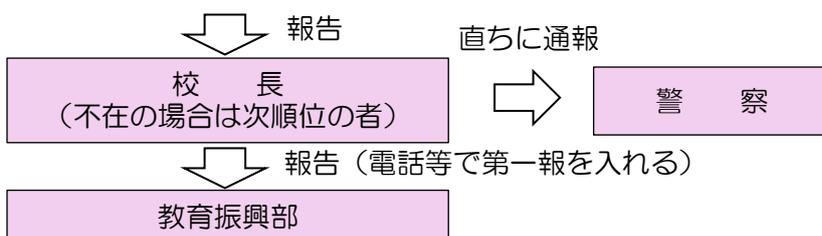
職 員

- ・ 「犯行予告等への対応表」により落ち着いて対応し、情報を把握する。
- ・ 相手に気付かれないように同勤者と連絡を取り（予めサイン等を決めておく）、できる限り録音機器等を活用し、証拠資料の確保に努める。
- ・ 電話のスピーカー機能を活用して同勤者にも聞こえるようにし、協力を求める。その際には、感づかれないように周囲で話をしないようにする。
- ・ 予告電話をいたずら電話と感じた場合でも校長（不在の場合は次順位の者）へ報告する。

■犯行予告等への対応表

聴取内容		聴取時における注意事項
いつ	犯行日時	爆破等の予定日時等の確認
どこで・どこに	犯行場所	設置場所等の特定
だれが	犯人の特徴	言動、なまり、声質、興奮の有無
何を・どのように	爆弾等の特徴	種類、形状、包装の有無
どうなっているか・ どうなるか	爆弾等の規模	被害予測、被害状況
相手の要求等	目的・動機・原因	金銭、嫌がらせ、愉快犯、怨恨
その他	送話口からの騒音等	環境確認（電車の走行音、放送等）

※テロの形態としては、飲食物及び日用品などへの混入、人体への直接注入、爆発物や噴霧器などを使用した散布などが考えられる。



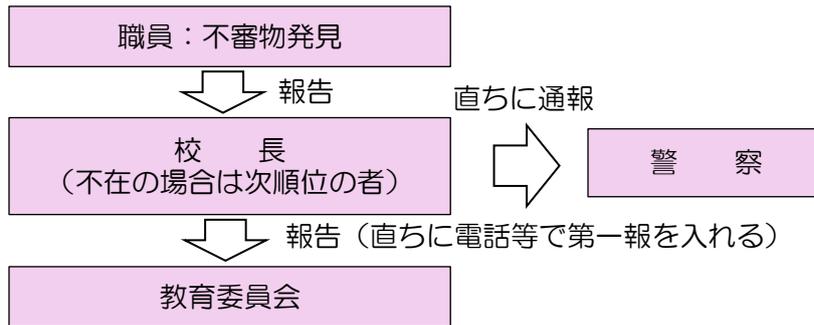
☆爆破等予定時刻が迫っていたり、不明な場合は直ちに全ての人が避難する。

爆破等予定時刻に余裕がある場合は、警察や教育振興部と協議し、適切に対応する。

不審物を検索する場合は・・・

- ・ 爆破等の予定時刻まで余裕がある場合など、警察からの指示を受けた上で不審物を検索する際には、校長（不在の場合は次順位の者）の指揮の下で行う。
- ・ 指揮者は、可能な限り検索要員を編成し、概要説明後、担当区域・不審物発見時の対応を指示して検索を実施する。
- ・ 検索要員は、担当区域について執務室、トイレ、倉庫、機械室、植込み等くまなく責任をもって検索を行い、不審物発見に努める。

イ 事前に犯行声明がなかった場合



- 不審物には一切触れない。
- 警察等に連絡し、全ての人が安全な位置まで離れて待機する。ウィルス・細菌、化学物質が疑われる場合は、警察に調査を依頼する。
- 中身が飛散する恐れがある場合には、危険の及ばない範囲で、ビニールで覆いをする等の対応を施す。
- 核、ウィルス・細菌等、被爆若しくは感染する疑いのある物を発見した場合は、部屋を離れ、ドアを閉め、その区域に人が立ち入れないようにし、その場所又は部屋にいた人全てのリストを作成する。
- 汚染された恐れのある人は速やかにシャワーと石鹸で洗い流し、うがいを行う。脱いだ衣服はビニール袋等で密閉する。
- 汚染の恐れのある場合は、付近の空調、扇風機等を停止する。
- 警察を通じて保健所から連絡が来るため、その前に慌てて医療機関に駆け込む必要はない。ウィルス・細菌の場合は潜伏期間があるため、直ちに自覚症状が起こることはまずないが、何らかの自覚症状があれば医療機関を受診する。

【不審物等に対する着眼のポイント】

- 導火線、乾電池、時計の設置
 - 火薬等の薬品臭
 - 金属や粉のような物が入っている。
 - 秒を刻むような音がしている。
 - 包装に粉等が付着している。
 - 不自然な形状や重さ
- など

3 NBC災害（テロによる場合を含む）

NBC 災害とは

核（物質）（Nuclear）、生物剤（Biological）、化学剤（Chemical）に起因する災害をいう。ここでは、「東京都NBC災害対処マニュアル」からそれぞれの災害の概要と特徴、基本対応を示す。

（1）核（物質）による災害

ア 核（物質）の概要と特徴

①概要

- 都内には原子力施設が存在せず、他県にある原子力施設における「防護対策を重点的に充実すべき地域の範囲」にも東京都の地域が含まれていないことから、一般的に、原子力による災害が発生する可能性は低いと考えられる。一方、都内の医療・研究施設には、放射性同位元素などの放射性物質を取り扱っているものが多く存在するが厳しい法規制等の下で、厳密に管理されている。
- 核物質等が盗難などにあつた場合、それらがテロなどに悪用される可能性があるため、適切に保管管理をする必要がある。核物質を使用し、又は核物質取扱施設等を攻撃してその放出を狙ったものを核（物質）テロという。

②特徴

核（物質）テロ災害には、次のような特徴が挙げられる。

- 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できず、被害に遭った時の被ばくの有無がわかりづらい。
- 放射線量は機器により測定できるが、テロ発生の初期段階では、災害の把握が困難であり、原因となる放射性物質や放射線種の特特定が困難である。
- 一般的に放射線に関する知識が少ないため、不安を抱きやすい。
- 風評被害をはじめ、人心不安の面で影響が大きい。

イ 核（物質）テロに対する基本対応

①人心不安対策

放射線や放射性物質の存在は五感では感じるできないため、被害の程度など災害の影響がわかりにくく、周辺住民等が過度に不安を抱くおそれがある。このため、確実な避難等の措置を講ずるためには、被ばく線量や放射線による身体への影響等について、分かりやすく情報提供することが重要である。

②災害現場における基本的対応

災害現場における基本対応災害現場において放射線の放出が少しでも疑われる場合には、その放出があるものと仮定して行動することを原則とし、原子力災害対策特別措置法、災害対策基本法等に基づいて国と連携を図りながら、原子力災害の特徴を踏まえて対処することを基本とする。

(2) 生物剤による災害

ア 生物剤の概要と特徴

①概要

- ・ 生物剤とは、微生物であって、人間又は動植物の生体内で増殖する場合に、これらを発病させ、死亡させもしくは枯死させるもの又は毒素を生産するもの（生物兵器禁止条約の実施に関する法律）と定義され、これら生物剤がテロリストの兵器として使用されるものを生物テロと呼称している。
- ・ WHO では生物テロに使用される可能性の高いものとして29の病原体をあげており、さらに米国疾病管理予防センターでは、特に危険性が高く早期に対策の必要性があるものをカテゴリーAとし、カテゴリーAには天然痘、炭疽、ペスト、ボツリヌス症、野兔病、エボラ出血熱等が指定されている。

②特徴

生物テロ災害は、次のような特徴があげられる。

- ・ 生物剤は、使用時における検知が困難であり、発症しても人為的か非人為的か、又は集団感染か個別発生か分からない場合が多い。
- ・ 感染した者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。
- ・ 通常発症しない病気が発現する。

イ 生物剤に対する基本対応（天然痘を例に）

天然痘は、主として飛沫感染によりヒトからヒトへと感染することから、適切なまん延防止措置を行い二次感染の拡大を防止する体制を構築する。

また、早期に的確な保健医療対応がなされれば、まん延は防御できることから、迅速な初動対応のための体制を確保したうえで、平常時から区市町村、警察、消防等との連携を強化しておくことが必要である。

(3) 化学剤による災害

ア 化学剤の概要と特徴

①概要

化学剤とは、一般に化学兵器に使用される化学物質を指し、その毒性や刺激性などを利用して人体及び動植物等に被害を与えるものと定義されている。これら化学剤がテロリストの兵器として使用されるものを化学テロと呼称している。

②特徴

通常の化学災害と比較したときの化学テロ災害の特徴

- ・ 通常は化学物質を取り扱うことのない場所で、局所的に集中して急性症状を有する死傷者が発生し、原因物質の特定が困難である。
- ・ 一般的に目や気道（口、鼻）、皮膚等に刺激的な症状が出現する。
- ・ 殺傷目的で合成された物質の場合、毒性が強く、即効性が高く、致死的である。
- ・ 建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。

- ・ 同時多発、広範囲散布の可能性がある。

イ 化学テロに対する基本対応

化学テロ災害発生時は、時間、場所、気象等により、二次災害の発生や被害の拡大に影響を与えかねないことから、防災機関が連携し、被害の拡大防止と原因物質の早期の特定に努める。また、学校や教育委員会は、サリン等による人身被害の防止に関する法律（平成7年4月21日法律第78号）第4条に基づく警察官等の措置に関し、協力を求められた場合は、必要な協力を行うこととしている。

（4）学校において共通する対応

- ・ 「テロが行われる（た）場合の対応 事前に犯行声明がなかった場合」（127ページ）に従って行動する。
- ・ 児童・生徒等の避難に関しては、教育委員会からの指示によること。
- ・ 避難所開設が求められた場合、教職員は協力する。

○対策を講じる上での留意事項

- ・ 迅速、確実な情報連絡体制の確立
- ・ 指示（命令）の迅速な伝達と各部の有機的な連携
- ・ 各災害の特性に応じた適切な対策の実施

第5編 避難所運営支援



第1章 基本的な考え方

小・中学校は、北区地域防災計画で避難所として指定されている。しかし、学校は、本来教育活動を行う場であり、災害により避難所として使用されていたとしても教育活動を再開しなければならない。そのため、事前に自主防災組織と学校施設の使用について調整するとともに、発災時は、避難所管理運営委員会*と密に連絡をとり、児童・生徒等の安全確保を第一としつつ、支障がない範囲で避難所運営の支援を行う。

避難所の開設・運営から、縮小、閉鎖、その後の復興（教育の再開）までの流れは、「避難所運営マニュアル」を参照する。

※避難所管理運営委員会：学校ごとに、学校管理者（校長等）や自主防災組織で組織される委員会

第2章 事前対策

第1 学校施設利用計画の作成

発災後の避難所開設に備え、校長は、自主防災組織と協議した上で立ち入り禁止スペース、避難者の居住スペース、避難所の運営スペースを確保した「学校施設利用計画」を作成する。

避難所として指定されていない学校であっても、住民が「災害時の避難先は近隣の学校」と考えて指定外にもかかわらず避難してきたりすることもある。そのため、平常時から地域の組織や関係機関とのつながりを持ち、災害時における学校の立場を事前に明確化しておくことで、いざというときの混乱を最小限にするよう備えることも必要である。

■学校施設利用計画の作成例 ※配慮すべき点等については避難所運営マニュアルを参照

区分	備考	計画例
(1) 立ち入り禁止スペース		
児童・生徒等の安全確保・保護スペース	<ul style="list-style-type: none"> 保護者への引き渡し前の児童・生徒等の安全確保・保護をするための場所 保護の長期化を想定し、寝泊まりができる場所を確保 	校庭 ↓ 教室
学校機能スペース	<ul style="list-style-type: none"> 情報管理・学校機能維持の観点から開放すべきでないスペース 	校長室、職員室等
(2) 避難者の居住スペース		
一般避難者(外国人含む)の避難所スペース	<ul style="list-style-type: none"> 避難者一人あたり必要な広さ(概ね3.5㎡程度、感染症流行下においては概ね4㎡程度)と通路を考慮 再開した教育活動と避難生活が並行する場合を想定し、教育活動エリアと避難所エリアを分離 避難者人数は、災害の程度や経過時間によって変化することを考慮し、開放するスペースの順序を定め、段階的に順次開放・縮小していく事が望ましい。(体育館→特別教室→普通教室) 	体育館 ↓ 特別教室 ↓ 普通教室
要配慮者(高齢者、障害者、難病患者、妊産婦及び乳幼児等)の避難所スペース(福祉避難室)	<ul style="list-style-type: none"> 多機能トイレ等からの位置が近く、寒さ、暑さの対策が取りやすい場所に配慮することが望ましい。 	特別教室
感染症等により他の避難者等と隔離して保護するスペース	<ul style="list-style-type: none"> 一般の避難者の居住スペースから離れた場所が望ましい。 	特別教室
更衣室・授乳室	<ul style="list-style-type: none"> 男女別に透けて見えない場所 乳幼児への授乳、休息等も想定 	特別教室
給水場	<ul style="list-style-type: none"> 飲料水、生活用水を供給する場所 ※原則、給食室等内調理機器は、専門技能が必要なため、炊き出し等では使用しない。ただし、必要に応じて関係部局で事前に協議のうえ使用する場合がある。 	給食室
調理室	<ul style="list-style-type: none"> 自炊、炊き出しをする場所 	家庭科室
洗濯場	<ul style="list-style-type: none"> 生活用水が確保しやすい場所 	校庭
物干し場	<ul style="list-style-type: none"> 日当たりの良い場所(女性への配慮が必要) 	校庭、屋上
仮設トイレ設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 女性、高齢者、障害者等への配慮が必要(安全性や臭気等を考慮) 	体育館脇
ごみ集積場所	<ul style="list-style-type: none"> ごみ収集車が利用しやすい場所 	倉庫
ペット避難場所	<ul style="list-style-type: none"> 居住スペースと分ける(日陰になる場所) 	屋外
(3) 避難所の運営スペース		
避難所運営本部	<ul style="list-style-type: none"> 電話、FAX、地域防災無線、北区ネットワークPC設置が可能な場所 居住スペースと分ける 	会議室
避難所運営委員、北区の学校参集職員、ボランティア等控室	<ul style="list-style-type: none"> 運営側のローテーション体制確保の観点から、休息等が取れる場所が望ましい。 	特別教室
物資集積・配布場所	<ul style="list-style-type: none"> 物資の受入及び管理がしやすい場所 避難所に避難している避難者以外の在宅避難者等も利用することも考慮 	体育館 ・昇降口等
情報掲示板	<ul style="list-style-type: none"> 避難者に伝えるべき情報を掲示 避難所に避難している避難者以外の在宅避難者等も利用することも考慮 	体育館入り口
応急救護室	<ul style="list-style-type: none"> 応急医療活動ができる空間 	保健室
相談室	<ul style="list-style-type: none"> 避難所生活や当面の生活等の相談 	相談室
緊急用駐車場	<ul style="list-style-type: none"> 緊急車両の駐車場所(一般の自動車の乗り入れは禁止) 	玄関前
臨時遺体安置所	<ul style="list-style-type: none"> 搬出が容易な場所 	倉庫

第2 初動期における避難者の受入計画(手順)の策定

発災から避難所開設までの活動を円滑に行うため、次の事項についてあらかじめ自主防災組織と協議を行い、定めておく。

- ア 避難所開設方法
- イ 施設の開錠・安全点検の方法
- ウ 避難者の誘導の方法
- エ 生活必需品の手配の方法
- オ 備蓄品の配布の方法
- カ 自主防災組織(避難所運営主体)との連絡・調整、引継ぎ方法

第3 鍵の預託

北区防災・危機管理課が、夜間・休日の災害発生時に備え、校門や校舎・体育館入口等の鍵をまとめたキーボックスを各校に設置している。なお、キーボックスの位置や入室方法については、北区防災・危機管理課を通じて、北区職員(学校参集職員)や自主防災組織等に伝達している。

○ 学校参集職員

夜間・休日に震度5弱以上の地震が発生した時、学校に自動参集して避難所の開設準備を行う者として、北区が各校に3名ずつ指定した北区職員をいう。

役割：学校避難所の開錠、及び自主防災組織(及び避難者)を中心とした避難所運営態勢の確立に向けた支援

参集：発災後60分以内に徒歩あるいは自転車で参集する

活動期間：避難所管理運営委員会の活動が軌道に乗り、自主防災組織(及び避難者)による避難所運営態勢が確立するまで(発災から概ね1週間)

第4 震災時等における危険物(燃料)の仮貯蔵・仮取扱い

震災等により学校が避難所となり、発電機などの燃料を確保するため一時的に避難所に、指定数量以上の危険物(ガソリン：200L以上、灯油及び軽油：1000L以上、重油：2000L以上)を仮貯蔵・仮取扱いをする場合、所轄消防署長の承認を受けて、10日以内(同一場所での繰り返し承認は3回まで)の期間に仮に貯蔵し、又は取り扱うことができるとされている。また、指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物(「少量危険物」という。)も同様の扱いとされている。

しかし、震災時等においては、交通手段や通信手段が十分確保できないことに加え、所轄消防署の対応が困難となるなど、承認手続きが遅れる可能性がある。学校は、震災時等に危険物の仮貯蔵・仮取扱いを行うことが想定される場合には、実施計画書により事前に所轄の消防署と協議をしておくことで、仮貯蔵・仮取扱いの申請から承認までの期間が大幅に短縮できる。

第3章 応急対策

避難所は、自主防災組織を中心に、学校、北区の連携により、開設、運営が行われる。教職員は児童・生徒等の安全確保に支障がない範囲で、適切な役割分担のもとにこれを支援する。

発災直後は、児童・生徒等の安全確保に全力を注ぎ、予め作成している「学校施設利用計画」に従って児童・生徒等の安全を確保するためのスペースの確保等を行う。

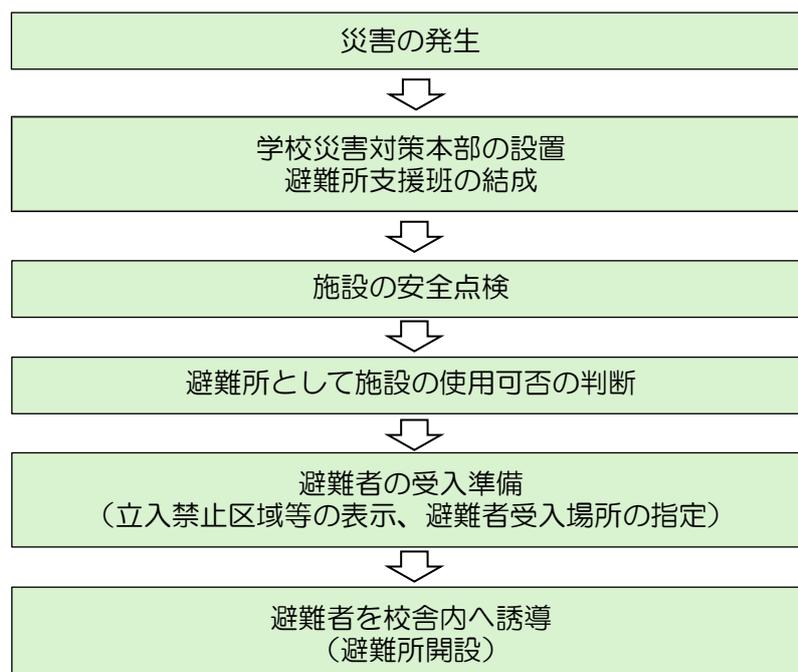
学校災害対策本部の本部長は、児童・生徒等及び教職員の安否が確認でき、二次災害のおそれがないことが確認できたときを目安に、避難所の開設に備え、「避難所支援班」を設置する。

児童・生徒等の保護者への引き渡しの進捗により、順次、教職員を避難所支援班に組み入れて避難所運営の支援にあたる。北区の「避難所運営マニュアル」に従い、運営主体の自主防災組織と協議しながら運営を行う。

第1 避難所の開設

避難所の開設にあたっては、【様式編：様式5 建物被災状況簡易チェックシート】により、避難所となる学校施設の安全確認を行い、使用可否を判断する。二次災害を防止するため安全が確認できるまで、厳冬期であっても避難者を校庭で待機させる。

避難者を受け入れるため、体育館、校舎等の安全点検及び危険箇所、校長室等の立入禁止区域の表示を行った後、避難所となるスペースへ避難者を誘導するとともに、北区災対教育振興部（教育政策課）へ報告をする。



第2 初動体制

発災初動期における避難所運営態勢の確立は、昼間と夜間・休日の場合で異なる。避難所の運営は、原則「避難所管理運営委員会」を設置して行うが、避難所管理運営委員会が確立するまでの間は、以下の役割分担を基本に自主防災組織、校長・副校長、北区職員が協力して対応する。

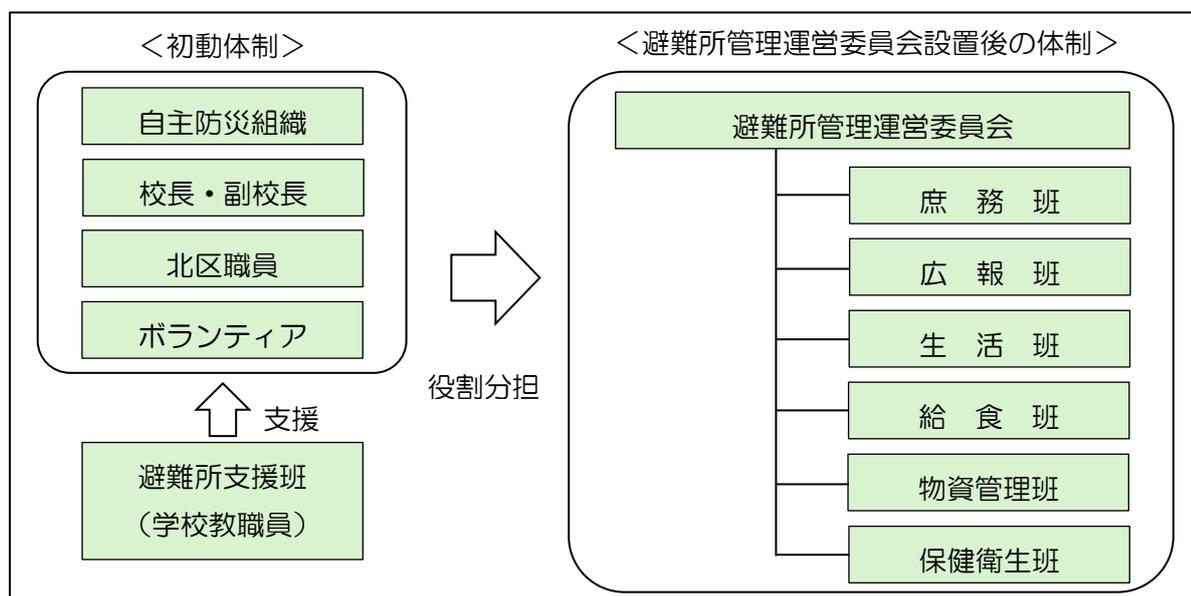
なお、児童・生徒の在校時に発災した場合、「避難所支援班」が災害当初における避難所の開設・管理運営に従事する。

主 体	役 割 分 担
自主防災組織 (避難者)	(1) 避難者の町丁目別整理等の生活秩序の保全 (2) 避難者名簿・部屋割りの管理 (3) 救援物資の管理、仮設トイレ等の防災資機材の組立及び管理 (4) 尋ね人等への対応
校長・副校長	(1) 児童・生徒の避難誘導（児童・生徒の在校時に発災した場合） (2) 施設の被害状況の把握 (3) 学校施設の使用に関すること (4) 避難者の受け入れ場所の指示・誘導
北区職員	(1) 北区職員の参集状況把握 (2) 災害対策本部との連絡調整事務 (3) 災害関連情報の収集、伝達 (4) 避難者の状況把握（人数、負傷者等の有無） (5) 備蓄品の管理・供給 (6) 夜間・休日の発災において、校長・副校長が不在の場合は校長・副校長の役割(2)(3)(4)について学校参集職員が対応する。
ボランティア	北区職員や自主防災組織が対応できない場面で、ボランティア活動を求める。

第3 避難所管理運営委員会設置後の体制

避難所管理運営委員会設置後は、初動期の活動を運営委員会が引き継ぐ。

■避難所運営体制の移行 ※「避難所運営マニュアル」については令和7年度中に改定予定。



■組織の構成と主な役割

組織構成	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所管理運営委員会は、避難所の運営全般について協議する場として、自主防災組織代表、校長、北区職員、各班長、ボランティア代表で構成する。 ・避難生活での避難者の主体的活動を確保するため、委員長は自主防災組織の代表とする。
業務内容	<ul style="list-style-type: none"> ・委員会の開催に関すること ・応援要請、物資補給要請に関すること ・各班の業務調整に関すること ・秩序維持に関すること ・その他、避難所全般の管理運営に関すること

分 担	主な役割
避難所 管理運営委員会 (本部会議)	各班の班長と庶務班で構成される避難所の最高意思決定機関 <ul style="list-style-type: none"> ・北区役所や外部機関との窓口 ・マスコミ対応



※委員会のもとに、業務別に下記の班を構成

庶 務 班	<ul style="list-style-type: none"> ・避難所管理運営委員会の庶務 ・ボランティア受付 ・各班活動調整
広 報 班	<ul style="list-style-type: none"> ・情報収集と整理 ・避難者への情報提供 ・避難者名簿の整理と管理 ・避難者の受付
生 活 班	<ul style="list-style-type: none"> ・生活ルールの作成 ・居住空間の設定
給 食 班	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し ・食糧の配布 ・栄養管理
物資管理班	<ul style="list-style-type: none"> ・学校備蓄品の管理 ・救援物資の受入・管理
保健衛生班	<ul style="list-style-type: none"> ・医療救護 ・災害時要援護者への支援 ・ペットの管理

第4 高台対応避難場所指定校（荒川氾濫想定時）

大規模な台風等による荒川氾濫が想定される場合、北区の高台部にある学校は高台対応避難場所として区民の受け入れを行う。開設にあたっては、北区災害対策本部より管理職宛に連絡があり、開設・運営は北区職員が行う。

北区の低地部にある（浸水が想定される）学校に区民が避難してきた場合には、荒川氾濫時には2週間以上水が引かず孤立する可能性があるため、高台部の避難場所に避難するよう促す。

第5 水害対応避難場所指定校（石神井川氾濫、土砂災害想定時）

台風や線状降水帯等により、急な石神井川の水位上昇や土砂災害の危険が迫ったときには、水害対応避難場所として区民を受け入れる。開設にあたっては、北区災害対策本部より管理職宛に連絡があり、開設・運営は北区職員が行う。

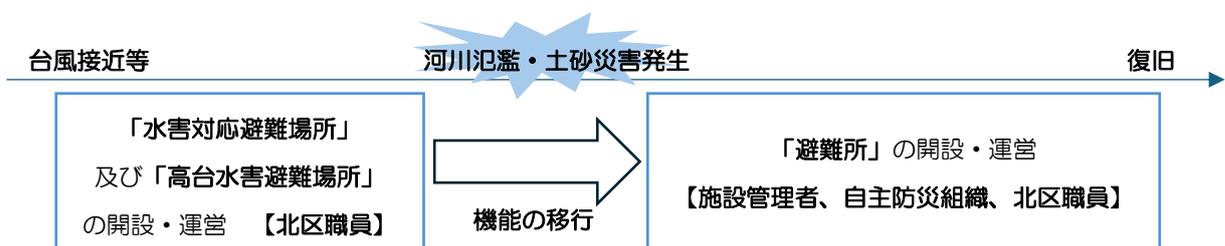
■水害時の避難所運営について（河川氾濫や土砂災害等）

水害は地震とは違い、ある程度の予測が可能のため、「突発的」ではないが、「大規模」な被害が発生する可能性があります。特に、荒川氾濫の際は、北区の低地側が広範囲で浸水することが想定されている。

北区は、水害発生に備え雨風が強くなる前に、区民が命を守るために避難する施設として、想定される被害に応じて、「水害対応避難場所」及び「高台水害避難場所」を開設する。

その際、河川氾濫や土砂災害等が発生し、浸水・がけ崩れなどにより自宅では生活できない被災者が発生してしまった場合は、被災者が一定の期間生活する場所として、「避難所」を開設する場合があります。

「避難所」は、基本的には、水害発生前に既に開設されている「水害対応避難場所」及び「高台水害避難場所」の施設をそのまま使用する。



○荒川の氾濫を想定した場合の避難場所等

分類	位置付け	該当施設	運営	指定
高台水害対応避難場所	川の上流域を含めた広範囲で大雨が降るような大型台風の接近の場合に、災害から身を守るために一時的な避難者の受け入れを行う施設。避難場所内の教室や畳のある部屋、保健室等に要配慮者専用の避難スペースである福祉避難室を設けている。	北区立小 ・ 中学校等	北区職員	高台に位置する北区立小・中学校等を指定する。
垂直避難施設	切迫した水害の危険から逃れるため、一時的に緊急避難する施設	区営住宅、 都営住宅、 UR賃貸住宅、 公社賃貸住宅等	—	災害に対する安全な構造であり、安全な区域に位置する、又は北区洪水ハザードマップを踏まえ、想定浸水以上の階を有し、避難が可能な施設とする。

○石神井川の氾濫・土砂災害を想定した避難場所等

分類	位置付け	該当施設	運営	指定
水害対応避難場所	石神井川の氾濫や土砂災害の発生が予想される場合に、災害から身を守るために一時的な避難者の受け入れを行う施設	北区立小 ・ 中学校等	北区職員	北区洪水ハザードマップや土砂災害(特別)警戒区域等を踏まえ、施設を指定する。

○避難所

分類	位置付け	該当施設	運営	指定	
				荒川の氾濫	石神井川の氾濫・土砂災害
避難所	発災後、浸水などにより自宅では生活できない被災者が、一定の期間、生活する場所	北区立小 ・ 中学校等	自主防災組織 施設管理者及び 北区職員	高台の 小・中学校	石神井川の氾濫による浸水及び土砂災害の影響を受けない学校

第6 児童・生徒のボランティア活動

「今回の震災では多くの一般ボランティアに混じって、避難者でいっぱいになった自分たちの学校や様変わりした街の惨状を前に『今の自分に何ができるか』を自らに問いつづけ行動を起こした中学生や高校生の『ボランティア』がいたことも忘れてはならないだろう。震災後、子どもたちは学校にやって来て、極めて自然な形で自分たちにできる避難所のさまざまな運営作業に関わっていったことが学校の報告からわかる。(中略) 子どもたちは、避難所でのさまざまな奉仕作業への参加を通して、自分を生かすことが社会の人たちの役に立ちうる存在であることに気づいたことだろう。また、相手の立場に立ってものを考えることや自ら責任をもって行動することの大切さなど多くのことを学んだに違いない」(兵庫県教育委員会「震災を生きて」から)。

このように、災害時、児童・生徒の発達段階に応じたボランティア活動を行うことは、他人への思いやりや進んで奉仕する心を培う体験学習の場となる。「少年は必要とされてはじめて大人になる」という言葉もあるように、児童・生徒が災害復旧支援活動に参加することの教育的効果は高い。

校長は、児童・生徒の状況を勘案するとともに、保護者の理解を得ながら、以下のようなボランティア活動に児童・生徒が進んで参加できるように努める。

また、児童・生徒がボランティア活動に当たる場合は、教員(担任等)の直接の指揮下に置く。活動例として、復旧作業の手伝い、物品の配布補助、高齢者等の介助の補助、幼児・児童の話し相手等が考えられるが、東日本大震災での都内の学校では、中学校4校・高校8校で休息場所への誘導案内、備蓄食糧・毛布の配布等が生徒のボランティアとして活動した事例として報告された。

■災害発生後、児童・生徒にできること～災害時のボランティア活動（例）

<前提条件：児童・生徒自身の安全が確保されており、活動に従事できる状態にあること>

学年	●避難所 ○自宅及び周辺 ◎公共施設
小学校低学年	<ul style="list-style-type: none"> ●◎ボランティアの人たちに元気に挨拶をする。 ●避難場所の掃除や整理整頓を手伝う。 ●○○自分より小さい子どもたちと遊ぶ。 ●食事の容器を運んだり、片付けたりする。 ○○徒歩で帰宅する避難者に水や食料を補給する大人の手伝いをする。
小学校中学年	<ul style="list-style-type: none"> ●給水車の到着や救援物資の配給が始まることを知らせて回る。 ●避難場所の掃除や整理整頓を行う。 ●○○自分よりも小さい子どもたちの世話をする。 ●災害救援物資の搬入を手伝う（運べる重さの物を選ぶ。）。 ●避難所のごみの分別や簡易シャワー室の掃除などを手伝う。 ○自宅周辺の道路や道路の瓦礫等を片付ける大人の手伝いをする（簡易な清掃程度）。 ○○徒歩で帰宅する避難者に水や食料を補給する大人の手伝いをする。
小学校高学年	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所の様々な役割分担に積極的に加わる。 ●○○中学生や高校生とともに、自分より小さい子どもの世話をしたり、高齢の避難者の手伝いをする。 ●避難所のごみの分別や簡易シャワーの掃除などを手伝う。 ●◎炊き出しの手伝いをする。 ●布団や毛布などを干したり、取り込んだりする。 ●ペットの散歩を代行する。 ○近所の高齢者宅でできることを手伝う（洗濯、掃除、避難所との連絡）。
中学生	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所のトイレ掃除等、避難所生活を維持するための活動を行う。 ●◎水や食料等や救援物資の配給を手伝う。 ●避難所の高齢者の健康状態を確認するために声をかけて回る。 ●○○高齢者や妊婦、障害者等、災害時要援護者に対して声をかけ、頼まれたことをする。 ●◎小学生や中学生を集め、絵本や本の読み聞かせをする。 ●◎乳児を抱えて避難してきた親の介助をし、乳児の子守をする。 ●◎米飯の炊き出しを担当する。 ●○○避難所や公共施設における情報（救援物資配給、給水車到着予定、被害状況等）を近所の高齢者や障害者宅に届ける。

学年が上がるにつれて、できる取り組みは広がり、主体性も増す。

北区学校防災マニュアル

発行年月:令和7年(2025年)3月

発行:東京都北区教育委員会

編集:東京都北区教育委員会事務局教育振興部教育政策課
〒114-8546 東京都北区滝野川二丁目52番10号
電話:03(3908)9279

刊行物登録番号

6-1-108